

資源循環課

資源循環課本課

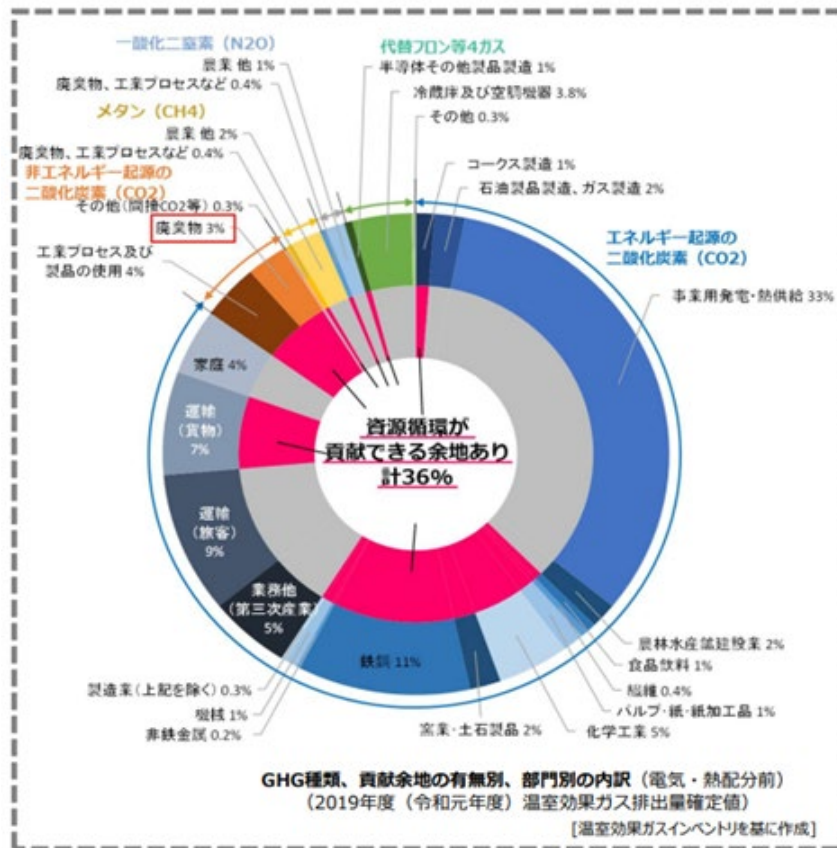
1. 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律について

(1) 法律の背景

地球規模の課題である気候変動問題の解決に向け、我が国においては、令和2年10月に、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル」を目標として掲げている。

このうち、資源循環・廃棄物分野の脱炭素化については、我が国の温室効果ガス排出量全体の約36%は、資源循環によって排出削減に貢献できる余地のある分野であるとの推計もあるため、様々な分野で資源循環を促進していく必要がある。

<図1：資源循環が温室効果ガス削減に貢献し得る分野>



また、循環経済への移行は、ネット・ゼロのみならず、経済安全保障や地方創生など社会的課題の解決に貢献でき、あらゆる分野で実現する必要がある。欧州を中心に世界では、再生材の利用を求める動きが拡大しており、対応が遅れれば成長機会を逸失する可能性が高く、我が国としても再生材の質と量の確保を通じて資源循環の産業競争力を強化することが重要である。

こうした状況において、製造事業者等が必要とする質・量の再生材を確実に供給していく体制の確保のためには、単に資源循環の案件形成を支援するのではなく、資源循環の中核をなす再資源化の取組を高度化していくことが急務となっている。

このため、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和6年法律第41号。以下「再資源化事業等高度化法」という。）が令和6年5月に成立・公布し、令和7年11月に完全施行された。

（２）法律の概要

再資源化事業等高度化法においては、脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進するため、基本方針の策定、再資源化の実施の促進（底上げ）、再資源化事業等の高度化の促進（引き上げ）を講ずることとしている。

➤ 基本方針

令和7年2月に策定した基本方針については、第一に、適正処理による生活環境の保全及び公衆衛生の向上を前提とした上で、国民・消費者の協力を得つつ、産官学が連携しながら、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）に規定する基本原則を踏まえ、質・量両面での資源循環の高度化を推進し、脱炭素化や自然再興、産業競争力強化、経済安全保障といった社会課題の解決、地方創生につなげることが重要であり、関係者の積極的取組により高度な資源循環を行い、その循環された資源を国内で活用することで、国内での資源確保につなげ、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が最小化された循環型社会を実現することなど、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する基本的方向を定めるとともに、第二に、再資源化事業等の高度化のための措置の実施に関して基本的事項を定めている。加えて、それらの措置における国・自治体・事業者・廃棄物処分業者・国民といった各主体の責務や主な取組を定めている。また、第三に、地球温暖化対策の推進に関する法律第8条第1項に規定する地球温暖化対策計画及び循環型社会形成推進基本法第15条第1項に規定する循環型社会形成推進基本計画と整合性のとれたものであるものとし（法第3条第3項）、法に基づく認定制度の施行から3年の間に、国が高度な資源循環の取組に対して、100件以上の認定を行うなど、再生部品又は再生資源の質と量の

確保等の資源循環の取組を一体的に促進するための措置を講じ、第5次循環型社会形成推進基本計画その他の施策と合わせて達成を目指していく、処分を行う廃棄物の数量に占める再資源化を実施すべき量の割合に関する目標等を定めている。

第四として、基本方針は資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する重要事項として、最終処分場の確保、地方公共団体との連携の促進、産官学の連携の促進、人材の育成、災害時対応、国際ルール作り等の国が取組を進めるべき事項についても定めている。

基本方針に基づいた各主体の取組による質・量両面での資源循環の高度化により、2050年ネット・ゼロや2030年ネイチャーポジティブの実現に貢献するとともに、再生部品又は再生資源の質・量の確保を通じ、再生部品又は再生資源の用途拡大・利用による新たな価値の創出につなげることで、産業競争力の強化やバリューチェーンの強靱化による経済安全保障の確保、地域の活性化や個性のある地域の創出への貢献が期待される。

➤ 再資源化の実施の促進（底上げ）

再資源化の実施の促進（底上げ）については、既存の法体系では、廃棄物処分業者全般に対して再資源化を実施するよう求める法的措置がなかったため、再資源化の実施を促進するための措置を講ずることにより、高度化を促進する下

地を形成することを狙いとしている。

このうち、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化を促進するために令和7年2月に定めた「廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項（判断基準）」については、製造事業者等の再生部品又は再生資源に対する需要の把握並びに当該需要に応じた質及び量の再生部品又は再生資源の供給に関する事項、再資源化の生産性の向上のための技術の向上に関する事項、再資源化の実施の工程から排出される温室効果ガスの量を削減するための当該実施に用いられる廃棄物処理施設における設備の改良又はその運用の改善に関する事項、処分を行う廃棄物の数量に占める再資源化を実施する量の割合に関する目標の設定及び当該目標を達成するために計画的に取り組むべき措置に関する事項等を盛り込んでいる。

また、前年度の産業廃棄物の中間処分量が10,000トン、又は、廃プラスチックの中間処分量が1,500トンを上回る特定産業廃棄物処分業者には、毎年度、産業廃棄物の種類及び処分の方法の区分ごとに、その処分を行った産業廃棄物の数量及びその再資源化を実施した産業廃棄物の数量等を環境大臣に報告しなければならないこととし、環境大臣はそれら情報を公表する報告・公表制度を規定している。この規定の趣旨は、製造事業者等は、再資源化に積極的な廃棄物処分業者の情報を得る手段が限定的であり、再生材を調達する必要があるがあっても、ど

の廃棄物処分業者がどのような種類の再生材を供給可能であるかといった情報を入手することは容易ではないことから、廃棄物処分業者の再資源化の実施を公表することで、動静脈連携のマッチングを支援するものである。また、マッチングを支援するという趣旨からは、特定産業廃棄物処分業者以外の産業廃棄物処分業者にも公表によるメリットを受けるニーズがあると想定されるため、特定産業廃棄物処分業者以外の産業廃棄物処分業者も任意で報告できることとしている。本制度については、報告の対象者となる産業廃棄物処分業者に対して、環境省から産業廃棄物処理事業振興財団などを介して周知しているところであり、必ずしも自治体から周知をしていただく必要はない。なお、報告は廃棄物処分業者にシステムへの入力をお願いしており、その内容を検索することができる。検索により、都道府県ごとの状況を確認することも可能であるため、産業廃棄物処分業者の再資源化状況の確認及び地域の新たな資源循環の促進の検討などに適宜ご活用いただきたい。

<参考資料>

- ・報告・公表システム

<https://hk.sanpainet.or.jp/top-page> （検索機能はログイン不要）

<図2：公表のイメージ>

社名	場所	産業廃棄物の種類	処分方法	処分量	再資源化量	再生材の性状	自由記述
A社	●県▲市	廃プラスチック	破碎等	1,000トン	1,000トン	PP70%、ペレット	
			焼却	1,500トン	0トン	—	再資源化不適物のみ焼却
	●県△市	がれき類	破碎	10,000トン	4,000トン	骨材代替品	
B社	□県○市	廃プラスチック	破碎	3,000トン	1,500トン	PS、PP、PE	残渣は二次委託
C社	■県◇町	廃プラスチック	約24% (権利利益の保護請求が認められた場合)				

➤ 再資源化事業等の高度化の促進（引き上げ）

再資源化事業等の高度化の促進（引き上げ）について、先進的な取組を促進するため、3つの類型に該当する事業について、環境大臣による認定制度を創設し、生活環境の保全のための措置を講じさせた上で、廃棄物処理法の特例を措置することとしている。

・類型① 高度再資源化事業

需要に応じた資源循環のために実施する再資源化事業を「高度再資源化事業」と定義し、製品製造事業者が必要とする質・量の再生材を安定的に提供するために、合理的な収集・運搬、再資源化、再生材の供給の体制構築を行う事業が対象となる。

高度再資源化事業としての認定を受けた場合は、当該事業計画に基づいて実施する「廃棄物の収集・運搬、又は、中間処分の業」や「廃棄物処理施設の設置」について、本来、必要となる廃棄物処理法の許可が不要となる特例を設けているほか、廃棄物処理における DX を活用した事務手続き等のスリム化を図っていく。

・類型② 高度分離・回収事業

廃棄物から高度な技術を用いた有用なものの分離及び再生部品又は再生資源の回収を行う再資源化事業を「高度分離・回収事業」と定義し、例えば、太陽光パネルのように、再資源化が可能なものが多く含まれるがその分離に困難が伴うことから再資源化が進んでいない、環境省が指定する廃棄物に対し、高度な技術を用いて有用な再生材を多く回収する事業が対象となる。

高度分離・回収事業は再資源化工程における高度な技術に着目した認定制度であることから、高度分離・回収事業としての認定を受けた場合は、「廃棄物の中間処分の業」や「廃棄物処理施設の設置」に係る廃棄物処理法の許可が不要となる特例を設けている。他方で、廃棄物の収集・運搬は特例の対象外であることには留意が必要である。

・類型③ 再資源化工程の高度化

廃棄物処理施設に再資源化の実施の工程を効率化するための設備その他の当該工程から排出される温室効果ガスの量の削減に資する設備を導入することを「再資源化工程の高度化」と定義し、既設の廃棄物処理施設における脱炭素化を進めることを狙いとしているため、「廃棄物処理施設の設置者」という申請者要件を設けており、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理施設の設置の許可を受けて当該施設を設置した者に限っている。

再資源化工程の高度化については、廃棄物処理法の廃棄物処理施設の設置の変更の許可の特例を措置することとしているが、認定後の指導・監督は、従前と同様に廃棄物処理法に基づく規制によることが適当であることから、認定後には、認定の対象となった廃棄物処理施設を管轄する都道府県の知事等に通知することとしている。このようにして認定後の監督は円滑に移行されることを期待しているが、認定の段階から、当該都道府県等との間で密に連携していきたいと考えている。

<図3：認定制度の類型>

※認定の類型（イメージ）



これら認定制度については、令和8年4月30日に3件の事業計画を認定（類型①2件、類型②1件）したところだが、多くの申請に向けた事前相談等をいただくなど、廃棄物処理業者、製造事業者、自治体等の多くの方から特に関心をいただいている施策である。資源循環業界が自立資源供給産業として変革していくため、廃棄物の適正処理の確保を基盤としつつ、資源循環業界全体の底上げを図る支援を核とした新たな枠組みの構築が進められている。再資源化事業等高度化法の施策により先進的な事例を積み重ね、そこから得られた知見を国が展開していくことで、業界全体での再資源化の取組を促進していく。

（３）今後の運用に向けて

再資源化事業等高度化法に基づく認定については、施行後の３年間で100件の認定を目標としている。当該目標の達成に向けて、事業者への制度の丁寧な周知や理解醸成、マッチング機会の創出等を通じた支援の充実に取り組むとともに、高度な再資源化事業に取り組もうとする事業者をしっかりと後押ししていく考えである。

本法の円滑な運用に当たっては、関係事業者、自治体、関係団体をはじめとする多様な主体の皆様のご理解とご協力が不可欠であると認識している。

引き続き、本制度の趣旨についてご理解を賜りつつ、100件の認定に向けた取組の促進に当たり、積極的なご参画・ご協力いただけると幸いである。

2. 広域認定制度・再生利用認定制度について

広域認定制度は、製品が廃棄物となったものであって、当該廃棄物の処理を当該製品の製造・加工・販売等の事業を行う者が広域的に行うことにより、当該廃棄物の減量その他その適正な処理の確保に資するものと認められる廃棄物の処理を促進するため、廃棄物処理業の許可を不要とする環境大臣認定制度である。平成15年12月の運用開始以降、順調に認定件数が伸びてきており、令和8年3月末現在の累計で、一般廃棄物については124件、産業廃棄物については368件となっている。最近、販売促進のツールとして、あるいは単なる業許可逃れのために本制度を取得しようとする相談が散見されるが、そもそも本制度の趣旨は、拡大生産者責任により、製造事業者等自身が自社の製品の再生・処理の行程に関与することで、廃棄物の効率的な再生利用、減量等を推進し、適正処理を確保するとともに、再生・処理しやすい製品設計への反映を進めることであることから、各都道府県・政令市において事業者等へ本制度の活用を紹介する場合には、本制度の趣旨を適切に説明願いたい。

再生利用認定制度は、廃棄物の減量化を推進するため、生活環境の保全上支障がない等の一定の要件に該当する再生利用に限って環境大臣が認定し、廃棄物処理業及び処理施設設置の許可を不要とする制度であり、平成9年12月の運用開始以降、廃ゴム製品、廃プラスチック類、廃肉骨粉等について認定が行われて

おり、令和8年3月末現在の認定数は累計で一般廃棄物については69件、産業廃棄物については77件となっている。認定の対象となる廃棄物は、生活環境の保全上支障を生じさせない蓋然性の高いものに限定し、環境大臣が個別に告示により指定することとなっており、当該告示に適合する再生利用については積極的に本制度を活用するよう、事業者等へ周知願いたい。

なお、広域認定及び再生利用認定の新規・変更申請の手続きについては、昨年度、オンラインでの手続きが可能となるよう措置している。このほか、広域認定については、令和7年度に廃棄物処理法施行規則を改正し、令和9年度から、広域認定処理の再委託受託者について、申請書に法人の住所及び代表者氏名に代えて、法人番号を記載することも可能としている。

環境省では、広域認定業者や再生利用認定業者に対し定期的な立入検査を実施し、法令の遵守状況等について確認しており、近年、広域認定業者については、廃棄物の不適正な保管を行った事例や認定を受けていない廃棄物の処理を行った事例等が見受けられることから、厳格に指導しているところである。各都道府県・政令市は廃棄物処理法に基づき広域認定業者や再生利用認定業者に対する報告徴収、立入検査、改善命令、措置命令等の権限を有していることから、広域認定業者や再生利用認定業者に対する指導内容等について引き続き協力いただき、情報を提供いただきたい。

また、3 Rの推進の観点から、再生資源を用いた製品や広域認定によりリサイクル体制ができている製品の調達を積極的に行うよう併せてお願いしたい。

<参考資料>

- ・広域認定制度の概要及び申請の手引き

<https://www.env.go.jp/recycle/waste/kouiki/index.html>

- ・再生利用認定制度申請の手引き

<https://www.env.go.jp/recycle/waste/sai-nin/index.html>

3. 廃棄物処理業の振興について

(1) 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の策定・活用について

平成24年に成立した中小企業等経営強化法に基づき、中小企業等は、経営力向上のための人材育成、設備投資などの取組を記載した「経営力向上計画」を事業所管大臣（廃棄物処理業については地方環境局長）に申請し、認定を受けることにより、税制措置や各種金融措置の対象となるため、当該制度が活用されるよう、必要に応じて管内市町村及び廃棄物処理業者への周知をお願いしたい。

<参考資料>

- ・経営サポート「経営強化法による支援」（中小企業庁）

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

（２）廃棄物エネルギーの有効活用による地域共生型廃棄物発電等導入促進事業について

環境省では、令和７年度から地域共生・地域循環、社会全体での脱炭素化を更に加速させるための新規取り組み「地域共生型廃棄物発電等導入促進事業」をスタートさせ、再生利用が困難な廃棄物からのエネルギー創出・活用事業や、災害廃棄物受入等による地元自治体との官民協力構築を支援している。これにより、CO2 排出削減に加え廃棄物処理施設の自立分散型エネルギー源化、創出エネルギーの地域内利活用の促進、地域・くらしの安全・安心、防災力の向上が期待されるところである。

（３）労務費の適切な転嫁について

令和７年の春季労使交渉では、賃上げ額、賃上げ率ともに令和６年を大きく上

回ったところであるが、引き続き、物価上昇を乗り越える構造的な賃上げを実現するためには、特に我が国の雇用の7割を占める中小企業がその原資を確保できる取引環境を整備することが重要である。

中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費の転嫁を促進していくため、内閣官房と公正取引委員会により「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」が令和5年11月に策定され、令和8年1月に改正が行われたところである。この指針の実効性を高めていく観点から、政府では、業界団体を通じた指針の徹底を図るとともに、フォローアップ調査等を行っている。

一方で、「価格交渉促進月間（2025年9月）フォローアップ調査の結果について（確報版）」（令和7年11月28日、中小企業庁）では、廃棄物処理業は全30業種中、価格交渉では29位、価格転嫁（発注企業の業種毎に集計）では28位、価格転嫁（受注企業の業種毎に集計）では25位と、低い水準に留まっている。廃棄物処理事業を確実に実施し、構造的な賃上げを実現するためには、昨今の燃料や物価の状況なども踏まえた適切な委託料・処理料金が事業者を支払われることが重要である。

そのため、環境省においては、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の遵守徹底に向け、所管する18団体に対して文書による要請を行うとともに

に、関係機関や業界団体と連携して労務費等の価格転嫁推進説明会や勉強会を開催した。さらに、令和8年3月に「廃棄物処理業における価格転嫁・取引適正化のためのガイドライン」を策定し、業界団体へ通知・公表した。

こうした状況をよくご理解いただき、公共事業等で廃棄物を排出する際に、廃棄物処理費用についても適正な価格転嫁が進められるよう、関係部局との連携をお願いしたい。特に、環境部局が主体となる一般廃棄物処理における適正な価格転嫁については、廃棄物適正処理推進課資料の「1. 一般廃棄物の適正処理の推進について」における「労務費の適切な価格転嫁」を参照されたい。

<文書要請、説明会を行った所管18団体>

一般社団法人日本環境衛生施設工業会、公益社団法人日本ペストコントロール協会、一般社団法人日本下水道施設管理業協会、一般社団法人日本環境保全協会、公益社団法人全国産業資源循環連合会、公益社団法人日本下水道協会、公益社団法人全国都市清掃会議、一般社団法人持続可能社会推進コンサルタント協会、全国環境整備事業協同組合連合会、全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会、日本廃棄物リサイクル事業協同組合、一般社団法人全国清掃事業連合会、一般社団法人環境衛生施設維持管理業協会、一般社団法人廃棄物処理施設技術管理協会、一般社団法人全国ペット協会、一般社団法人ジャパンケネルクラブ、一般社団法人日本 RPF 工業会、協同組合 日本タイヤリサイクル協会

（４）特定技能・育成就労制度について（外国人材の活用）

我が国の産業を支える人材を適切に確保するため、技能実習制度を発展的に解消して人材育成と人材確保を目的に「育成就労制度」が創設（施行は令和９年）され、人手不足に対応するための「特定技能制度」と連続性をもった制度となった。人手不足が課題となっている廃棄物処分業においても、循環経済行動計画（令和８年４月２１日関係閣僚会議決定）で「特定技能制度・育成就労制度で適正に受け入れた外国人材を活用し、特定技能制度により即戦力となる担い手を確保するとともに、育成就労制度により将来的な担い手となる人材を育成し、担い手不足の解消を目指す。」されているように、当該制度による外国人材活用のため「資源循環分野」の制度対象分野への追加が令和８年１月に閣議決定された。

なお、現在の制度においては、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針（令和７年３月１１日閣議決定）において、特定技能外国人を雇用する企業は地方公共団体から共生社会の実現のために実施する施策に対する協力を要請されたときは、当該要請に応じ、必要な協力をすることが求められている。また、当該企業は特定技能外国人が活動する事業所の所在地及び住居地が属する市区町村に「協力確認書」を提出する必要がある

る。

外国人居住者を担当する部署への対象分野の追加の連絡等、適宜、必要な協力をお願いしたい。

4. 公共関与等による施設整備の推進について（廃棄物処理センター制度）

環境省では、公共の信用力を活用して安全性、信頼性の確保を図りつつ、民間の資本、人材等を活用して廃棄物処理施設の整備を図るため、廃棄物処理法第15条の5の規定に基づき、公的主体の関与した一定の法人等を廃棄物処理センターとして指定するとともに、これらが廃棄物処理施設の整備を図ることにより、先進的な技術的内容を含めた維持管理や事業運営等についての知見を得ることを目的に財政上の支援（課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業）等を行っている。また、産業廃棄物最終処分場の残余年数については、現時点においては目標を達成しているものの、最終処分場の新たな整備が困難な状況が見られることから、引き続き最終処分量の削減や最終処分場の確保に向けた取組が必要となっている。以上のことから、これらの制度を活用しつつ、産業廃棄物の適正な処理に必要な施設の確保に向け、御協力をお願いしたい。

なお、廃棄物処理センターの目的の一つとして、広域的な処理の確保に資することが挙げられる。課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業において、他地域の廃棄物の受入れを排除している場合は、事業の採択が困難になることを御留意いただきたい。

<廃棄物処理センターの指定状況>

令和 7 年 10 月現在、岩手県、香川県、新潟県、高知県、三重県、島根県、茨城県、佐賀県、山梨県、滋賀県、愛知県、熊本県、鹿児島県、兵庫県、沖縄県、鳥取県及び宮城県の 18 法人（岩手県内 2 法人）について指定を行っている。

<課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業の概要>

- ・ 廃棄物処理センター等が行う産業廃棄物最終処分場の施設整備及び維持管理等の一層の適正化を図る上で必要とされる取組に対し、各都道府県・政令市の出資（補助を含む。）額を上限に国庫補助。（ただし、施設整備費の 1 / 4 及び 1 年あたり 10 億円が上限、交付期間概ね 5 年以内）
- ・ 都道府県ごと、施設の種類ごとに 1 つに限り補助対象。
- ・ 補助対象施設：管理型最終処分場、安定型最終処分場、遮断型最終処分場
- ・ 対象事業者：廃棄物処理センター、広域的廃棄物処理センター、PFI 選定事業者

5. 資源循環自治体フォーラムについて

循環経済の実現に向けて、個別企業や自治体のみで取組を進めることは難しく、製造事業者、廃棄物処理事業者、小売事業者、スタートアップ、大学・研究機関、金融機関及び自治体等の多様な主体が連携し、地域全体で資源循環の取組を推進していくことが重要である。地方公共団体は、地域の様々な関係者のつなぎ役を果たすことができる一方で、現時点では、資源循環の担い手になりうる関係者間の十分な連携が図れておらず、新たに連携を作り出していく必要がある。こうした背景を踏まえ、第2回循環経済に関する関係閣僚会議（令和6年12月27日）において「循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行加速化パッケージ」が決定され、「資源循環自治体フォーラム」の創設が位置づけられた。

資源循環自治体フォーラムを活用し、廃棄物等から付加価値を生み出す地域の資源循環基盤の強化に向けて、先進事例の共有や自治体・企業・スタートアップ等のマッチングを推進しているところである。あわせて、これらの取組を通じて新規ビジネスの創出を支援し、地域課題の解決と地域経済の活性化、地方創生の実現につなげることを目指している。

令和7年度では、資源循環自治体フォーラムを、1箇所は全国版、6箇所は地方版として開催した。全国版では、1,000名（Web含む）を超える自治体及び民間企業等の方々の参加があり、地方版を含めると参加者総数は2,000名（Web

含む)を超える盛況なフォーラムとなった。令和8年度においても引き続き開催を予定している。各地域で資源循環を進めたい様々な事業者や金融機関等の参加も見込まれるところ、積極的なご参画をいただきたい。

環境省としても、地方環境局とともに、資源循環自治体フォーラム等を通じ、様々な官民・動静脈連携を促進し、適正な資源循環の地域展開を後押しして、新たな新規ビジネスの創出や地域の活性化に貢献してまいりたい。

(参考) 令和8年度資源循環自治体フォーラムの開催予定

全国版は、令和8年8月6日に東京都の大手町プレイスホール&カンファレンスにおいて、開催予定。地方版は、北海道室蘭市、福島県福島市、富山県富山市、大阪府大阪市、愛媛県松山市、福岡県福岡市で開催予定。

<資源循環自治体フォーラム特設サイト>

[資源循環自治体フォーラム | 公益財団法人 廃棄物・3R研究財団](#)

6. J4CE 及び CPs について

令和3年に循環経済パートナーシップ (J4CE) (※1)、令和5年にサーキ

ュラーパートナーズ（サーキュラーエコノミーに関する産官学のパートナーシップ、CPs）（※2）が設立された。

「循環経済パートナーシップ（J4CE）」を活用し、ネットワーク形成を促進するビジネスマッチングを目的としたイベント、循環経済促進に向けたテーマ別の講演やディスカッション等の官民対話、日本の先進的な取組事例の収集と国内外への発信等を行っていく。

「サーキュラーエコノミーに関する産官学のパートナーシップ（CPs）」の取組において「サーキュラーエコノミー戦略推進コミッティ」「地域循環モデル構築WG」、「CE情報流通プラットフォーム構築WG」「国際連携・標準化WG」を立ち上げ、サーキュラーエコノミーの実現に必要な施策についての検討を実施している。

（※1）循環経済パートナーシップ（J4CE）：J4CEはJapan Partnership for Circular Economyの略。令和3年3月に環境省・経済産業省・日本経済団体連合会とともに立ち上げた。循環経済への流れが世界的に加速化する中で、国内の企業を含めた幅広い関係者の循環経済への更なる理解醸成と取組の促進を目指して、官民連携を強化することを目的としている。令和8年7月13日現在、参加企業218社・参加団体22団体により構成される。

(※2) サーキュラーパートナーズ (CPs) : サーキュラーエコノミーの実現に向け、サーキュラーエコノミーに野心的・先進的に取り組む、国、自治体、大学、企業・業界団体、関係機関・関係団体等の関係主体のライフサイクル全体における有機的な連携を促すことを目的としている。令和5年9月、経済産業省・環境省が立ち上げ。令和8年6月24日現在、769の企業・業界団体、34の自治体、89の大学・研究機関・関係機関・関係団体からなる計892の会員で構成される。

7. その他

(1) 廃棄物の処理と貨物自動車運送事業に係る許可等の関係について

廃棄物の処理と貨物自動車運送事業に係る許可等の関係については、一般廃棄物、産業廃棄物のいずれの処理についても同様の整理となっており、詳細は廃棄物適正処理推進課資料の「1. 一般廃棄物の適正処理の推進について」における「廃棄物の処理と貨物自動車運送事業に係る許可等の関係について」を参照されたい。

容器包装・ プラスチック資源循環室

1. プラスチック資源循環法について

(1) 市区町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化

プラスチック資源循環法において、市区町村は、従前の容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）に基づくプラスチック容器包装廃棄物（以下「容器包装」という。）のみならず、それ以外のプラスチック使用製品廃棄物（以下「製品」という。）も含めたプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととしている。市区町村は、その区域内においてプラスチック使用製品廃棄物を排出する者が遵守すべき分別の基準を策定するよう努めなければならないこととし（プラスチック資源循環法第31条）、市区町村が分別収集したプラスチック使用製品廃棄物の再商品化に当たっては、①容器包装リサイクル法に規定する指定法人へ委託する方法（プラスチック資源循環法第32条）又は②再商品化計画を作成し、国の認定を受ける方法（プラスチック資源循環法第33条）がある。

1. 容器包装リサイクル法に規定する指定法人に委託する方法

市区町村は、容器包装のみならず、製品も含めたプラスチック使用製品廃棄物の分別収集物の再商品化を、容器包装リサイクル法第21条第1項に規定する指定法人（公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「容器包装リサイクル協会」という。））に委託することができる。

① 分別収集物の基準

容器包装リサイクル協会に委託する場合、市区町村は、「分別収集物の基準並びに分別収集物の再商品化並びに使用済プラスチック使用製品及びプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為の委託の基準に関する省令」（令和4年環境省令第1号）の分別収集物の基準に適合するものの再商品化を委託できる。

当該基準については、「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き」（令和4年1月環境省環境再生・資源循環局リサイクル推進室）

<https://www.env.go.jp/recycle/plastic/pdf/bunbetsu.pdf>

を公表しているので、御参照いただきたい。

② 特別交付税措置等

プラスチック資源循環法では、容器包装リサイクル法に変更を加えておらず、このため、分別収集物に含まれる容器包装については、容器包装リサイクル法に基づき同法の特定事業者が再商品化の責任を負担する。一方、容器包装以外の製品については、引き続き市区町村がその処理責任を有する。

市区町村が実施するプラスチック使用製品廃棄物（プラスチック容器包装廃

棄物を除く)の分別収集及び分別収集物の再商品化に要する経費について、令和4年度から特別交付税措置(措置率0.5)を講じている。

当該特別交付税の算定については、分別収集・再商品化の標準的な単価(円/t)にそれぞれの重量(t)を乗じて行うこととしており、今年度も環境省において標準単価の調査を実施している。今後総務省より基礎数値の照会が行われる予定。

③ 容器包装リサイクル協会への引渡しに関する留意事項

プラスチック資源循環法第32条に基づき容器包装と製品とが一体となった分別収集物の再商品化を容器包装リサイクル協会に委託する場合、以下のとおり従来の容器包装リサイクル法に基づく容器包装の引渡しと異なる手続きがあるため、御留意願いたい。

- ・単価の決定について

再商品化事業者は、容器包装又は製品のそれぞれの単価に分けて入札を行う。落札決定においては、トータルの単価を基に決定する。

- ・ベール品質調査による比率の算出及び処理費用の計算について

容器包装と製品の比率の決定は、ベール品質調査において行う。容器包装又は製品それぞれの重量を算出し、それぞれの単価を乗じて処理費用を計算する。

また、市区町村が行う中間処理にあたっては、以下の点を御留意願いたい。

- ・プラスチック以外の素材の異物が再商品化事業者に引渡され、設備が故障する事象が発生した。また、リチウムイオン蓄電池の発火事象も発生しているため、中間処理における異物の除去を徹底いただきたい。
- ・指定保管施設の指定にあたっては、適切な処理を行うことのできる事業者を選定するとともに、不適切な処理がないよう監督いただきたい。
- ・中東情勢の影響により、分別収集物のベールを結束・梱包するPPバンドの調達が困難となる事例が確認されているが、容器包装リサイクル協会の通知等を参考に適切に対応願いたい。

④ プラスチック使用製品廃棄物の適正な中間処理及び再商品化の徹底について

プラスチック使用製品廃棄物の分別収集量が拡大していることも背景として、市区町村による選別・圧縮・梱包等の中間処理段階での不適正な処理等が散見される。

これらの事案を教訓として、適正な中間処理及び再商品化の実施に向け留意いただきたい点を「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律並びにプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づくプラスチック使用製品廃棄物の適正な中間処理及び再商品化の徹底について(依頼)」(環

循総発第 2404252 号令和 6 年 4 月 25 日環境省環境再生・資源循環局総務課容器包装・プラスチック資源循環室長通知) で発出しており、この内容を踏まえ

- ・中間処理を行う場合には中間処理業者の確保や運用面での対応
- ・再商品化計画の認定を活用する場合には適切な再商品化事業者の確保・連携等の対応について、遺漏なきようお願いする。

⑤ プラスチックの資源循環に関する先進的実装モデル形成支援事業の公募及び一括回収等への移行に向けた市区町村向け手引きについて

プラスチック資源循環法に基づく取組が円滑に進むよう、令和 4 年度から特別交付税措置を講じているほか（上記（１）１．②及び下記（１）２．②参照）、今年度も、先進的な社会実装モデル形成に取り組む事業者や地方公共団体等を対象に、プラスチックの資源循環に関する先進的実装モデル形成支援事業を実施することとしている。今年度事業の公募は終了したが、来年度以降も同様の事業を検討している。

環境省では令和 6 年度に行った先進的モデル形成支援事業を踏まえ、一括回収や自主回収等を促進するための参考となる手引きを改定し、手引きに基づき、一般廃棄物のプラスチック使用製品廃棄物の分別収集を行う際の現状と移行後の環境性（CO2 排出量）と経済性（コスト）を概算するための簡易計算ツールを作成した。

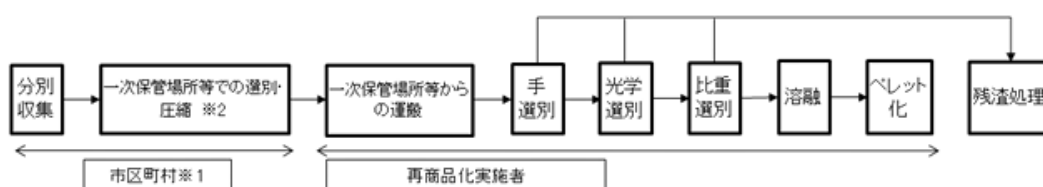
手引き及び簡易計算ツールについては下記 URL（環境省 HP）から御参照いただきたい。

https://www.env.go.jp/press/press_00200.html

２．認定再商品化計画に基づく再商品化を行う方法

市区町村は、単独又は共同して再商品化計画を作成し、これを主務大臣が認定した場合に、市区町村による選別・圧縮等を省略し、再商品化実施者に再商品化を委託することができる。

<材料リサイクルの場合のイメージ>



※1 廃棄物処理法第6条に基づく市区町村が定める一般廃棄物処理計画に基づき市区町村から委託等を受けた者を含む。
※2 市区町村と再商品化事業者との調整により省略することが可能。

再商品化計画に記載すべき事項、申請手続、認定基準、認定後に必要な措置の詳細について、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に係る再商

品化計画の認定申請の手引き(3.2版)」(令和8年7月)を御参照いただきたい。

[https://plastic-circulation.env.go.jp/wp-content/themes/plastic/assets/pdf/プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に係る再商品化計画の認定申請の手引き\(3.2版\).pdf](https://plastic-circulation.env.go.jp/wp-content/themes/plastic/assets/pdf/プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に係る再商品化計画の認定申請の手引き(3.2版).pdf)

① 再商品化計画認定制度の趣旨について

一般廃棄物の処理に関しては、その処理全体について統括的な責任を有する市区町村の役割が極めて重要である。認定再商品化計画に基づく分別収集・再商品化については、引き続き市区町村が統括的な責任を有するものであり、市区町村は、再商品化の実施の状況を把握するために必要な措置を講じるとともに、計画に沿った再商品化が実施されるよう管理する必要がある。

再商品化に必要な行為の委託先の選定に当たっては、市区町村は、分別排出に協力いただく住民の理解を得られるよう顔の見える連携協力体制とし、「プラスチックに係る資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針」(令和4年経済産業省・環境省告示第2号)に規定する「2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す『大阪ブルー・オーシャン・ビジョン』を実現するとともに、2050年カーボンニュートラルを実現」に資する取組とするため、再商品化工程全体の温室効果ガス排出量の低減に繋がるように配慮して委託先を選定すること。

なお、令和8年6月30日時点で、52件の再商品化計画の認定を行った。

② 特別交付税措置等について

認定再商品化計画に記載された容器包装については、容器包装リサイクル法に基づく分別基準適合物とみなして容器包装リサイクル法の規定を適用することとされており(プラスチック資源循環法第35条)、このため、分別基準適合物とみなされた容器包装については、容器包装リサイクル法に規定する特定事業者がその再商品化に係る義務を引き続き有する一方、これに該当しない製品の再商品化については、市区町村がその処理責任を有する。

市区町村が実施するプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に要する経費(容器包装リサイクル法対応分の経費を除く。)について、特別交付税措置を講ずる。

その算定については、上記1. ②参照。

③ 分別収集物の品質調査(組成調査)

分別収集物に容器包装が含まれる場合、認定市区町村は、再商品化事業者の協力を得て品質調査(組成調査)を行い、分別収集物に含まれる容器包装、製品、異物の比率を算出する。

品質調査は年度上期に一回を目安に実施し、当該品質調査の結果は、次年度当初の処理費用の計算から適用される。なお、初年度は認定再商品化計画実施前に行った品質調査の結果を適用するが、計画実施前に品質調査を実施することができない場合は、計画実施直後に品質調査を実施し、その結果を速やかに反映さ

せることとなる。

3. 循環型社会形成推進交付金について

「循環型社会形成推進交付金交付要綱について」（環循適発第 22033113 号令和 4 年 3 月 31 日環境事務次官通知）等のとおり、循環型社会形成推進交付金交付要綱等を改正。プラスチック使用製品廃棄物（容器包装及び製品の両方を含む場合に限る。）の分別収集及び再商品化の実施を交付対象の要件に追加している。

このため、交付金を活用する場合には、取り扱うプラスチック使用製品廃棄物を適切に分別収集・再商品化する必要があることから、容器包装・製品のいずれか又は両方をまだ分別収集・再商品化していない市区町村におかれては、プラスチック資源循環法第 32 条・第 33 条も活用の上、早期かつ計画的に分別収集・再商品化を行っていただきたい。

（2）製造・販売事業者等によるプラスチック使用製品廃棄物の自主回収・再資源化事業計画及び排出事業者等による再資源化事業計画の認定状況について

製造・販売事業者等による自主回収・再資源化事業計画については、令和 5 年 4 月 19 日付けで緑川化成工業株式会社、令和 6 年 3 月 1 日付けで花王株式会社・花王ロジスティクス株式会社、令和 6 年 3 月 6 日付けで積水化成品工業株式会社、令和 6 年 7 月 22 日付けでイオンディライト株式会社、令和 6 年 8 月 20 日付けで川上産業株式会社、令和 7 年 5 月 26 日付けでシスメックス株式会社、令和 7 年 11 月 26 日付けで株式会社オリタニ、令和 8 年 5 月 15 日付けでノボ ノルディスク ファーマ株式会社の認定を行った。また、排出事業者等による再資源化事業計画については、令和 5 年 4 月 19 日付けで三重中央開発株式会社及び DINS 関西株式会社、令和 6 年 1 月 16 日付けで浪速運送株式会社、令和 6 年 4 月 19 日付けで木村工業株式会社、令和 6 年 7 月 22 日付けで宏幸株式会社、令和 6 年 9 月 18 日付けで天馬株式会社、令和 7 年 10 月 27 日付けで豊通ニューパック株式会社、令和 7 年 12 月 16 日付けで積水樹脂株式会社、令和 8 年 2 月 16 日付けで有限会社新垣商店、令和 8 年 4 月 10 日付けで株式会社エコロの認定を行った。

●プラスチック資源循環法について

(1) 法の概要について

プラスチックは、その有用性から、幅広い製品や容器包装にあまねく利用されている現代社会に不可欠な素材である一方、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックに係る資源循環の促進等の重要性が高まっている。多様な物品に使用されているプラスチックに関し、包括的に資源循環体制を強化する必要があることから、政府としても、令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」（令和元年5月31日消費者庁・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省策定）を策定し、3R+Renewableを基本原則とするとともに、①2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制すること、②2025年までにプラスチック製容器包装及び製品のデザインをリユース又はリサイクル可能なデザインにすること、③2030年までにプラスチック製容器包装の6割をリユース又はリサイクルすること、④2035年までに使用済プラスチックを100%リユース、リサイクル等により有効利用すること、⑤2030年までにプラスチックの再生利用を倍増すること、⑥2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入することという、野心的なマイルストーンを目指すべき方向性として掲げた。

このような状況を踏まえ、第204回国会において「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和3年法律60号。以下「プラスチック資源循環法」という。）が成立し、令和4年4月1日に施行された。プラスチック資源循環法では、プラスチック使用製品の設計から廃棄物の処理に至るまでのライフサイクル全般にわたって、3R+Renewableの原則に則り、あらゆる主体のプラスチックに係る資源循環の取組を進めることとしており、具体的には、次の措置を盛り込んでいる。

- ①「設計・製造」段階において、環境配慮設計に関する指針を策定し、特に優れた製品設計を国が認定すること。
- ②「販売・提供」段階において、スプーンやストローなどの使い捨てプラスチックを提供する小売・サービス事業者等によりデュースの取組を求めること。
- ③「排出・回収・リサイクル」段階において、家庭や事業所から排出されるプラスチック資源を回収・リサイクルしていくこと。

プラスチックに係る資源循環の実現に向けては、事業者、消費者、国、地方公共団体等の全ての関係主体が参画し、相互に連携しながら、効率的で持続可能な資源循環を可能とする環境整備を進めることで、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する施策を一体的に行い、相乗効果を高めていくことが重要である。このため、プラスチック資源循環法においては、関係主体の役割を示しており、

- 市区町村は、その区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集

及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと（プラスチック資源循環法第6条第1項）、

- 都道府県は、市区町村に対し、法第6条第1項の責務が十分に果たされるように必要な技術的援助を与えるよう努めなければならないこと、
- 都道府県及び市区町村は、国の施策に準じて、プラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと

等を定めている。

都道府県にあつては、こうしたことも踏まえ、管下の市区町村において上記（1）の取組が円滑・積極的に行われるよう、広域的な体制整備の調整等も含め、特段の取組をお願いしたい。

プラスチック資源循環法の施行に当たり、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行について」（環循総発第2204016号令和4年4月1日環境省環境再生・資源循環局長通知）を発出しているため、御参照いただきたい。

https://www.env.go.jp/recycle/plastic/pdf/enforcement_notice.pdf

（2）プラスチック使用製品設計指針について

プラスチック使用製品製造事業者等が講ずべき措置に関する環境配慮設計に関する指針を国が定め、プラスチック使用製品製造事業者等は本指針に即してプラスチック使用製品を設計するよう努めなければならないこととした。

また、本指針に則した製品の設計のうち、特に優れた設計の製品について国の認定を受けることができることとした。認定された設計の製品は、グリーン購入法の率先調達推進が促進されるよう配慮されることとなっている。地方公共団体におかれても、グリーン購入法に定める方針を作成する場合には、国に準じて、認定プラスチック使用製品の調達の推進が促進されるよう、十分に配慮いただきたい。

（3）特定プラスチック使用製品の使用の合理化について

プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するため、特定プラスチック使用製品の提供事業者（下図参照）が取り組むべき措置に関し、判断の基準となるべき事項を定めた。判断の基準においては、自ら使用の合理化に関する目標を設定し、当該目標の達成のために取組（有料化、ポイント等の還元、意思確認の徹底、代替素材への転換等）を実施すること等を定めている。

対象製品	対象業種
①フォーク ②スプーン ③テーブルナイフ ④マドラー ⑤飲料用ストロー 	●各種商品小売業（無店舗のものを含む）：総合スーパー、百貨店 等 ●飲食料品小売業（野菜・果実小売業、食肉小売業、鮮魚小売業及び酒小売業を除き、無店舗のものを含む）：コンビニ、食料品スーパー、洋菓子店 等 ●宿泊業：ホテル、旅館 等 ●飲食店：レストラン、喫茶店 等 ●持ち帰り・配達飲食サービス業：フードデリバリー 等
⑥ヘアブラシ ⑦くし ⑧かみそり ⑨シャワーキャップ ⑩歯ブラシ 	●宿泊業：ホテル、旅館 等
⑪衣類用ハンガー ⑫衣類用カバー 	●各種商品小売業（無店舗のものを含む）：総合スーパー、百貨店 等 ●洗濯業：クリーニング店 等

※ 主たる事業が上記の対象業種に該当しなくても、事業活動の一部で上記の対象業種に属する事業を行っている場合には、その事業の範囲で対象となる。

（４）製造・販売事業者等の自主回収・再資源化について

製造・販売事業者等の自主回収・再資源化計画を国が認定した場合に個々の自治体での廃棄物処理法上の業許可を不要とする特例を設けた。

自主回収・再資源化事業計画の対象については、自社製品と合わせて再資源化を実施することが効率的なプラスチック使用製品を含むこととしており、他社の同種製品も対象となり得る。

申請手続の詳細については、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に係る製造・販売事業者等による自主回収・再資源化事業計画認定申請の手引き」（令和８年７月）を御参照いただきたい。

[https://plastic-circulation.env.go.jp/wp-content/themes/plastic/assets/pdf/製造・販売事業者等による自主回収・再資源化事業計画認定申請の手引き\(3.1版\).pdf](https://plastic-circulation.env.go.jp/wp-content/themes/plastic/assets/pdf/製造・販売事業者等による自主回収・再資源化事業計画認定申請の手引き(3.1版).pdf)

また、地方公共団体は、認定自主回収・再資源化事業者と連携し、住民の意識を向上するべく、住民に対して適切な分別方法や回収拠点の場所等について周知を行うことが望ましい。

ただし、認定を受けた場合であっても、自主回収・再資源化事業を行う者が、例えば廃棄物処理法の処理基準が適用されること、また施設の許可も必要であることなどは従前通りである。国が自主回収・再資源化事業計画の認定若しくは変更の認定を行ったとき又は変更の届出を受けたときは、関係の都道府県及び市区町村に通知を行うこととしているが、廃棄物処理法に基づき廃棄物処理業者の指導監督権限を有する都道府県及び市区町村におかれては、使用済プラス

チック使用製品の収集、運搬及び処分に当たって不適正な処理が行われることがないように、認定自主回収・再資源化事業者及びその受託者に対して改善命令等の適切な指導監督をされたい。

（５）排出事業者の排出抑制及び再資源化等について

プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を促進するため、排出事業者が取り組むべき措置に関し、判断の基準となるべき事項を定めた。なお、排出事業者の判断基準についてのみ、条文上、リサイクルのみを意味する「再資源化」ではなく熱回収を含めた「再資源化等」と規定されている。

判断基準においては、可能な限りの３Ｒを促し、周辺地域において再資源化事業者が存在しない等再資源化を実施できない場合には熱回収すること、その場合も可能な限り効率の良い熱回収を行うこと等を定めている。

判断基準の詳細や、排出抑制及び再資源化等に関する先行事例については、「排出事業者のプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進に関する判断の基準の手引き」（令和８年４月）を御参照いただきたい。

[https://plastic-circulation.env.go.jp/wp-content/themes/plastic/assets/pdf/ 排出事業者のプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進に関する判断の基準の手引き\(2.0版\).pdf](https://plastic-circulation.env.go.jp/wp-content/themes/plastic/assets/pdf/排出事業者のプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進に関する判断の基準の手引き(2.0版).pdf)

（６）排出事業者等による再資源化について

排出事業者又は複数の排出事業者から委託を受けた再資源化事業者の再資源化計画を国が認定した場合に、個々の自治体での廃棄物処理法上の業許可を不要とする特例を設けた。

申請手続の詳細については、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に係る排出事業者等による再資源化事業計画認定申請の手引き」（令和８年７月）を御参照いただきたい。

[https://plastic-circulation.env.go.jp/wp-content/themes/plastic/assets/pdf/排出事業者等による再資源化事業計画認定申請の手引き\(3.1版\).pdf](https://plastic-circulation.env.go.jp/wp-content/themes/plastic/assets/pdf/排出事業者等による再資源化事業計画認定申請の手引き(3.1版).pdf)

ただし、認定を受けた場合であっても、再資源化事業を行う者が、例えば廃棄物処理法の処理基準が適用されること、また施設の許可も必要であることなどは従前通りである。国が再資源化事業計画の認定若しくは変更の認定を行ったとき又は変更の届出を受けたときは、関係の都道府県等に通知を行うこととしているが、廃棄物処理法に基づき廃棄物処理業者の指導監督権限を有する都道府県等におかれても、プラスチック使用製品産業廃棄物等の収集、運搬及び処分に当たって不適正な処理が行われることがないように、認定再資源化事業者及びその受託者に対して改善命令等の適切な指導監督をされたい。

2. 容器包装リサイクル法について

(1) 施行状況

容器包装リサイクル法は、消費者による分別排出、市区町村による分別収集、事業者による再商品化等の連携協働の取組で進展してきた。

令和6年度の市区町村の分別収集の実施率（全市区町村に対する分別収集実施市区町村の割合）は、ガラス製容器、ペットボトル、スチール製容器、アルミ製容器、段ボール製容器で9割を超え、白色トレイを除いたプラスチック製容器包装は77.5%、紙製容器包装は38.1%、飲料用紙製容器は74.6%だった。分別収集量は、に新型コロナウイルスの感染拡大に伴い一時的な増加がみられたが、徐々に感染拡大前に戻りつつある。

<参考資料>

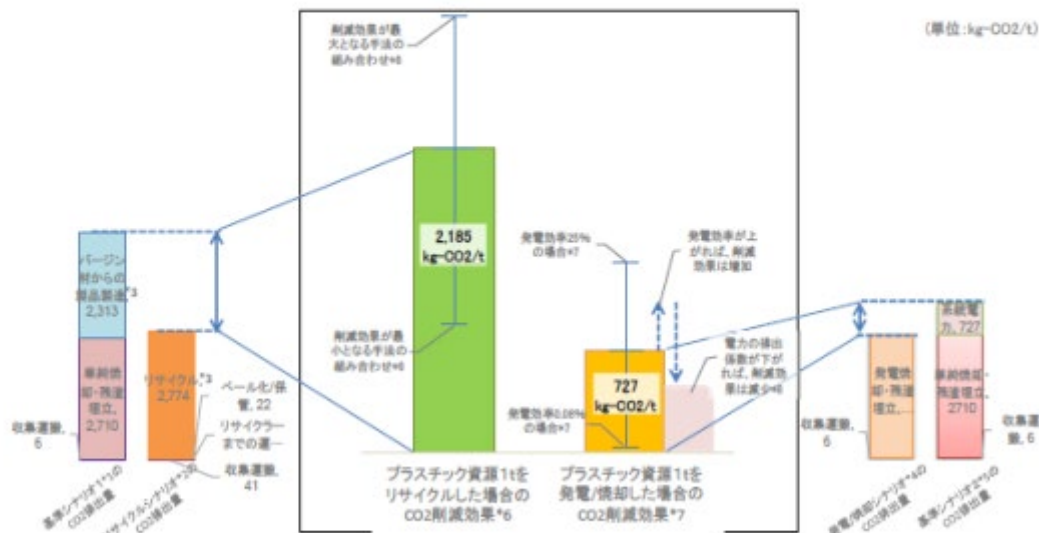
令和6年度容器包装リサイクル法に基づく市区町村の分別収集等の実績について

https://www.env.go.jp/press/press_03687.html

(2) プラスチック製容器包装のリサイクルの効果

容器包装リサイクル制度に基づき、市区町村が容器包装を分別収集・選別保管し、再商品化につなげることで、容器包装が再商品化されない場合に比べて、一定量の温室効果ガスの削減に寄与してきた。市区町村が分別収集したプラスチック資源を容器包装リサイクルルートでリサイクルした場合の温室効果ガス削減効果は、同量を市区町村の焼却施設において発電/焼却した場合の温室効果ガス削減効果の2倍以上となっていることから、分別収集参加市区町村の拡大等により、更なる温室効果ガスの削減効果の積み増しが期待される。

- 家庭から排出されるプラスチック資源については、主に、①容器包装リサイクル制度に基づくリサイクル、または②焼却施設における発電/焼却のいずれかにより処理。
- 容器包装リサイクルルートでリサイクルした場合のCO2削減効果は、同量を自治体の焼却施設において発電/焼却した場合のCO2削減効果の2倍以上。なお、これは熱回収のうち自治体が発電/焼却した場合について分析した結果を示したものの。



出典: 『プラスチック製容器包装再製品化手法およびエネルギーリカバリーの環境負荷評価 (LCA)』報告書 (JatME, 2019年3月) のデータをもとにデロイトトーマツ作成

- *1 基準シナリオ1: 可燃ごみ(プラスチック資源)の収集運搬+単純焼却+残渣埋立+バージン材からの製品製造のCO₂排出量
- *2 リサイクルシナリオ: プラスチック資源の収集運搬+バール化/保管+リサイクラーまでの運搬+リサイクル+残渣処理のCO₂排出量
- *3 マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクルの手法、比率は、容器包装リサイクル協会のH29実績をもとに算出、マテリアルリサイクルのパレットの比率は生産量(出典: 日本パレット協会)のデータを元に算出
- *4 発電/焼却シナリオ: 可燃ごみ(プラスチック資源)の収集運搬+発電焼却(発電効率12.81%: H28年度の焼却施設の平均)+残渣埋立のCO₂排出量
- *5 基準シナリオ2: 可燃ごみ(プラスチック資源)の収集運搬+単純焼却+残渣埋立+系統電力のCO₂排出量
- *6 算出値はリターナブルパレット(新規木材代替)、リターナブルパレット(新規樹脂代替)及び再生樹脂(コンパウンド代替率=0.5)と、ガス化(アンモニア製造)及びコークス炉化学原料化を販売量(R1実績)で按分して算出。最大・最小となる手法の組み合わせは、それぞれ、再生樹脂(コンパウンド代替率=1)とコークス炉化学原料化の場合で3,129kg-CO₂/t、リターナブルパレット(新規木材代替)と油化の場合で931kg-CO₂/t
- *7 算出値は、平成28年度の市区町村のごみ焼却施設の発電効率の平均値(12.8%、727 kg-CO₂/t)として算出。最大の場合は25%、1,430kg-CO₂/t、最小の場合は0.08%(平成28年度一般廃棄物処理事業実態調査の焼却施設)
- *8 将来的に再生可能エネルギーの割合が増え、電力の排出係数が下がることが考えられる。(報告書内の算出方法とは異なるためあくまで参考値だが、仮に

同様の電力（1.25kWh）に 2030 年度の排出係数目標である 0.37kg-CO₂/kWh（出典：電気事業連合会ほか）を乗じると CO₂ 削減効果は 463kg-CO₂/t となる）

（３）使用済ペットボトル等の指定法人等への円滑な引渡しについて

使用済ペットボトル等については、容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針（平成 18 年 12 月財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第 10 号。以下「基本方針」という。）により、指定法人等に円滑に引き渡すことが必要であるとされている。また、基本方針において、指定法人等以外の事業者を引き渡す場合にあっては、その事業者の適格性を厳格に審査することに加えて、当該事業者が適正に再商品化等の処理を行っていることについて、現場確認その他の適切な方法による確認をするとともに、住民に対し正確な情報提供をする必要があるとしている。

なお、当該指定法人等以外の事業者が引き受けた使用済みペットボトル等を海外に輸出する場合は、当該使用済みペットボトル等の状態によって、バーゼル法及び廃棄物処理法の輸出規制の対象となる可能性があることに留意が必要。市区町村におかれては、引き渡すプラスチックが輸出される場合においては、輸出者にバーゼル法及び廃棄物処理法の規制を遵守するよう指導されたい。

また、飲料製造事業者等と市区町村が協定等に基づき、使用済ペットボトルを新たなペットボトルに再利用するボトル to ボトルの取組等を行う場合においては、基本方針に基づき、市区町村が現場確認その他の適切な方法により処理の状況を確認し、住民に対し情報提供をするとともに、プラスチック資源循環法の施行も踏まえ、飲料製造事業者や小売事業者等と協力して、店頭回収の活用や自動販売機横への新機能リサイクルボックスの設置、異物混入防止に係る住民への啓発、オフィスビル等から排出される使用済ペットボトルのリサイクルの質の向上など地域における包括的な取組内容とすることが望ましい。



- 我が国はプラスチック資源循環戦略に基づき、**3R+Renewable**（リデュース・リユース・リサイクルと再生可能資源への転換）の基本原則の下、**6つのマイルストーンの達成に向けた取組**を推進しています。

重点戦略

基本原則：「3R+Renewable」

リデュース等	- ワンウェイプラスチックの使用削減（レジ袋有料化義務化等の「価値づけ」） - 石油由来プラスチック代替品開発・利用の促進
リサイクル	- プラスチック資源の分かりやすく効果的な分別回収・リサイクル - 漁具等の陸域回収徹底 - 連携協働と全体最適化による費用最小化・資源有効利用率の最大化 - アジア禁輸措置を受けた国内資源循環体制の構築 - イノベーション促進型の公正・最適なリサイクルシステム
再生材 バイオプラ	- 利用ポテンシャル向上（技術革新・インフラ整備支援） - 需要喚起策（政府率先調達（グリーン購入）、利用インセンティブ措置等） - 循環利用のための化学物質含有情報の取扱い - 可燃ごみ指定袋などへのバイオマスプラスチック使用 - バイオプラ導入ロードマップ・静脈システム管理との一体導入

【マイルストーン】

<リデュース>

① **2030年**までにワンウェイプラスチックを累積**25%**排出抑制

<リユース・リサイクル>

② **2025年**までにリユース・リサイクル可能なデザインに

③ **2030年**までに容器包装の**6割**をリユース・リサイクル

④ **2035年**までに使用済プラスチックを
100%リユース・リサイクル等により、有効利用

<再生利用・バイオマスプラスチック>

⑤ **2030年**までに再生利用を**倍増**

⑥ **2030年**までにバイオマスプラスチックを**約200万トン**導入

海洋プラスチック対策	プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないこと（海洋プラスチックゼロエミッション）を目指した - ポイ捨て・不法投棄撲滅・適正処理 - 海岸漂着物等の回収処理 - 海洋ごみ実態把握（モニタリング手法の高度化）	- マイクロプラスチック流出抑制対策（2020年までにスクラブ製品のマイクロビーズ削減徹底等） - 代替イノベーションの推進
------------	---	---

国際展開	- 途上国における実効性のある対策支援（我が国のソフト・ハードインフラ、技術等をオーダーメイドパッケージ輸出で国際協力・ビジネス展開） - 地球規模のモニタリング・研究ネットワークの構築（海洋プラスチック分布、生態影響等の研究、モニタリング手法の標準化等）
------	---

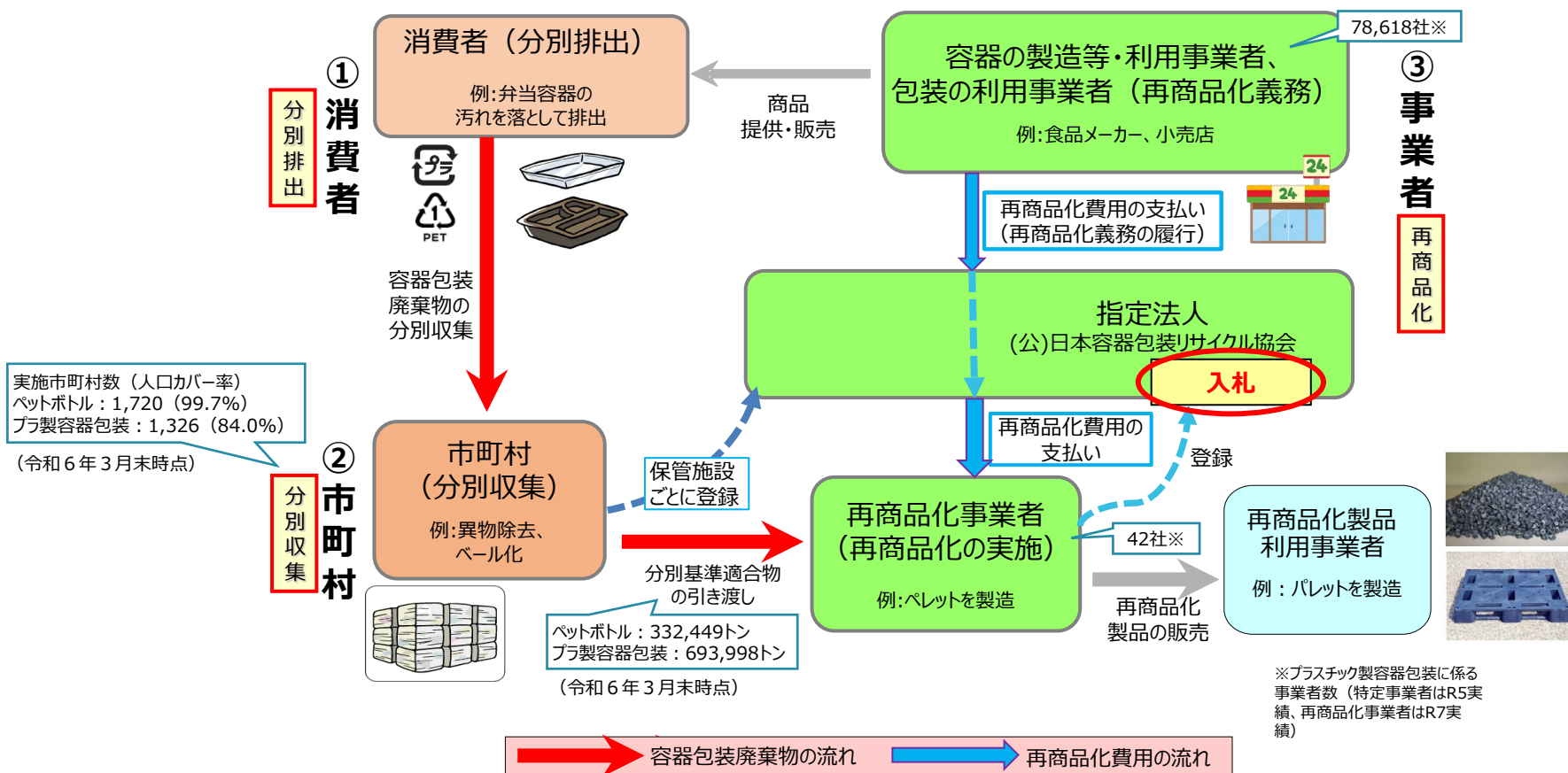
基盤整備	- 社会システム確立（ソフト・ハードのリサイクルインフラ整備・サプライチェーン構築） - 技術開発（再生可能資源によるプラ代替、革新的リサイクル技術、消費者のライフスタイルのイノベーション） - 調査研究（マイクロプラスチックの使用実態、影響、流出状況、流出抑制対策） - 連携協働（各主体が一つの旗印の下取組を進める「プラスチック・スマート」の展開）	- 資源循環関連産業の振興 - 情報基盤（ESG投資、エシカル消費） - 海外展開基盤
------	---	---

◆ アジア太平洋地域をはじめ世界全体の資源・環境問題の解決のみならず、経済成長や雇用創出 ⇒ 持続可能な発展に貢献

◆ 国民各界各層との連携協働を通じて、マイルストーンの達成を目指すことで、必要な投資やイノベーション（技術・消費者のライフスタイル）を促進

容器包装リサイクル法の概要（平成7年6月公布、平成9年4月完全施行；平成18年改正）

- 容器包装リサイクル法に基づき、プラスチック製容器包装は家庭から分別して排出され、市町村が収集したプラスチック製容器包装は、特定事業者（容器包装の製造・利用事業者）の費用負担でリサイクルされている。
- 指定法人（環境省・経産省等が監督）が、毎年度、入札でリサイクル事業者を決めてリサイクルを実施。



■ 容器包装リサイクル法における市区町村の分別収集の実績では、ペットボトルの実績市区町村の割合が99.0%と高い。一方、プラスチック容器包装は、77.5%。

品目名	分別収集量*1		年間分別基準適合物量／再商品化事業者他への引渡 量(トン)*1	分別収集実施市町村数		
	年間分別収集見込量(トン)*1、*2	年間分別収集量(トン)*1		実施市町村数*3	全市町村*4に対する実施率(%)	人口カバー率(%)
無色のガラス製容器	260,801	226,179	220,155	1,655	95.1	98.2
茶色のガラス製容器	207,597	186,752	179,939	1,667	95.7	98.3
その他の色のガラス製容器	197,120	204,801	168,776	1,696	97.4	98.7
紙製容器包装	83,403	81,757	78,090	664	38.1	39.4
ペットボトル	340,111	360,498	335,490	1,723	99	99.7
プラスチック製容器包装	769,831	767,595	694,620	1,349	77.5	86
(うち白色トレイのみ)*5	5,228	1,319	1,233	441	25.3	19.2
スチール製容器	138,458	106,370	102,089	1,673	96.1	96.3
アルミ製容器	160,426	136,729	130,987	1,684	96.7	96.7
段ボール製容器	768,028	603,966	600,859	1,618	92.9	92.7
飲料用紙製容器	14,532	9,208	9,051	1,299	74.6	85.3
合計	2,940,307	2,683,855	2,520,056	-	-	-

※ 四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

*1 年間分別収集見込量、年間分別収集量及び年間分別基準適合物量／再商品化事業者他への引渡には市町村独自処理量が含まれる。

*2 年間分別収集見込量は第9期分別収集計画策定時のもの。

*3 実施市町村は令和7年3月末時点の数値。

*4 令和7年3月末時点での全市町村数は1,741(東京23区を含む)。

*5 「うち白色トレイのみ」とは、他のプラスチック製容器包装とは別に白色トレイだけを分別収集した数値。

容リ法入札制度見直し：動静脈連携を促す新枠の創設

- 現状、容器包装リサイクル法に基づいて材料リサイクルされた製品の用途は、**パレットや建築資材等への再資源化に留まっている**が、国内主要産業における再生材利用へのニーズの高まりを受けて、**更なる高度化が必要**
- 指定法人の入札において、従来の「材料リサイクル優先枠」「一般枠」に**優先して落札できる新枠（動静脈連携を促す枠）を令和10年度入札から創設**すべく議論中

自治体（分別回収）

再商品化事業者

製造事業者・需要家

容リプラ・製品プラの自治体回収

回収量の観点で、再プラ原料の大宗を占める

○県○市

△県△市

×県×市

●県●市

⋮

資源有効利用促進法の指定脱炭素化再生資源利用製品（容器包装、自動車、家電）領域へ供給

（容リ協ルート）

新枠（動静脈連携）

水平リサイクルに使用できるような高品質製品を製造するために、再商品化事業者（静脈）と製造事業者等（動脈）が連携して再商品化を行う「新しい枠」を容器包装リサイクル制度に創設する。

従来の再商品化

高品質材の供給増に伴う、カスケード利用も含めた現実的な使いこなし

プラ法33条

自治体起点での再商品化計画作成

再プラ集約拠点

再生プラスチック既存のサプライチェーンを束ねて、集約し、大量生産に耐える供給能力、高品質・均一化を実現する品質管理能力を実装

容器包装



家電



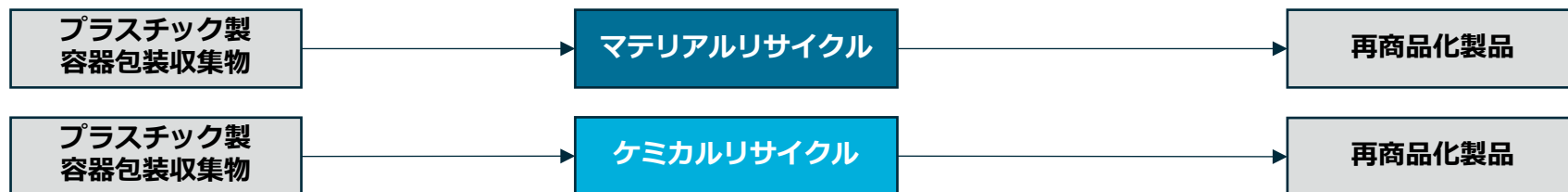
その他



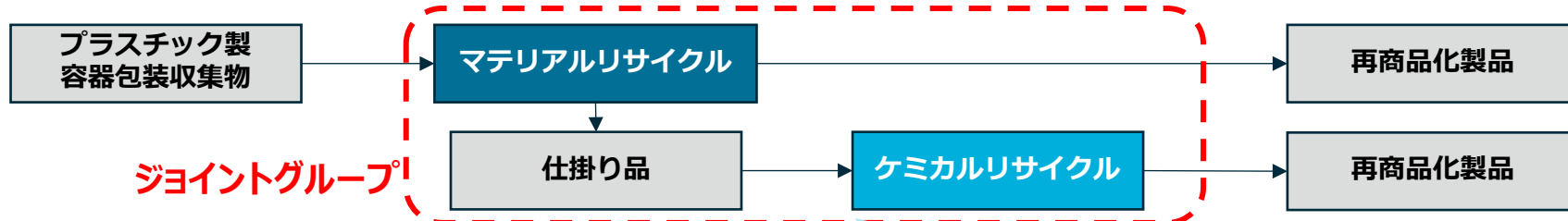
容リ法入札制度見直し：マテ×ケミのジョイントグループ

- 今後、容リ法における再商品化の更なる高度化を目指すに当たり、例えば油化ケミカルリサイクルを活用することも1つの手段であるが、当該事業者によっては単独での収率が基準を満たさないケースも想定されることから、**マテリアルリサイクル事業者とケミカルリサイクル事業者がジョイントグループを組んで入札に参加できる仕組みを創設**すべく議論中。令和8年度中に**モデル事業を実施し、案件形成を促進**。

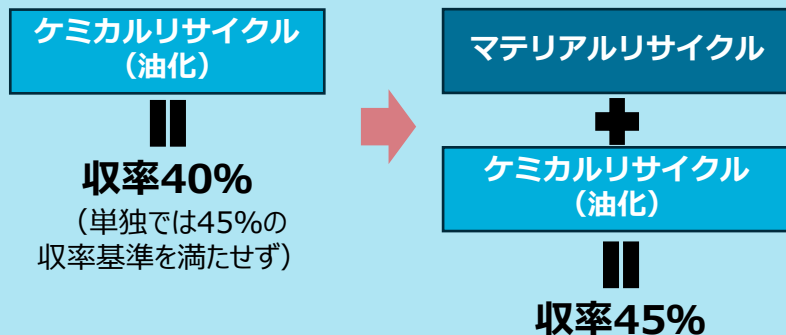
現状



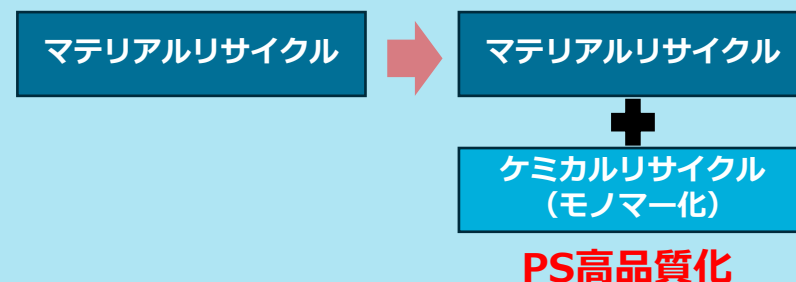
見直し後



例①新規CR事業者の参入ケース

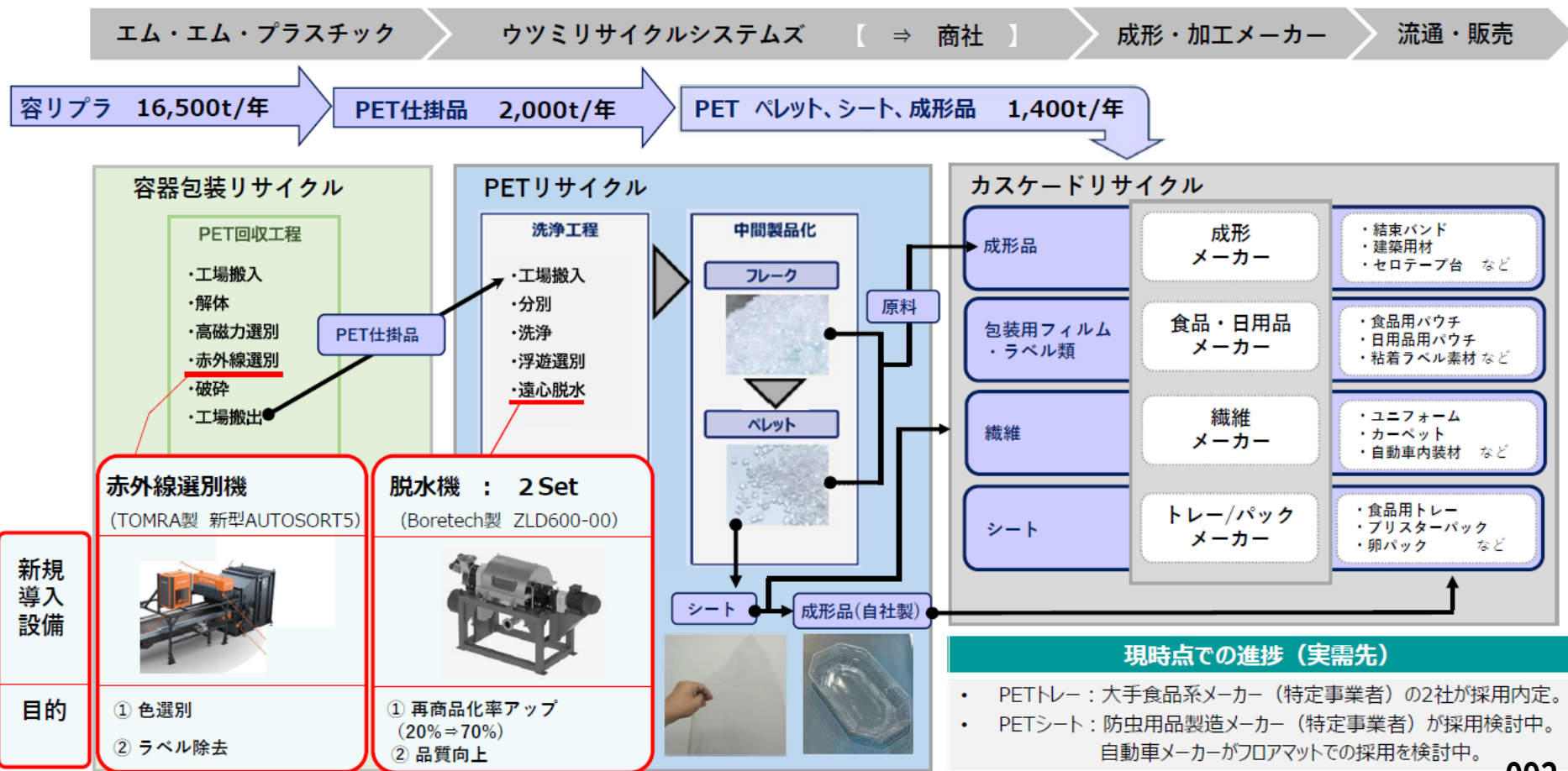


例②：PSモノマー化活用ケース



材料リサイクル事業者のJVによる容リPETの再商品化事例

- エム・エム・プラスチック社は、容リプラから選別した**PET仕掛品**を、PETのリサイクル事業者であるウツミリサイクルシステムズ社に引き渡し、同社でトレイやシートに成形。
- **食品メーカー（特定事業者）、防虫用品メーカー（特定事業者）、自動車メーカーで採用の内定・検討**がされている。



- その一環として、上流から下流までのライフサイクル全体での取組を総合的に促進するため、**プラスチック資源循環法**を整備しています。

■ 背景

- 海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内における**プラスチックの資源循環**を一層促進する重要性が高まっており、多様な物品に使用されるプラスチックに関し、**包括的に資源循環体制を強化**する必要がある。

■ 主な措置内容

1. 基本方針の策定

- プラスチックの資源循環の促進等を**総合的かつ計画的**に推進するため、以下の事項等に関する**基本方針**を策定する。
 - プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
 - ワンウェイプラスチックの使用の合理化
 - プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

2. 個別の措置事項

設計・製造

【環境配慮設計指針】

- 製造事業者等が努めるべき**環境配慮設計に関する指針**を策定し、指針に適合した製品であることを**認定**する仕組みを設ける。
 - 認定製品を**国が率先して調達**する（グリーン購入法上の配慮）とともに、リサイクル材の利用に当たっての**設備への支援**を行う。



＜付け替えボトル＞

販売・提供

【使用の合理化】

- ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき**判断基準**を策定する。
 - 主務大臣の**指導・助言**、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への**勧告・公表・命令**を措置する。



＜ワンウェイプラスチックの例＞

排出・回収・リサイクル

【市区町村の分別収集・再商品化】

- プラスチック資源について、市区町村による**容リ法ルートを活用した再商品化**を可能にする。容リ法の指定法人等は廃棄物処理法の**業許可が不要**に。
- 市区町村と再商品化実施者が連携して行うプラスチック資源の**再商品化計画**を作成する。
 - 主務大臣が認定した場合に、市区町村の**選別、梱包等を省略**して再商品化実施者が再商品化を実施可能に。再商品化実施者は廃棄物処理法の**業許可が不要**に。



＜プラスチック資源の例＞

【製造・販売事業者等による自主回収】

- 製造・販売事業者等が製品等を**自主回収・再資源化する計画**を作成する。
 - 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の**業許可が不要**に。



＜店頭回収等を促進＞

【排出事業者の排出抑制・再資源化等】

- 排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき**判断基準**を策定する。
 - 主務大臣の**指導・助言**、プラスチックを多く排出する事業者への**勧告・公表・命令**を措置する。
- 排出事業者等が**再資源化事業計画**を作成する。
 - 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の**業許可が不要**に。

↓：ライフサイクル全体でのプラスチックのフロー

- 製造・設計段階では、製造事業者は、プラスチック製品の環境配慮設計を進め、設計指針に則り、易リサイクル、素材代替、省資源化等を追求する必要があります。
- 特に優れた設計を大臣認定し、認定製品を国等がグリーン購入に基づき率先調達することで市場拡大につなげます。

- 製造事業者等向けに、構造・材料（素材代替・再生プラの利用など）を設計指針として明示。すべてのプラスチック使用製品が対象。

<構造>

①減量化

②包装の簡素化

③長期使用化・長寿命化

④再使用が容易な部品の使用
又は部品の再使用

⑤単一素材化等

⑥分解・分別の容易化

⑦収集・運搬の容易化

⑧破碎・焼却の容易化

<材料>

①プラスチック以外の素材への代替

②再生利用が容易な材料の使用

③再生プラスチックの利用

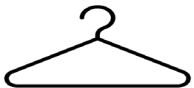
④バイオプラスチックの利用

<製品のライフサイクル評価>

- 特に優れた設計について国が認定し、認定製品を国が率先して調達。
製品分野毎に別途決定。

② 販売・提供段階 ワンウェイプラのリデュース

- 販売・提供段階では、**レジ袋を有料化**するとともに、**カトラリーやアメニティなど使い捨てプラスチック製品12品目の提供事業者**は、判断基準に則って、目標を設定し、これを達成するため、**素材代替、声掛け、有料化などの排出抑制の取組を計画的に行うことが必要**です。
- 特に、**年間5 t 以上**（小売店の場合は10店舗程度の事業規模に相当）の**多量提供事業者は、取組が不十分な場合は勧告・命令等の措置**もあります。

対象製品	対象業種
フォーク スプーン テーブルナイフ マドラー 飲料用ストロー 	● 各種商品小売業（無店舗のものを含む）：総合スーパー、百貨店 等 ● 飲食品小売業（野菜・果実小売業、食肉小売業、鮮魚小売業及び酒小売業を除き、無店舗のものを含む）：コンビニ、食料品スーパー、洋菓子店 等 ● 宿泊業：ホテル、旅館 等 ● 飲食店：レストラン、喫茶店 等 ● 持ち帰り・配達飲食サービス業：フードデリバリー 等
ヘアブラシ くし かみそり シャワーキャップ 歯ブラシ 	● 宿泊業：ホテル、旅館 等
衣類用ハンガー  衣類用カバー 	● 各種商品小売業（無店舗のものを含む）：総合スーパー、百貨店 等 ● 洗濯業：クリーニング店 等

※ 主たる事業が上記の対象業種に該当しなくても、事業活動の一部で上記の対象業種に属する事業を行っている場合には、その事業の範囲で対象となります。

- プラスチック資源循環に関する一括回収等
-
- への移行に向けた市区町村向け手引き

[illegible]

移行に向けた検討事項

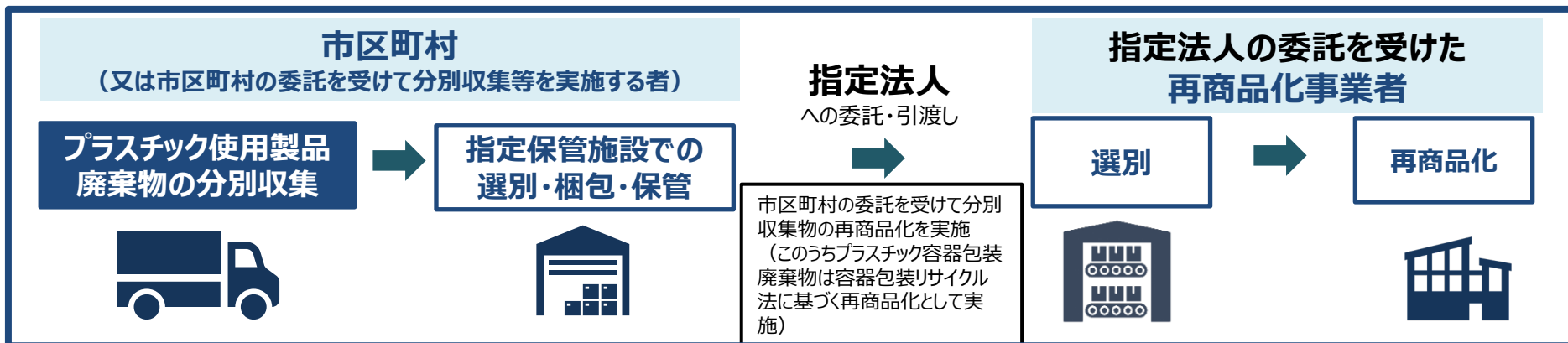
- 本手引きを参考に、検討できていない事項がある場合は検討を行うことが推奨されます

	フェーズ1	フェーズ2 ¹⁾	フェーズ3 ¹⁾	フェーズ4
	移行方法の決定		移行にわたる準備	自民化
	現状説明	移行方法の検討	関係者との調整	準備
分業型	・自治体で既に存在した製品の 開発・販売を継続している ・現状のIT環境を踏襲している	・移行の方向性が決まっている ・移行による影響を把握している ・自治体側と民間企業間で 設備・機材の共有や共有権 ・実用を確保しながら ・移行の方向が定まっている	・移行計画に即して、自治体 関係者、民間企業、自治体 関係者、事業者間の意見 交換、協議を継続する（自治 体側で決定事項）（自民化 の方向は決まっている）	自治体と移行スケジュール 決定に一致、得意関係の両 方から移行準備は進んでい る
分業・兼用型	・自治体内に既に存在しない製品群 に製品・開発・販売を継続 してきている ・現状のIT環境がコストを 削減している	・移行による影響を把握してい る ・自治体側と民間企業間で 設備・機材の共有権利を 定めている ・実用を確保しながら ・移行の方向が定まっている	・移行計画に即して、自治体 関係者、民間企業、自治体 関係者、事業者間の意見 交換、協議を継続する（自 民化の方向は決まっている）	
兼用型	・製品・販売がすべて「1.プ ラッファード提供製品と自治 体独自の製品」で実施する (P.12)を重視 ・自治体と民間企業で「2.現 在のプラッファードの移行方 法（型）」(P.16)を重視	・移行の方向や設備・機材の 共有の検討がある（13.移 行スケジュール）(P.18) ・自治体側と民間企業間で 共有するに合意している (P.22)を重視 ・実用性を（5.移行方法の 決定）に決定した（P.29） を重視	・自治体側との協議が完了（16. 関係者との調整）(P.37) を重視	・移行計画が完了（17.民 間化後の移行）(P.37) を重視

096

【参考】プラスチック資源循環法に基づく再商品化の2つの方法について

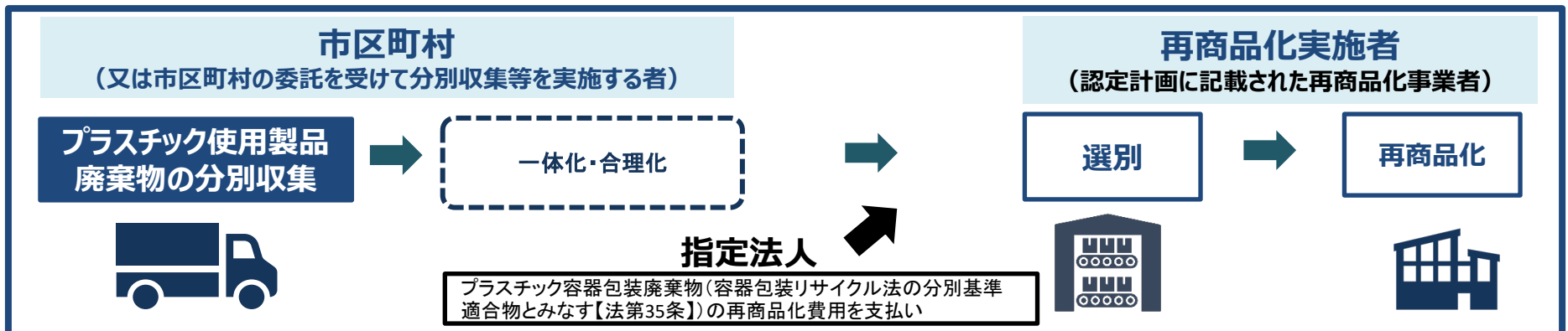
(1) 容器包装リサイクル法の指定法人に委託して再商品化を行う方法（法32条）



市区町村は**分別収集物の基準及び手引き**に従って分別収集・再商品化する必要があります。

(2) 認定を受けた再商品化計画に基づいて再商品化を行う方法（法33条）

- 市区町村が単独又は共同して再商品化計画を作成し、これを主務大臣が認定した場合に、市区町村による選別、圧縮等を省略し、再商品化実施者に再商品化を委託することが可能になります。



市区町村は**再商品化計画の認定申請の手引き**に従って計画を作成し、認定を受けた計画に従って分別収集・再商品化する必要があります。

プラ法に基づいて製品プラ含めて分別収集を実施する自治体数及び量①

■ プラ法に基づいて製品プラスチックを含めてプラスチック資源を分別収集する自治体数は**312**（人口カバー率**33.3%**）

- － 一括回収して指定法人に引き渡しを行う自治体：**246**
- － 再商品化計画の認定を取得して、契約する再商品化事業者に引き渡しを行う自治体：**76**

＜令和8年度末までに指定法人へ分別収集物の引き渡しを開始する自治体数及び量＞

都道府県	自治体数	数量（ト）
北海道	13	3,343.8
青森県	8	359.64
岩手県	5	323
宮城県	25	5,122.97
福島県	22	1,835.68
茨城県	3	618
栃木県	4	2347.5
群馬県	12	1,883.51
埼玉県	9	8,665.61
千葉県	6	3,755.7
東京都	21	48,109
神奈川県	6	78,702.84
石川県	1	3,472.09
福井県	3	2,674.44
長野県	41	1,2718.4

都道府県	自治体数	数量（ト）
岐阜県	2	19
静岡県	5	3,640.88
愛知県	18	36,271.99
三重県	4	1,200
京都府	6	14,173
大阪府	1	19,695
兵庫県	4	969
和歌山県	3	1,354
岡山県	11	7,042.36
広島県	2	839
山口県	1	68.42
香川県	1	34
福岡県	4	706
熊本県	1	250
鹿児島県	4	1,497.76
合計	246	261,693

※指定法人への引き渡しと再商品化計画に基づき契約事業者への引き渡しを同時に行う自治体は**10**。

※指定法人への引き渡しまたは再商品化計画に基づき契約事業者への引き渡しを令和8年度末までに開始する自治体のうち、

令和8年4月時点で未実施の自治体は**14**。

※分別収集物の引き渡しを実施する市町村が0の都道府県は表示していない。

※プラスチック容器包装廃棄物のみの引き渡しや、法33条の認定計画は集計結果に含まれていない。

※実施自治体の落札結果等は、指定法人HP参照

(<https://www.jcpra.or.jp/Portals/0/resource/recycle/recycling/recycling04/pdf/r06/pla02.pdf>)

プラ法に基づいて製品プラ含めて分別収集を実施する地方公共団体数及び量②



<プラ法第33条に基づく認定を受けて分別収集を実施する地方公共団体①>

市町村名 (認定日)	計画期間	量(ト/年)	市町村名 (認定日)	計画期間	量(ト/年)	市町村名 (認定日)	計画期間	量(ト/年)
宮城県仙台市 (R4.9.30)	R5.4.1～ R8.3.31～ (3年間)	14,560	福岡県北九州市 (R6.3.27)	R6.4.1～ R9.3.31～ (3年間)	134	長野県安曇野市 (R6.11.29)	R7.4.1～ R10.3.31～ (3年間)	572
愛知県安城市 (R4.12.19)	R6.1.1～ R8.3.31～ (2年3か月)	1,424	三重県菰野町 (R6.3.29)	R6.4.1～ R9.3.31～ (3年間)	10	石川地方生活 環境施設組合 (R6.11.29)	R7.4.1～ R10.3.31～ (3年間)	51
神奈川県横須賀市 (R4.12.19)	R5.4.1～ R8.3.31～ (3年間)	4,186	大阪府堺市 (R6.3.29)	R6.4.1～ R9.3.31～ (3年間)	4,420	神奈川県川崎市 (R6.12.6)	R7.4.1～ R10.3.31～ (3年間)	5,375
富山県高岡市 (R5.11.30)	R6.10.1～ R9.3.31～ (2年6か月)	4,608	京都府京都市 (R6.4.26)	R6.4.26～ R9.3.31～ (2年11か月)	8,100	愛媛県西予市 (R6.12.10)	R7.4.1～ R10.3.31～ (3年間)	309
富山地区広域圏 事務組合 (R5.11.30)	R6.4.1～ R9.3.31～ (3年間)	6,735	三重県津市 (R6.5.30)	R6.6.1～ R9.3.31～ (2年10か月)	1,495	大阪府大阪市 (R6.12.11)	R7.4.1～ R10.3.31～ (3年間)	16,017
京都府亀岡市 (R5.11.30)	R6.4.1～ R9.3.31～ (3年間)	2,664	佐賀県江北町 (R6.9.24)	R7.4.1～ R10.3.31～ (3年間)	29	富山県小矢部市 (R6.12.27)	R7.10.1～ R10.3.31～ (2年6か月)	194
砺波広域圏 事務組合 (R5.11.30)	R6.4.1～ R9.3.31～ (3年間)	1,229	岐阜県羽島市 (R6.9.26)	R6.10.1～ R9.3.31～ (2年6か月)	147	神奈川県藤沢市 (R7.1.6)	R7.4.1～ R10.3.31～ (3年間)	1,209
岐阜県輪之内町 (R5.11.30)	R6.4.1～ R9.3.31～ (3年間)	65	富山県射水市 (R6.11.20)	R7.4.1～ R10.3.31～ (3年間)	428	東京都大田区 (R7.3.14)	R7.4.1～ R10.3.31～ (3年間)	4,875
東京都新宿区 (R6.3.6)	R6.4.1～ R9.3.31～ (3年間)	1,892	鳥取県琴浦町 (R6.11.20)	R7.10.1～ R10.3.31～ (2年6か月)	167	岡山県岡山市 (R7.3.24)	R7.4.1～ R10.3.31～ (3年間)	300
愛知県岡崎市 (R6.3.6)	R6.4.1～ R9.3.31～ (3年間)	2,430	愛知県岩倉市 (R6.11.28)	R7.4.1～ R10.3.31～ (3年間)	896			
岩手県岩手町 (R6.3.6)	R6.4.1～ R9.3.31～ (3年間)	54	秋田県大仙市・ 秋田県美郷町 (R6.11.29)	R7.4.1～ R10.3.31～ (3年間)	143			

※うち堺市は容器包装のみ分別収集を実施
 ※灰色塗りの団体については計画終了(更新)済
 ※津市は2つの計画の認定を同時に受けている状態
 ※量(ト/年)：再商品化計画期間平均値

プラ法に基づいて製品プラ含めて分別収集を実施する地方公共団体数及び量③



<プラ法第33条に基づく認定を受けて分別収集を実施する地方公共団体②>

市町村名 (認定日)	計画期間	量(ト/年)	市町村名 (認定日)	計画期間	量(ト/年)	市町村名 (認定日)	計画期間	量(ト/年)
静岡県伊豆市 (R7.10.10)	R8.4.1～ R11.3.31 (3年間)	52	熊本県人吉市 (R7.12.1)	R8.4.1～ R11.3.31 (3年間)	155	愛知県安城市 (更新) (R8.2.9)	R8.4.1～ R11.3.31～ (3年間)	1,412
東京都墨田区 (R7.10.20)	R8.4.1～ R11.3.31 (3年間)	2,015	弘前市・黒石市・平川市・ 藤崎町・板柳町・大鰐町・ 田舎館村・西目屋村 (R7.12.15)	R8.4.1～ R11.3.31 (3年間)	1,109	神奈川県横須賀市 (更新) (R7.10.23)	R8.4.1～ R9.3.31～ (1年間)	2,249
東京都荒川区 (R7.10.20)	R8.4.1～ R11.3.31 (3年間)	1,324	京都府船井郡 衛生管理組合 (R7.10.29)	R8.4.1～ R11.3.31 (3年間)	460	富山県広域圏 事務組合(拡大) (R6.12.6)	R8.4.1～ R11.3.31～ (3年間)	2,711
東京都練馬区 (R7.10.20)	R8.10.1～ R11.3.31 (2年6か月)	5,856	泉北環境整備 施設組合 (R7.10.29)	R8.4.1～ R11.3.31 (3年間)	1,041	三重県津市 (更新) (R6.12.10)	R8.4.1～ R9.3.31～ (1年間)	2,865
静岡県菊川市 (R7.10.31)	R8.4.1～ R11.3.31 (3年間)	438	埼玉県志木地区 衛生組合 (R7.12.1)	R8.4.1～ R11.3.31 (3年間)	112	合計	52(50)団体 自治体数： 80(76)	115,803 (110,342)
宇和島地区広域 事務組合 (R7.10.29)	R8.4.1～ R11.3.31 (3年間)	32	富山県新川広域圏 事務組合 (R7.12.1)	R8.4.1～ R11.3.31 (3年間)	432	※うち泉北環境整備施設組合は容器包装のみ分別収集を実施 ※津市は2つの計画の認定を同時に受けている状態 ※合計には終了済の計画は含めていない ※合計のうち括弧書きの数字は製品プラスチックを分別収集している計画のみを抽出したもの ※量(ト/年)：再商品化計画期間平均値		
広島県呉市 (R7.10.29)	R8.4.1～ R11.3.31 (3年間)	1,900	岐阜県飛騨市 (R7.12.1)	R8.4.1～ R11.3.31 (3年間)	171			
兵庫県西宮市 (R7.10.29)	R8.4.1～ R11.3.31 (3年間)	460	静岡県清水町 (R7.12.10)	R8.4.1～ R11.3.31 (3年間)	26			
滋賀県甲賀市 (R7.10.29)	R8.4.1～ R11.3.31 (3年間)	200	長崎県長崎市 (R8.3.5)	R8.4.1～ R11.3.31 (3年間)	1,407			
福岡県福岡市 (R7.12.15)	R9.2.1～ R12.1.31～ (3年間)	25,000	茨城県石岡市 (R8.2.6)	R8.4.1～ R11.3.31 (3年間)	75			
大分県豊後大野市 (R7.12.2)	R8.4.1～ R11.3.31 (3年間)	178	宮城県仙台市 (更新) (R7.11.27)	R8.4.1～ R11.3.31～ (3年間)	14,560			

(参考) 指定法人ルートと認定ルートとの主な違い

	容器包装リサイクル法に規定する指定法人に委託する方法（第32条）	認定再商品化計画に基づくリサイクルを行う方法（第33条）	（参考）法に基づかないリサイクル（独自処理）
分別収集物の基準（環境省令）の適用	適用される	<u>適用されない</u> （リサイクルを著しく阻害するものが混入しないよう、十分に参考とされることを期待）	適用されない
市区町村が実施する選別・圧縮等	省略できない	再商品化事業者との調整により <u>省略できる</u>	再商品化事業者との調整により省略できる
再商品化事業者の選定方法	指定法人において、毎年1月に入札が行われ、2月中下旬に市区町村に対して落札事業者が通知される	<u>市区町村が決定</u> する	市区町村が決定する
再商品化費用の負担者	プラスチック製容器包装：特定事業者（市区町村負担分を除く） プラスチック製品：市区町村		すべて市区町村
再商品化費用の決定方法	指定法人において、毎年1月に入札が行われ、2月中下旬に市区町村に対して落札価格（＝再商品化費用）が通知される	計画の認定基準を踏まえ、 <u>市区町村が決定</u> する	市区町村が決定する
特別交付税措置との関係	対象となる		対象となる（令和7年度で終了）
循環型社会形成推進交付金との関係	要件を満たす		要件を満たす

(参考) プラスチック製品の分別収集・再商品化経費に対する特別交付税措置

- 分別収集物に含まれる容器包装については、容リ法に基づき特定事業者が再商品化の責任を負担します。一方、容器包装以外の製品については、引き続き市区町村がその処理責任を有します。
- 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(令和3年法律第60号)が令和4年4月1日に施行し、市区町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化の努力義務が規定されたことを踏まえ、令和4年度から**製品プラスチックリサイクル**に係る分別収集・再商品化に要する経費について**特別交付税措置**を講じています。

プラスチック製容器包装の分別収集

市区町村 (又は委託業者)

分別収集

選別・梱包・保管

普通交付税措置

リサイクル事業者

運搬

再商品化

特定事業者が費用負担

プラスチック製品の分別収集 (R4年度～)

市区町村 (又は委託業者)

分別収集

選別・梱包・保管

特別交付税措置

リサイクル事業者

運搬

再商品化

○ 市区町村が実施するプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化に要する経費に対する特別交付税措置

$$\text{算定式} \quad (A \text{ t} \times 8.8 \text{ 万円} / \text{t} + B \text{ t} \times 6.4 \text{ 万円} / \text{t}) \times 0.5$$

市区町村の製品プラスチック分別収集量 (トン)

分別収集の標準的な単価

市区町村の製品プラスチック再商品化量 (トン)

再商品化の標準的な単価

交付金制度の概要

■ 交付金の交付

- ・市町村が、廃棄物の3 R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を行う計画（循環型社会形成推進地域計画）を策定し、計画に位置付けられた施設整備に対し交付金を交付します。

■ 交付対象施設

- ・マテリアルリサイクル推進施設（不燃物、プラスチック等の資源化施設、ストックヤード 等）
- ・エネルギー回収型廃棄物処理施設（ごみ発電施設、熱回収施設、バイオガス化施設 等）
- ・最終処分場
- ・既設の廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業 等

■ 交付率

- ・交付対象経費の1 / 3です。
ただし、高効率ごみ発電施設等の一部の先進的な施設については1 / 2となります。

要件化について

- プラスチック資源循環法を踏まえ、前向きにプラスチック資源の分別収集・リサイクルに取り組み、焼却量を極力減らす努力を行っている自治体を支援します。

■ 要件

- ①プラスチック資源循環法に規定するプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化に必要な措置を行っていること、または②地域計画期間の末日から1年後までに当該措置を行うこと

■ 対象区域

地域計画の対象区域の全域（離島地域、奄美群島、山村地域、過疎地域及び沖縄県を除く）

■ プラ分別の範囲

プラスチック製容器包装及びそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物を対象としていること

■ 要件適用のタイミング・経過措置

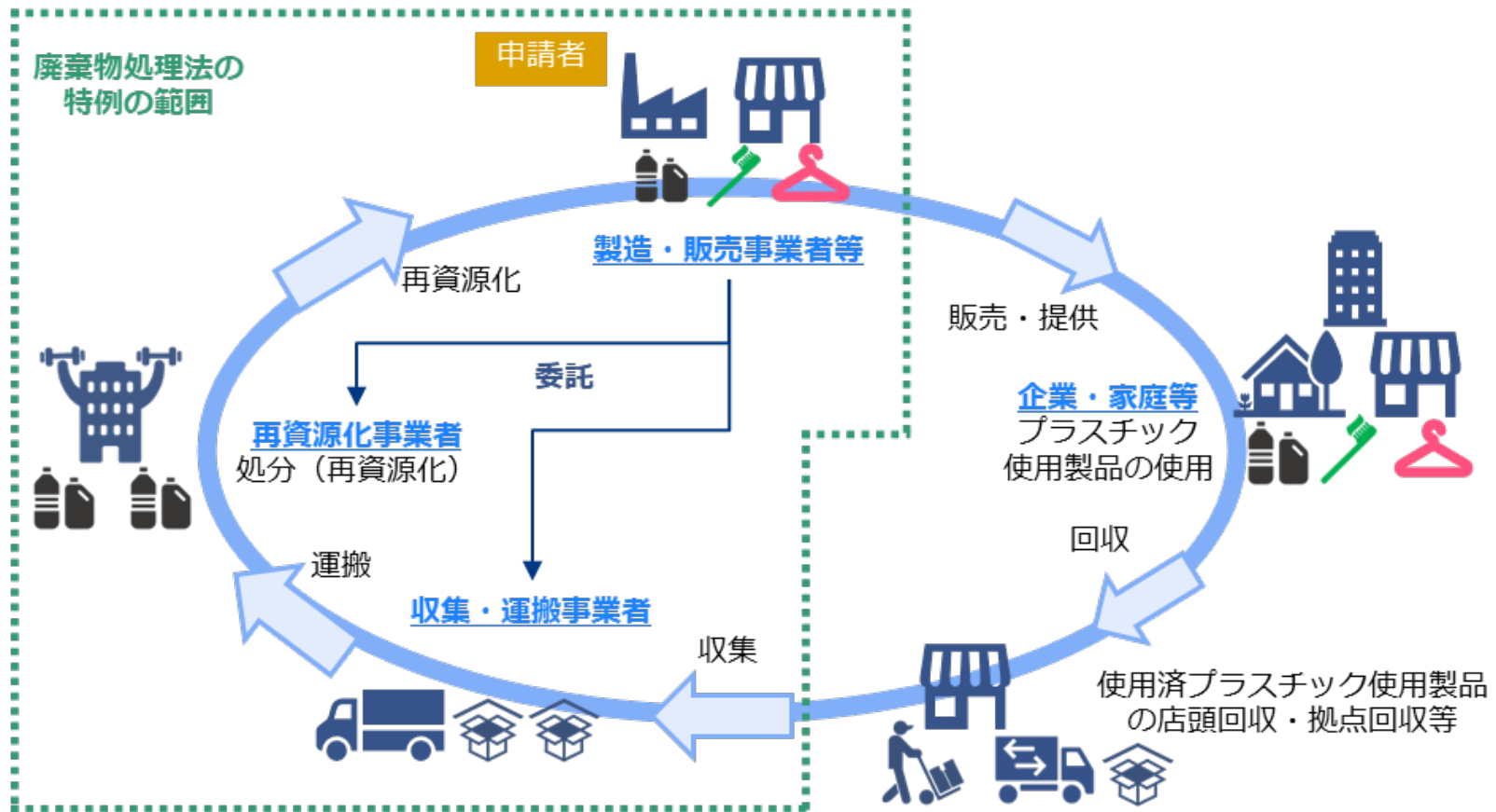
プラスチック資源循環法の施行日（令和4年4月1日）から適用。

ただし、施行日までに環境大臣に提出された地域計画に基づく事業には経過措置を適用。

③ 排出・回収・リサイクル段階 自主回収・リサイクル

- 製造・販売事業者に対して、自ら製造・販売したプラスチック製品・容器包装を自主的に回収・リサイクルするように求めています。
- こうした自主回収・リサイクルを円滑に進められるよう、計画を作成し大臣認定を得ることにより廃棄物処理法に基づく業の許可を不要とする特例制度がありますので御活用ください。
- 自主回収・リサイクルを実施することで、容器包装リサイクル法における再商品化義務量から回収量を控除できます。

● 自主回収・再資源化事業のスキーム



製造・販売事業者等による自主回収・再資源化事業計画の認定事例



プラスチック使用製品の製造・販売事業者等が作成した自主回収・再資源化事業計画について、主務大臣が認定する仕組みを創設。主務大臣の認定を受けた事業者は、廃棄物処理法に基づく業の許可が不要となる。

事業者名 (認定日)	収集区域	使用済プラスチック使用製品		再資源化により得られたもの	
		種 類	量(ト/年)	製品	利用先
緑川化成工業(株) (R5.4.19)	茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、 東京都、神奈川県	使用済アクリル板	100.0	再生アクリル ペレット	アクリルシート 製造業者
花王(株) 花王ロジスティクス(株) (R6.3.1)	東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県	使用済つめかえパック (つめかえ用フィルム容器)	1.5	洗浄・微細化フィルム破 砕物	容器製造事業者
積水化成品工業(株) (R6.3.6)	奈良県、大阪府、兵庫県、滋賀県、 愛知県、岡山県、和歌山県	発泡スチロール (ビーズ) 発泡スチロール (シート) 合 計	2.0 0.1 2.1	PSインゴッド ペレット	発泡スチロール 製造事業者
イオンデイライト(株) (R6.7.22)	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、山梨県	アクリル板 PET板 塩ビ板 合 計	38.0 35.0 5.0 78.0	フレーク	弱電気製品パーツ 玩具・雑貨品 建設資材パーツ製造 事業者
川上産業(株) (R6.8.20)	北海道、宮城県、東京都、 神奈川県、石川県、愛知県、 大阪府、広島県、福岡県 など	ポリエチレン (気泡緩衝材)	130.4	再生ペレット (気泡緩衝材原料)	自社利用
シスメックス(株) (R7.5.26)	埼玉県、兵庫県	ポリエチレン製フィルムバッグ	5.0	フレーク	容器製造事業者
(株)オリタニ (R7.11.26)	東京都、千葉県、埼玉県、 神奈川県、茨城県	ハンガー	50.0	フレーク	容器等製造事業者
ノボルディスクファーマ(株) (R8.5.15)	東京都、神奈川県、千葉県、 埼玉県、栃木県、群馬県、茨城県、 福島県、新潟県、宮城県、静岡県、 愛知県	使用済プレフィルド型ペン型注 入器 (針無し)	21	PPペレット、フレーク ABSフレーク 混合原料(金属、樹脂)	容器等製造事業者

③ 排出・回収・リサイクル段階 産廃プラのリデュース・リサイクル

- 排出事業者は、判断基準に則って、事業活動により生じる**廃プラスチックの排出抑制、分別排出、再資源化等の取組に関する目標を定め、計画的に取り組む**ことが必要です。
- 特に年間250 t 以上排出する**多量排出事業者は、取組が不十分な場合は勧告・命令等の措置**を行う可能性があります。
- 排出事業者とリサイクル事業者の連携による再資源化を円滑に行えるよう、大臣認定により**廃棄物処理法に基づく業の許可が不要**となる特例制度がありますので、御活用ください。

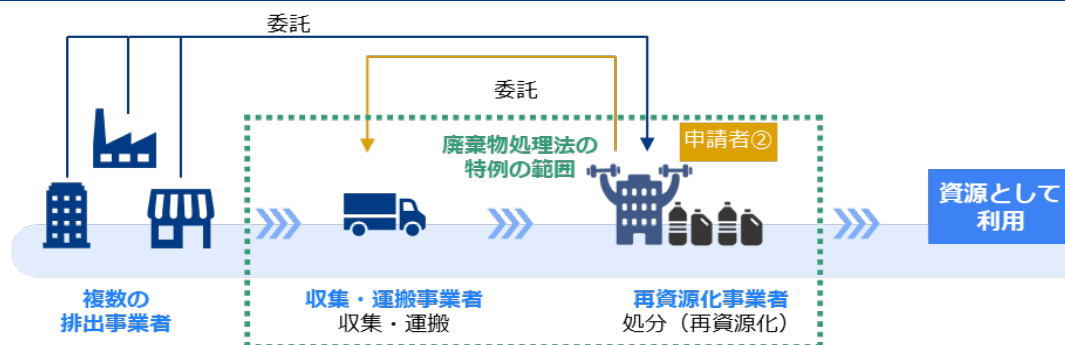
求められる対応

- 排出の抑制・再資源化等の実施
- 多量排出事業者の目標の設定・情報の公表等
- 排出事業者の情報の提供
- 本部・加盟者における排出の抑制・再資源化等の促進
- 教育訓練
- 実施状況の把握・管理体制の整備
- 関係者との連携

●申請者が排出事業者である場合の再資源化事業のスキーム図



●申請者が複数の排出事業者からの委託を受けた再資源化事業者である場合の再資源化事業のスキーム図



排出事業者による再資源化事業計画の認定事例

①排出事業者（1号認定）、②複数の排出事業者からの委託を受けた再資源化事業者（2号認定）が作成した再資源化事業計画について、主務大臣が認定する仕組みを創設。主務大臣の認定を受けた事業者は廃棄物処理法に基づく業の許可が不要となります。

事業者名 (認定日)	区分	収集区域	プラスチック使用製品産業廃棄物等		再資源化により得られたもの	
			種 類	量(トン/年)	製品	利用先
三重中央開発(株) (R5.4.19)	2号	三重県 奈良県	食品包装資材（汚れ付着のあるもの） 工場端材（緩衝材、フレコン、PPバンド等）	360 280	PE・PPペレット PE・PP混合 減容製品	パレット製造業者
DINS関西(株) (R5.4.19)	2号	大阪府	廃棄PETボトル※（廃棄飲料等を含む） ※賞味期限切れで市場に出ず廃棄になったもの等	201	再生PET樹脂	飲料メーカー 容器メーカー
浪速運送(株) (R6.1.16)	2号	東京都、埼玉県、千葉県、 神奈川県、福岡県、 兵庫県、大阪府	アパレル由来のプラスチック 軟質フィルム（衣類用カバー、PE・PP）	250	PE・PPペレット 原料資材	プラスチック商社 メーカー企業
木村工業(株) (R6.4.19)	2号	滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県	歯ブラシ、ヘアブラシ、カミソリ、 ブラカップ、歯間ブラシ	37.4	PE・PPペレット 原料資材	パレット製造業者
宏幸(株) (R6.7.22)	2号	全国	風車ブレード（FRP）、バスタブ（FRP） ケーブル被覆（PVC）	311.0 630.0	再生複合材	太陽光発電下敷きマット 製造事業者
天馬(株) (R6.9.18)	1号	青森県、福島県、千葉県 滋賀県、山口県	樹脂団子（PP）	200	PPペレット	自社製品（ハウスウェア製 品等）
豊通ニューパック(株) (R7.10.27)	2号	愛知県	プラスチック製フィルム・袋・バンド・トレイ等 プラスチック製発泡緩衝材	100 200	プラスチック圧縮ボール プラスチック減容インゴット	ペレット製造事業者 油化製造事業者 包装・梱包材製造事業者
積水樹脂(株) (R7.12.16)	1号	兵庫県	工場端材（PE・木粉混合）	120	木粉含有PE破砕物	ペレット製造事業者
(有)新垣商店 (R8.2.16)	2号	大阪府、京都府、兵庫県、 滋賀県、和歌山県、奈良県	廃棄PETボトル	11,000	PETフレーク PET圧縮梱包物	容器包装製造事業者
(株)エコロ (R8.4.10)	2号	茨城県、埼玉県、千葉県	塩ビ壁紙	1,000	再生塩ビフレーク	塩ビ壁紙製造事業者、 床材製造事業者

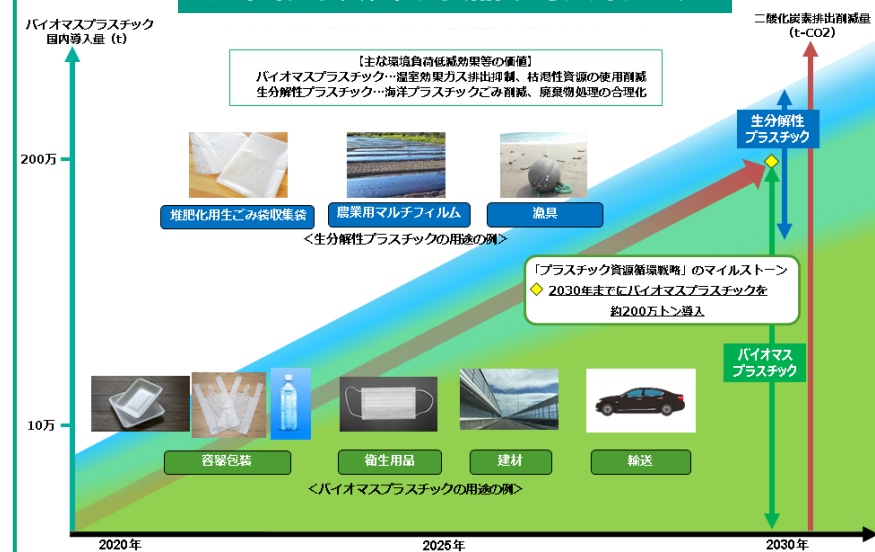
バイオプラスチック導入ロードマップ

- 持続可能性が高いバイオプラスチックへ転換することを目指し、利用拡大の道筋を描いた**バイオプラスチック導入ロードマップ**を公開していますので、御参照ください。

導入の基本方針

原料	原料の多様化を図るため、国内バイオマス（資源作物、廃食用油、パルプ等のセルロース系の糖等）の原料利用の幅を拡大（食料競合等の持続可能性に配慮）。
供給	国内外からの供給拡大を進めていくが、供給増に向け、国内製造を中心に、本邦企業による製造も拡大。
コスト	関係主体の連携・協働によりコストの最適化を目指す。また、利用者側に対する、環境価値の訴求等を行い、環境価値を加味した利用を促進。
使用時の機能	汎用性の高いバイオプラスチックや耐久性、靱性等に優れた高機能バイオプラスチックを開発・導入を目指しつつ、製品側の性能を柔軟に検討し、幅広い製品群への対応を促進。
使用後のフロー	使用後のフロー（リサイクル、堆肥化・バイオガス化に伴う分解、熱回収等）との調和性が高いバイオプラスチックを導入。
環境・社会的側面	ライフサイクル全体で持続可能性（温室効果ガス、土地利用変化、生物多様性、労働、ガバナンス、食料競合等）が確認されているものを使用。

バイオプラスチック製品の導入イメージ



施策

	2020~2021年	2022~2025年	2026~2030年	~2050年
利用促進	バイオプラ導入目標集等の策定、ビジネスマッチングの促進（CLOMA、プラスチック・スマート）			
	グリーン購入法特定調達品目における判断の基準等、バイオ由来製品に係る需要喚起策の検討、地方公共団体による率先調達の推進			
	公正・公平なリサイクルの仕組みの検討			
消費者への訴求等	海洋生分解性機能の評価手法の国際標準化に向けた検討			
	持続可能性を考慮した認証・表示の仕組みの検討			
研究開発等	バイオプラ製品の率先利用及び正しい理解の訴求			
	高機能化、低コスト化、原料の多様化等に向けた研究・開発・実証事業への支援			
	製造設備導入への支援			
フォローアップ等	ESG金融を通じた企業の研究開発や製造設備導入に係る資金調達円滑化の支援			
	バイオプラスチック導入量（用途・素材別）、国際動向、技術動向の調査・フォローアップ			

背景

- 2019年プラスチック資源循環戦略が策定され、2025年資源有効利用可能な製品デザイン、2030年ワンウェイプラ累積25%排出抑制、容器包装のリユース・リサイクル6割、再生利用倍増、バイオプラ200万トン導入、2035年資源有効利用率100%といったマイルストーンを設定
- 2022年4月にプラスチック資源循環促進法が施行され、①プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計、②ワンウェイプラスチックの使用の合理化（リデュース）、③プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 の措置を実施する必要

令和8年度予算事業

- プラスチック資源循環戦略に基づく、ワンウェイプラスチックの排出抑制や環境配慮設計、容器包装はじめ全ての使用済みプラスチックのリサイクル、再生利用の倍増やバイオマスプラスチック等の導入拡大を図るためには、**企業や自治体等による資源循環促進の取組が非常に重要**です。
- このため、令和8年度、**事業者・自治体等による**プラスチック資源循環の社会実装一手手前の事業に対して、**実証（モデル事業）支援**します。下記は一例です。
 - ①ワンウェイプラの効果的な排出抑制や環境配慮設計製品の拡大
 - ②市民や事業者からのプラスチック使用製品廃棄物の回収量の拡大
 - ③効率的な収集運搬等によるリサイクルコストの低減
 - ④排出事業者・リサイクル事業者・再生プラスチック利用事業者によるリサイクルから再生プラスチック利用に至るまでのマッチング
 - ⑤再生材・バイオプラ用途拡大に向けたサプライチェーン構築 など
- 一件あたり、**500万円～3,000万円を想定**
（事業者・自治体等の単独・複数、事業者と自治体等で連携しての申請も可能）
- 令和8年度の採択事業及び過去の実証結果については環境省HPにて公開中
（R8採択事業：https://www.env.go.jp/press/press_05165.html）
（R7実証結果：https://www.env.go.jp/press/press_03934.html）

採択者名	事業名	事業の概要
東京都荒川区	プラスチックの区内循環利用（地捨地消）	荒川区が回収したプラスチックごみを選別・再資源化し、再生プラスチック使用製品を積極的に活用することで、再生プラスチック製品に対する区民の社会的理解を促進し、プラスチック回収量の増加やプラスチックの処理費用軽減を図る。
宮城県仙台市	プラスチック製粗大ごみのポテンシャル等調査	プラスチック製粗大ごみを2つの異なるルートで回収し、回収ルート別の排出量調査、組成調査及び年間排出量の推計を通じて、経済性・CO2削減効果等を検証し、収集・運搬方法の決定、再商品化製品の高付加価値化の達成につなげる。
テラレムグループ株式会社	CicroMate（サイクロメイト） ・アパレル業界における資源循環プラットフォーム ・アパレル業界における動静脈一体物流を活用した廃プラスチック資源循環事業	アパレル業界で使用・排出される廃プラスチック類について、分別支援、輸送の効率化及び回収した廃プラスチック類の水平リサイクルを行い、プラスチックの再資源化量の増加及びCO2排出量の削減効果等を検証し、アパレル業界の資源循環プラットフォームを構築する。
ヤマト運輸株式会社	宅急便ネットワークEV集配車を活用した使用済みペットボトル輸送効率化によるコスト削減・CO2排出量削減事業	コンビニエンスストア店頭から回収する使用済みペットボトルの輸送に、宅急便の既存ルート便を活用し、輸送に伴うCO2排出量の削減効果及びペットボトルの再資源化量の向上等を検証、環境負荷低減と経済性のデカップリングとして有意なモデルであることを確認し、全国への取組み展開につなげる。
株式会社みずほファイナンシャルグループ	オフィスビルのゼロウェイスト推進	大規模オフィスビル内カフェでリユースカップを導入し、使い捨てカップからリユースカップへ切换えることによるごみ排出量及びCO2排出量の削減効果、運用に伴う価格・返却方法・PR方法等が利用率や回収率に及ぼす影響を検証し、効果的な運用方法を確立する。
鹿島建設株式会社	建設現場から排出される廃プラのケミカルリサイクル実証事業	建設工事現場から排出される廃プラスチック類を選別・回収し、油化設備にてケミカルリサイクルを行い、プラスチックの再資源化量の向上、CO2排出量及び運用に伴う課題等を検証し、業界全体への水平展開へ向けてサプライチェーンの構築を行う。
株式会社資生堂	BeauRing（使用済みプラスチック化粧品容器の収集・再資源化事業）	消費者から使用済みプラスチック製化粧品容器を事前分別・洗浄不要で店頭回収し、化学的な処理により再資源化を行い、化粧品容器の水平リサイクルを行う。
長崎県壱岐市	マイクロ波技術活用による廃プラスチック小型分散型リサイクルシステム実証事業	プラスチックごみをマイクロ波を用いた小型油化装置で科学的に分解し、その再資源化量や必要な追加処理等を検証し、離島における資源循環を目指す。

採択者名	事業名	事業の概要
株式会社カインズ	DXを活用した効率化・標準化による持続可能な回収モデル構築（"プラリクル"の実現）	掛川市と連携し、ホームセンター（カインズ）店舗において「大型製品プラスチック」を回収する際に、回収対象品のAI判定システム及び無人受付システムを導入することで、「量」・「質」・「価格」を満たした再生プラスチックの回収モデルを構築する。
資源循環システムズ株式会社	建設現場における分別・再資源化の高度化による建廃プラのマテリアルリサイクル及び利用先拡大に向けた実証	建設現場を起点に、AIによる建設系廃プラスチックの分別支援や再資源化工程における品質確保、再生材の利用先確保を一気通貫で実証し、建設系廃プラスチックのマテリアルリサイクル率向上と環境負荷低減を実現する標準モデルを構築する。
清水建設株式会社	建設現場由来の「廃プラスチック専用再資源化施設」提案と実証	「廃プラスチックの材質分別ができる現場」、「廃プラスチックのみ分別できる現場」、「分別ができない現場」など、様々な排出条件において、高品質ペレットの製造を可能とする再資源化施設の実証を行う。また、製造された再生ペレットについて、多数の再生材利用企業や製品メーカーによる材料評価を実施し、建設業界におけるマテリアルリサイクルを推進する。
株式会社Jサーキュラーシステム	リサイクラーにおける使用済プラスチックの保管・処理可能量拡大の手法検討	川崎市・大田区等と連携し、使用済プラスチックの混合処理を行う。各搬入量に応じた案分により残渣量・再商品化量を算定する手法の有効性を立証し、市区町村ごとの収集物の区分管理による保管・稼働率の課題を解消するスキームを確立する。
公益財団法人全日本科学技術協会	自治体指定ごみ袋における家庭系廃プラ再生材活用	自治体と連携し、家庭から排出されるプラスチックの再生材を活用した自治体指定ごみ袋について、製造・導入実証を実施し、その社会実装に向けた課題を整理する。また、実証を通じて得られた知見を基に、市民に分かりやすい資源循環の実現に資する政策提言として「自治体における再生材ごみ袋導入ガイドライン」を取りまとめる。
国立大学法人電気通信大学	容器包装プラスチックの「分別精度向上」と「収集運搬の効率化」を実現する社会実装モデルの形成	町田市と連携し、住民向けアプリ「AIごみナビ」に容器包装プラスチックへの対応機能を導入し、その有効性を実証する。あわせて、収集現場向けアプリ「AI収集ナビ」を活用し、容器包装プラスチック収集に関する実証実験を実施する。これらにより、ごみの分別精度の向上及び収集運搬の効率化を図り、全国に展開可能な社会実装モデルを構築する。
株式会社プラーツ	再生困難な廃プラを原料とした車体材料品質マテリアルリサイクル（社会実装に向けたパイロットスケール量産の検討）	様々な廃プラスチックを対象に、化学組成を管理する新たなマテリアルリサイクル技術（P-100）を用いて再生プラスチックを製造し、自動車グレードの性能と品質を確立する。特に本事業では、ポリプロピレンのリサイクルに焦点をあてる。
メビウスパッケージング株式会社	減容プラスチックボトルの回収リサイクル（事業者向けの洗剤・除菌アルコール・ハンドソープ用途のボトル）	飲食店舗で使用された減容プラスチックボトル（洗剤、除菌剤等）の自主回収・再資源化に係る実証を行い、再資源化スキームを構築することにより、減容プラスチックボトルのサーキュラーエコノミーを実現する。

地域資源循環企画官 L



令和 8 年度全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議

2026年7月23日

環境再生・資源循環局 資源循環課 地域資源循環企画官L

- 1 食品ロス・食品リサイクルの最近の取組**
- 2 リユース等の促進に関するロードマップ**
- 3 サステナブルファッションの推進に向けたアクションプラン**
- 4 使用済紙おむつ再生利用等の概要等**

食品ロス削減対策に関する最近の取組

- ◆ 家庭系の食品ロス削減や食品リサイクル推進に向けて、「消費者の行動変容促進」と「自治体による取組支援」に関する支援を実施。
- ◆ モデル事業等で得られた知見をマニュアル、手引き等に整理し、自治体向け研修会や食品ロスポータルサイト等を通して発信し、取組の横展開を図っている。

mottECO

- ・mottECO（モッテコ：飲食店での食べ残しを自己責任の範囲で持ち帰る行為）を実践し、得られた知見を元に、その定着と効果的な普及啓発を推進
- ・「mottECO導入の手引き」を令和8年4月公表



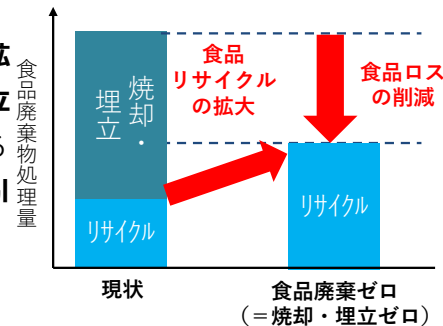
消費者向け手引き

「フードドライブ実施の手引き」などを策定し、実施時のポイント等を周知
※令和8年4月改定



食品廃棄ゼロエリア

- ・食品ロス削減と食品リサイクルの拡大により食品廃棄ゼロ（焼却・埋立ゼロ）を目指す先行エリアを創出する
→「食品廃棄ゼロエリア創出の手引き」を令和8年4月公表



自治体等への横展開

- ・令和8年4月に「～自治体・事業者向け～消費者の行動変容等による食品ロスの効果的な削減に向けた手引き」を改訂
- ・「地方公共団体による食品リサイクルの取組促進事例集」を令和8年4月公表
- ・食品ロスポータルサイトに手引き・マニュアルやモデル事業報告書等を取りまとめて掲載し、自治体等に周知



令和8年度の取組

- ・自治体への組成調査支援による食品ロス削減推進計画策定推進
- ・消費者の行動変容等による家庭系食品ロスの削減推進モデル事業支援
- ・自治体における食品ロス量や取組等の見える化

等

食品ロス削減目標(2000年度比で2030年度までに)

(第2次食品ロス削減推進基本方針より)

- ・家庭系食品ロス **50%減早期達成**
(433万トン → 216万トン)
【2024年度推計224万トン】

食品リサイクルを促進するための最近の取組

- モデル事業では、令和7年度に「食品廃棄ゼロエリア創出モデル事業」、今年度は「食品循環資源リサイクル促進モデル事業」を通して地方公共団体や事業者等の食品リサイクルの取組を推進するための支援を実施している。
- 過年度のモデル事業等を通して得られた知見等を取りまとめ、各種手引き等を作成・改訂している。

モデル事業の実施

■ 食品廃棄ゼロエリア創出モデル事業（令和7年度）

- ✓ 相模原市内の小学校を主な対象とし、出前授業や給食残渣を飼料化し、同飼料で育てた豚肉を給食で提供
- ✓ 給食残渣を食品リサイクル施設に運搬し、再生利用（市内9校から14日間で2.9トン受入）
- ✓ 市内全69校で実施した場合は飼料化量は約62トン（2023年度）実績から約268トンに拡大可能なポテンシャルがある



出前授業の様子



小学生用デジタル教材

■ 食品循環資源リサイクル促進モデル事業（令和7年度補正）

- ✓ 自治体や事業者等による取組を支援（計7件採択）

https://www.env.go.jp/press/press_04786.html（令和8年5月29日報道発表）

各種手引き等の作成・改訂

■ 食品廃棄ゼロエリア創出の手引き

- ✓ 令和3年度から、全国の自治体や民間事業者による食品廃棄ゼロエリアの創出を支援するモデル事業を実施
- ✓ 同エリアの創出にあたって重要となる点や工夫、課題に関する知見を集めてきた。
- ✓ 同エリアの創出に向けた基本的な検討のステップや、有効な取組等のポイントを取りまとめた手引きを作成

https://www.env.go.jp/press/press_03951.html（令和8年4月6日報道発表）

■ 地方公共団体による食品リサイクルの取組促進事例集

- ✓ 食品リサイクルの促進に向け、食品循環資源の再生利用等の促進に資する市町村の取組を促進するため、先進的な取組事例について調査
- ✓ 工夫点点等を取りまとめ事例集を公表

https://www.env.go.jp/press/press_03953.html（令和8年4月6日報道発表）

○採択団体一覧

1	北海道室蘭市	11	広島県三原市
2	山形県米沢市	12	岡山県備前市
3	栃木県那須塩原市	13	福岡県久留米市
4	栃木県日光市	14	岩手県奥州市
5	栃木県壬生町	15	埼玉県加須市
6	神奈川県綾瀬市	16	千葉県流山市
7	愛知県阿久比町	17	愛知県瀬戸市
8	岐阜県関市	18	愛媛県内子町
9	滋賀県栗東市	19	福岡県筑前町
10	京都府城南衛生管理組合		

○部門Ⅰ 先進事例の創出部門

事業主体	事業の名称	事業の概要
一般社団法人こども食堂支援機構	100万人の習慣を変える！ 週末「包容ごはん」プロジェクト	「どんな具材もおいしくなる料理（カレー、シチュー、揚げ物、鍋等）の総称」として「包容ごはん（仮）」を提案し、全国112か所のこども食堂で作り方を学んでもらう。「毎週土曜日は包容ごはん」を合言葉に、家庭内の食品ロス一歩手前の食品を見直し、ロスになる前に消費する習慣化を目指す。広報啓発は、賛同する20名以上のメディア関係者等と連携して実施する。
一般社団法人日本フードリカバリー協会	企業内フードドライブ先進モデル創出プロジェクト	埼玉県草加市内の事業所においてフードドライブを実施し、寄附者が食品のJANコードを読み取ることで寄附品リストを自動作成するシステムを導入する。これにより業務負荷の軽減とトレーサビリティの確保を図る。また、寄附者には家庭の食品ロス量の記録を依頼する。フードドライブの回収量や食品ロス量の変化、アンケート結果等により、その効果を検証する。
パナソニック株式会社	冷蔵庫AIカメラによる“食品をムダにしない暮らし”を続けるための行動変容実証事業	冷蔵庫AIカメラ・アプリの積極的な利用を促し、家庭系食品ロス削減への寄与を明らかにするため、東京都・大阪府を含む大都市圏で、介入群・対照群あわせて約100世帯を対象とする実証試験を実施する。介入群にはプッシュ通知等による継続的な働きかけを行い、食品ロス量や行動記録を基に対照群と比較し定量的に評価する。また、大阪府と連携し、単なる検証にとどめず社会実装につなげることを目指す。

○部門Ⅱ 先行事例の普及展開部門

事業主体	事業の名称	事業の概要
北九州市	地域に根差した食品ロス削減啓発活動モデル事業	北九州市全域を対象に、地域団体、飲食店、スポーツ団体と連携し、家庭系食品ロス削減を目的とした「食の循環可視化事業（果樹栽培による循環体験）」、「生ごみコンポスト事業」、「リデュースクッキング教室」、各種イベントでの啓発を行う。効果は、モデル地区や参加世帯の生ごみ廃棄量の変化及び各事業でのアンケートにより、意識・行動の変化を把握する。

部門Ⅰ 自治体による食品リサイクル促進部門

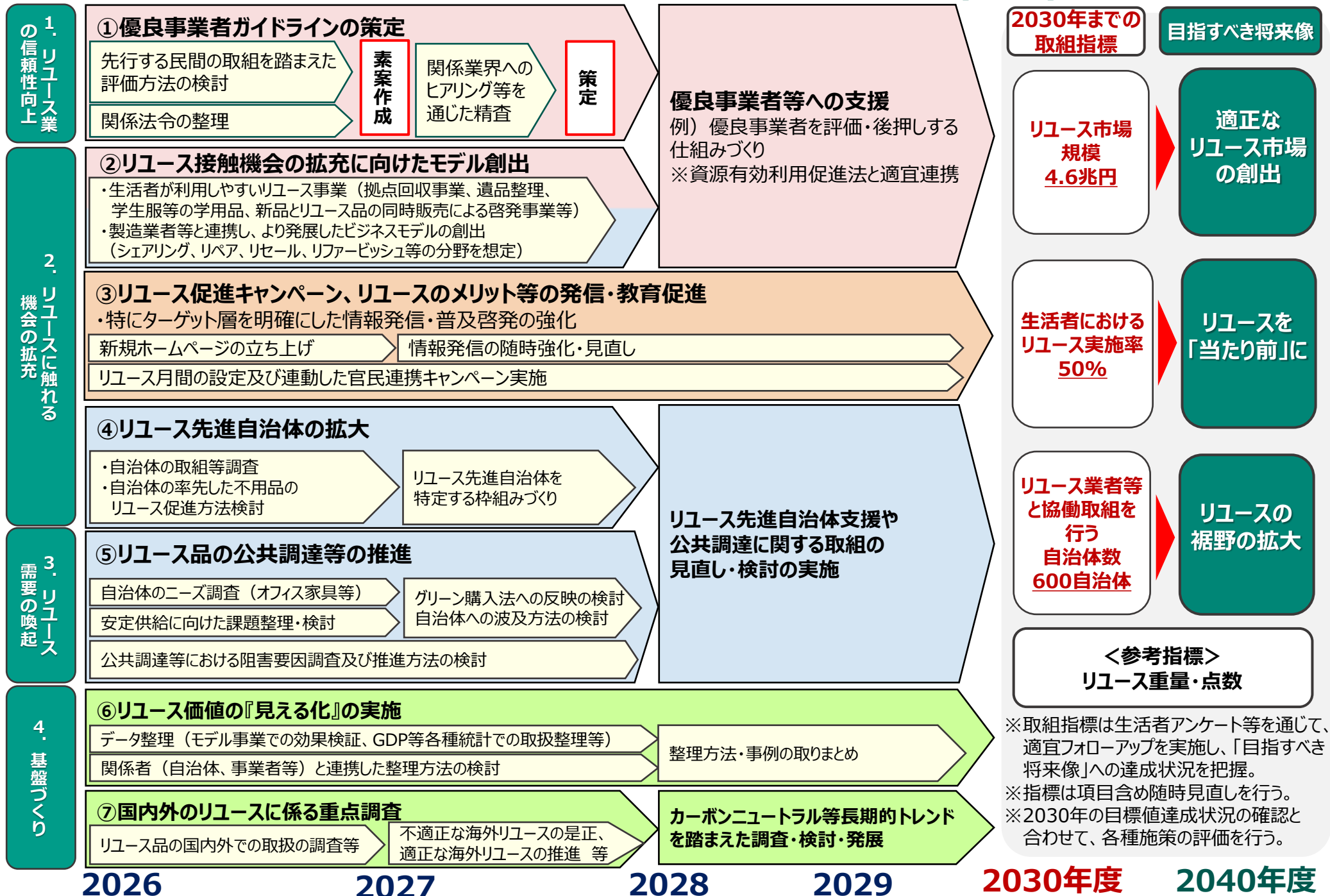
事業主体	事業の名称	事業の概要
小布施町	家庭由来の生ごみリサイクル化のためのモデル回収地区実証事業	市街地で生ごみの自家処理が難しい自治会1～2地区（約300世帯）を対象に、焼却処理されている生ごみを分別回収・堆肥化し、小布施町に還元することを目指した取組を行う。指定袋方式や拠点設置バケツ方式等の回収方法を比較し、全世帯アンケートや組成調査により分別意識と生ごみの状態を把握し、将来的な本格導入と自治体間連携の可能性を検証する。
那須塩原市	板室温泉もったいない地域循環プロジェクト～1000年湯治の里が挑む食品循環資源リサイクルモデルの構築～	市内板室温泉地区の宿泊施設5軒を対象に、発生する食品残さを肥料化・有効利用・アップサイクルする地域循環モデルを構築する。生ごみ組成調査やヒアリング、卵殻アップサイクルの可能性調査、スマートコンポストによる肥料化実証、食品ロス削減メニューの開発等を行い、年間リサイクル量や生ごみ処分費削減額、温室効果ガス削減量、宿泊客・学生の意識変容を把握し、他の宿泊施設への横展開を図る。

○部門Ⅱ 食品関連事業者等における食品リサイクル部門

事業主体	事業の名称	事業の概要
イオン株式会社	岩手県内イオン店舗の食品廃棄物を活用した堆肥によるホップ・大麦栽培とプライベートブランドビール開発を通じた食品リサイクルループ型地域循環モデル実証事業	イオン関連店舗から排出される魚あらを除く食品廃棄物を活用し、食品リサイクルループの構築を目指す事業である。岩手県内21店舗から年間約300トンを超え、県内事業者が堆肥化し、まずイオンアグリ創造株式会社の岩手花巻農場において実証を実施し、その結果を踏まえ、ホップ・ビール用大麦の露地栽培に活用する。排出量の見える化、堆肥成分・土壌分析、作物生育・品質、GHG削減効果を評価するとともに、リサイクルPET容器による販売やPB商品化等により、持続可能な地域循環モデルの実現を図る。
一般社団法人食品ロス・リボーンセンター	災害備蓄食品の高度手選別・資源化による「地域完結・低炭素型」循環モデル実証事業～福祉連携とデジタル要件定義による都市型リサイクルDXの基盤構築～	都内自治体と民間企業が保有する災害備蓄食品約60万食について、障害者就労支援事業所と連携し、高度な手選別により高品質な飼料・肥料原料とする。原料は飼料化技術を持つ近郊農家に直接配送し活用する。また、備蓄終了食品の行方を把握する「デジタル・トレーサビリティシステム」の導入を見据え、排出量等の各種データを収集し、必要なデータ要件を定義するとともに、搬入量・選別後重量・配送距離・成分分析、農家満足度調査等により効果を検証する。
一般財団法人箱根町観光協会（箱根DMO）	環境先進観光地・箱根 食品リサイクル循環モデル高度化実証事業	観光地における食品リサイクル循環モデルの実装性向上を目的に、回収・運搬の効率化に取り組む。箱根町全域の宿泊・飲食施設24施設から、2週間で約4,000kgの食品残さを回収し、中継拠点を経て日本フードエコロジーセンターで飼料化する。回収・運搬スキームや容器仕様の標準化、コスト構造の見える化、動画マニュアルによる分別推進により、回収量・飼料化量・CO ₂ 削減量等を評価し、持続可能な地域循環モデルの確立を目指す。
株式会社ビオクラシックス半田	食品残さ由来バイオ肥料を活用した弁当循環型農業モデル実証事業	名古屋市等の弁当製造事業者で発生した食品残さを半田市のバイオガス施設でメタン発酵処理し、発酵残渣をバイオ肥料として長野県の農地での露地栽培に活用し、収穫物を弁当製造に利用することで食品循環ループの確立を目指す。肥料成分・土壌、収量・品質、再生利用量・GHG削減量を定量評価するとともに、食品残さに付着するプラスチックの分離・減容化手法も検討する。
東金元気づくり株式会社	焼却処理削減を目指した食品廃棄物の地域内循環モデルの実現から社会・地域課題解決に向けた検証事業	千葉県東金市の道の駅を核とした産官学連携の取り組み。地域の食品関連事業者や飲食店から発生する野菜くずや調理残渣をアメリカミズアブ幼虫に与え、蛹を飼料・肥料として活用、これを用いた養鶏や米・露地野菜の栽培からの生産物によるサステナブルメニューの開発、外来生物の駆除やリン回収にも取り組む。各工程の重量記録やアンケート調査などにより、削減効果と意識変容を評価する。

- 1 食品ロス・食品リサイクルの最近の取組
- 2 リユース等の促進に関するロードマップ
- 3 サステナブルファッションの推進に向けたアクションプラン
- 4 使用済紙おむつ再生利用等の概要等

リユース等の促進に関するロードマップ（概要）



色分けの凡例：
施策の主な対象

主に事業者向け	主に生活者向け
主に自治体向け	すべての主体向け

※これらは現状、優先すべき事項について整理したものであり、この他にも効果的である取組についても順次整理・実施していく。
※本ロードマップは、フォローアップ結果等を通じて、適切なタイミングで見直ししていく。

令和7年度補正予算 リユース等の促進に関するモデル実証事業の公募採択結果

	団体名（申請主体）□	事業の名称	事業の概要
＜部門Ⅰ：消費者が利用しやすい効率的なリユース品の回収に関するモデル実証事業＞			
1	株式会社ECOMMIT	リユース促進の「最適な周知手法」特定と市民の行動変容を促す効率的回収モデルの実証	既存の衣類回収インフラを活用し、案内方法や媒体を変える実証を実施。心理的障壁をデータ分析で解消し、廃棄物削減を最大化する「最適な周知モデル」の確立と他地域への横展開を目指す。
2	株式会社エツリン	リユース拠点「（仮称）捨てずに・ランド」構築事業	ごみ処理施設周辺にリユース品の受入拠点を設置し、廃棄前の不要品を選別・回収して再流通につなげる。自治体との連携により、市民の行動変容とリユース促進を図る。
3	鹿児島県大崎町	おおさき高度靴リユース・アップサイクル実証事業	使用済み靴を回収し、洗浄・修繕による再流通やソール部分のアップサイクルを行う。環境教育や地域ポイント制度も活用し、資源循環と地域活性化を両立するモデルを構築する。
4	株式会社サカイ引越センター	「学都・仙台」における引越連動型・通年循環リユースモデル実証事業～学生・外国人材および単身転勤者を対象とした生活支援と資源循環～	引越し時に家具・家電・日用品等の使用済製品を一括回収し、学生や留学生、単身赴任者等に安価で提供する。仙台市内の資源循環を推進し、ごみ減量と生活支援の両立を図る。
＜部門Ⅱ：リユースの裾野を拡大するモデル実証事業＞			
5	愛知県蒲郡市	想いを紡ぐ再生の空間～リペアでつなぐ地域の未来～	地域の職人や事業者と連携したリペアカフェを開催し、修理文化の普及と資源の有効利用を促進する。観光資源である旅館を活用し、地域産業の活性化とコミュニティ形成を図る。
6	島根県隠岐郡海士町	「島全体、シェアハウス」～島内資源循環を通じた、「人のつながり」の再生プロジェクト～	古着等にNFCタグを付与して物語や思い出を継承する仕組みを導入し、リユースを促進する。リペア活動と組み合わせ、資源循環と地域内の人のつながりの再生を目指す。
7	一般社団法人モノの図書館研究所	「モノの図書館」の導入実践事業	地域住民が工具やアウトドア用品等を共同利用できる「モノの図書館」を設置し、シェアリングによる新品購入抑制とごみ削減を推進する。リペア活動や環境教育、防災機能とも連携した地域循環モデルを実証する。
＜部門Ⅲ：衣類回収後の資源活用と事業性の確保を両立するモデル実証事業＞			
8	株式会社きものすなお	埋蔵着物による経済活性化・技術伝承モデル	全国の回収拠点とSNSを活用して不要着物を回収し、修復・再販・アップサイクル・繊維リサイクルを実施する。着物産業の活性化や職人支援を図りながら、持続可能な資源循環モデルを構築する。
9	日本郵便株式会社 東海支社	郵便局ネットワークを活用した学生服リユースモデルの構築に関する実証事業	郵便局を回収拠点として不要となった学生服を寄付回収し、洗浄・整備後に必要とする家庭へ提供する。家計負担の軽減と衣類の資源循環を同時に実現するモデルを実証する。
10	株式会社BPLab	産官学連携による衣類回収後の多段階循環モデル構築および低品質繊維用途開発実証事業	産官学連携による既存の衣類回収基盤を活用し、リユース・リサイクル・再商品化を組み合わせる多段階循環モデルを構築し、回収後の資源活用と事業性の両立を検証する。

令和7年度補正予算 自治体による物価高騰対策に資するリユース等支援事業の公募採択結果

	団体名（申請主体）□	事業の名称	事業の概要
1	鹿児島県大崎町	物価高騰対策・おおさきシューズバンク生活支援事業	競技用スパイクや子ども靴を回収・整備し、安価に提供するシューズバンクを運営する。専門技術による洗浄・修繕拠点の整備やEC販売を通じ、家計負担軽減と地域雇用創出を両立する循環モデルを構築する。
2	京都府京都市	古着類の選別・リユース可能性調査事業	行政回収した使用済衣類を詳細に選別・調査し、地域でのリユース販売や譲渡、アップサイクル、環境教育を実施。地域内での衣類の循環モデルを構築することで、国内での衣類の循環の促進や循環経済の発展に貢献する。
3	埼玉県入間市	市民の暮らしを支えるリユースモデル基盤整備事業	リサイクルプラザに市民向けの不要品無料引取窓口を新設し、リユース品の廉価販売を実施する。子育て世帯を重点対象に、家計の負担軽減とごみ減量、リユース意識の向上を図り、持続可能な循環型社会の構築を目指す。
4	東京都中央区	中央区標準服等リユース事業「りゅぽ〜と」	区立学校・幼稚園の標準服や園服を回収・クリーニング・補修し、必要な家庭にクリーニング等実費相当額で譲渡する。リユースの普及啓発による資源循環の促進を図るとともに、子育て世帯の経済的負担軽減に寄与する。
5	兵庫県西宮市	楽器リユース・ブリッジ	官民連携により、市民から寄附された楽器を地域クラブ活動へ提供する仕組みを構築する。部活動地域展開における楽器不足の解消と子どもの文化活動支援、資源循環の推進を図る。
6	徳島県	地域リユース・バトン・プロジェクト	リユース品の回収・修繕・交換を一体的に行う体験型マルシェを開催する。リペアやアップサイクル体験、ファッションショー等を通じて循環利用を促進し、家計負担軽減と廃棄物削減効果を検証する。
7	千葉県四街道市	「だれかのほしいにつなげよう」プロジェクト	家庭で使われなくなったおもちゃ、本、衣類などを回収し、リユースイベントで無償譲渡する。子育て世帯の生活費負担軽減を図るとともに、市民団体と連携して地域内での循環利用を促進する。
8	北海道旭川市	子ども未来リユースバンク事業	物価高騰の影響を受ける子育て世帯を支援するため、市民から中学校制服や学用品等を回収し、無償提供する。需要・供給や受渡し方法を検証し、持続可能な運営モデルの構築を目指す。

- 1 食品ロス・食品リサイクルの最近の取組
- 2 リユース等の促進に関するロードマップ
- 3 サステナブルファッションの推進に向けたアクションプラン
- 4 使用済紙おむつ再生利用等の概要等

サステナブルファッションの推進に向けたアクションプラン（概要）

国のアクション（家庭から廃棄される衣類の削減目標の達成に向けた施策）

家庭から廃棄される衣類の量

行政回収
約3.5万t

民間回収
約2.5万t※

約3.0万t

約4.0万t

①

全国どこでも
分けて出せる

☑ 解消すべきボトルネック 行政回収によるコスト増加、廃棄物としての取扱い（専ら物）に関する自治体の理解促進

▶ 1-1. 行政回収による衣類資源の質・量の向上

- ✓ 効果的な回収を実現できている事例のポイント整理など、行政回収の実践的なガイドラインの策定
- ✓ 行政回収にかかるコスト低減に向けた支援

☑ 解消すべきボトルネック 「資源」であることが十分に生活者に認識されていない、故繊維事業者等の地域偏在

▶ 1-2. 民間回収の全国展開、マッピング等による回収拠点の見える化

- ✓ 民間回収拠点増加により「衣類は資源」と実感する機会の創出・拡大、行政回収空白地域の穴埋め
- ✓ 回収を身近に感じるためのマッピングによる全国の衣類回収拠点見える化促進

☑ 解消すべきボトルネック 使用済み衣類の資源価値の低下、手作業による選別作業の生産性の低さ

▶ 1-3. 再資源化量増加に向けたプロジェクト等の支援、新たな再資源化手法に関する調査・検討等

- ✓ 繊維to繊維リサイクル事業や関連研究・調査の推進

②

使えるものは譲る

☑ 解消すべきボトルネック 「リユース」が手軽な選択肢として認知されていない、リユース品への抵抗感

▶ 2. リユース等の促進に関するロードマップを踏まえた施策の推進

- ✓ 別途策定する「リユース等の促進に関するロードマップ」に基づき、他の使用済み製品と合わせて施策を推進

③

使えるものは長く使う

☑ 解消すべきボトルネック ウルトラファストファッションの普及

▶ 3. 衣類を長く大切に使う機運の醸成、生活者の行動変容の促進

- ✓ 若年層を対象とした、サステナブルファッションに関心の高い繊維・アパレル関係企業、業界団体及び各種イベント（例：2027年国際園芸博覧会）等と連携したサステナブルファッションキャンペーンの実施

▶ 2. リユース等の促進に関するロードマップを踏まえた施策の推進 ※再掲。シェアリング、リペア等の推進

国のアクション（目標達成に向けた環境整備等のための施策）

④

長く使えて
資源を循環
しやすく作る

☑ 解消すべきボトルネック 複合素材繊維の使用等による難リサイクル性、繊維to繊維リサイクルのコストの高さ

▶ 4. 環境配慮製品の販売促進、需要創出に関する環境整備

- ✓ 環境配慮設計ガイドラインの普及啓発、グリーン購入法による公共調達推進を契機とした需要喚起、脱炭素製品等の定義や表示の在り方の検討

全般に係る
アクション

- ✓ KPI達成度に関するフォローアップ、国際動向の注視、各種取組に関する調査検討、人材の育成と活用

25%削減
(約13万t)

※ 約8,000拠点に相当と推計

※ 行政回収+民間回収の約6万tは、約4万t:リユース、約2万t:リサイクルされるものと推計。

※ 各施策については経済産業省、消費者庁等の関係省庁とも連携して実施する。

※ これらは現状、優先すべき事項について整理したものであり、その他にも効果的である取組について、順次整理・実施していく。

※ 本アクションプランは、フォローアップ結果等を通じて、適切なタイミングで見直ししていく。

- 1 食品ロス・食品リサイクルの最近の取組
- 2 リユース等の促進に関するロードマップ
- 3 サステナブルファッションの推進に向けたアクションプラン
- 4 使用済紙おむつ再生利用等の概要等

背景 ～なぜ今、使用済紙おむつの再生利用等に取り組むべきか～



紙おむつリサイクル

増え続ける使用済紙おむつが将来もたらしうる問題

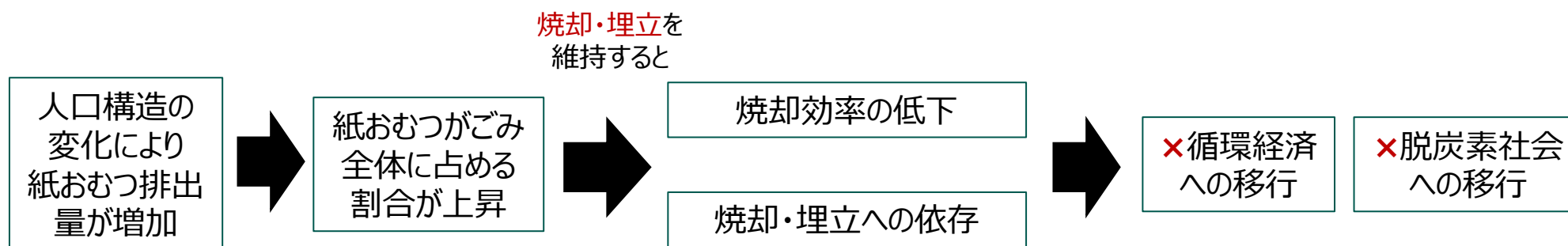
◆人口構造の変化

- ✓ 高齢化進行による排出量の増加
⇒大人用は、2050年度に最大約214万トンに
(2023年度：約153万トン、2030年度：約181万トン)
- ✓ 高齢化と人口減少による構成比の上昇
⇒一般廃棄物に占める割合は、2050年度に最大12.7%
(2023年度：約5.5%、2030年度：最大7.1%)

◆焼却・埋立の限界

- ✓ 焼却炉の効率低下
⇒高水分の紙おむつ処理による焼却効率の低下
- ✓ 焼却・埋立への依存
⇒増加する使用済み紙おむつに伴い、焼却・埋立量が増加

懸念されるシナリオ



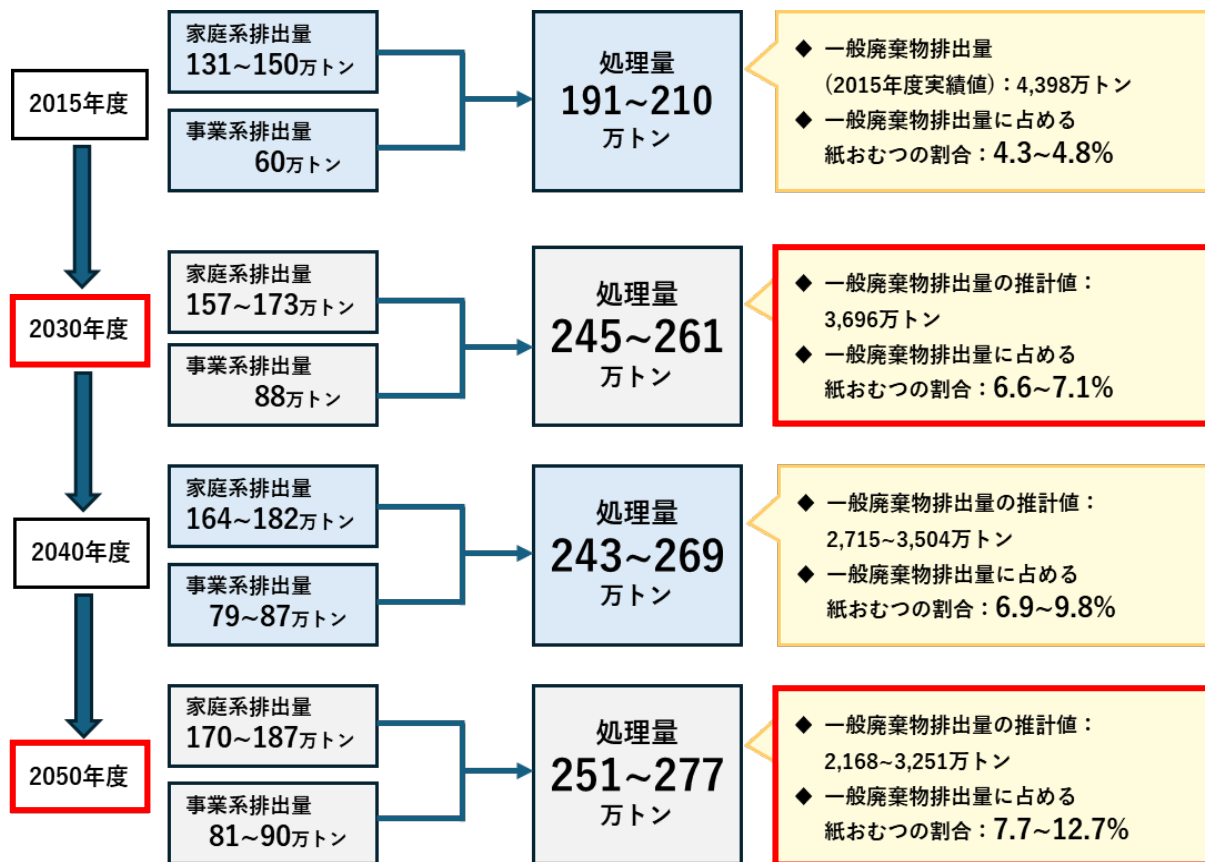
将来を見据えて今から再生利用等の導入に向けた一歩を

排出量が増加する紙おむつはリサイクルが可能

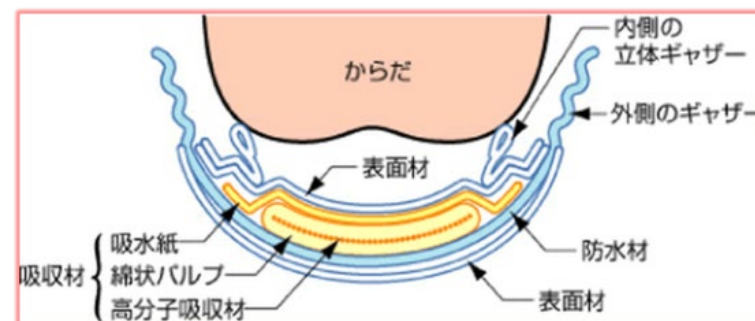


- 紙おむつは高齢化社会により今後排出量が多くなることが推計される。一般廃棄物に占める割合は**2030年度は6.6～7.1%、2050年度には7.7～12.7%程度**となる見込み（2023年度時点では約5.5%）。
- 紙おむつの素材であるパルプ、樹脂、高分子吸収材（SAP）は、殺菌処理などをした上で**再生利用等が可能**。

紙おむつの排出量の推計



紙おむつの構造 ※パンツ型の例



紙おむつの組成例

素材	構成比率の例
上質パルプ	52%
樹脂	28%
高分子吸収材	20%

情報提供

環境省の取組の方向性

自治体内部の検討・判断に必要な情報について国が調査・整理



取組内容

- 自治体内部の検討・判断に必要な情報を拡充し、**令和 8 年 4 月に自治体向けガイドラインを改定**
- 改定ガイドラインの内容などに関する情報提供を、環境省ウェブサイトへの掲載や講演を通じて実施

自治体支援

環境省の取組の方向性

自治体の取組の段階ごとに必要な支援や課題解消のための自治体間のマッチングを行う。



取組内容

- 令和 8 年度は、8 自治体の伴走支援を実施。**
※支援例：排出量推計、使用済紙おむつの分別回収の周知、リサイクル技術検証 等
- 資源循環自治体フォーラムの場などを活用し、自治体に対して情報提供等による支援を実施**
※他事例の紹介や、自治体間・自治体事業者間のマッチング 等

事業者支援

環境省の取組の方向性

事業者に対し、技術開発や設備導入に関する必要な支援を実施



取組内容

- 技術実証や設備導入の支援**を実施。
- 補助メニュー一覧を分かりやすく情報提供。

令和 8 年度使用済紙おむつの再生利用等に関する自治体伴走支援事業 採択自治体



自治体名	事業概要
長野県池田町	使用済紙おむつの排出実態調査、再生利用の手法検討、再生利用推進の啓発を実施。
静岡県掛川市	使用済紙おむつを取り巻く環境と全国事例の整理により、本市の取組を客観的に評価し、再資源化の実装に向けた検討を実施。
愛知県蒲郡市・西尾市	福祉施設等での紙おむつ使用・排出実態を調査。分別洗浄機を活用したりリサイクル技術を検証。
兵庫県	「ひょうごモデル」の構築に向けた検討のため、宍粟市と連携して家庭系使用済紙おむつに係る調査等を行い、分別収集意識や臭気等の課題把握を実施。
徳島県上勝町	「炭素化リサイクルシステム」の試験や福祉施設等での実態調査、パンフレットの作成・配布を実施。
福岡県宮若市外二町じん芥処理施設組合	専門人材と連携し事業化検討を進め、広域回収体制や施設整備の実現性とモデル展開について検討を実施。
鹿児島県志布志市・大崎町	再生材を活用した製品を用いた啓発やリサイクル施設視察等を通じ、行動変容策の検証を実施。
鹿児島県喜界町	再生利用方法の実現可能性調査・検討を実施。また、再生材活用方法や回収方法、普及啓発策の検討を実施。

資源循環制度推進室



令和 8 年度全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議

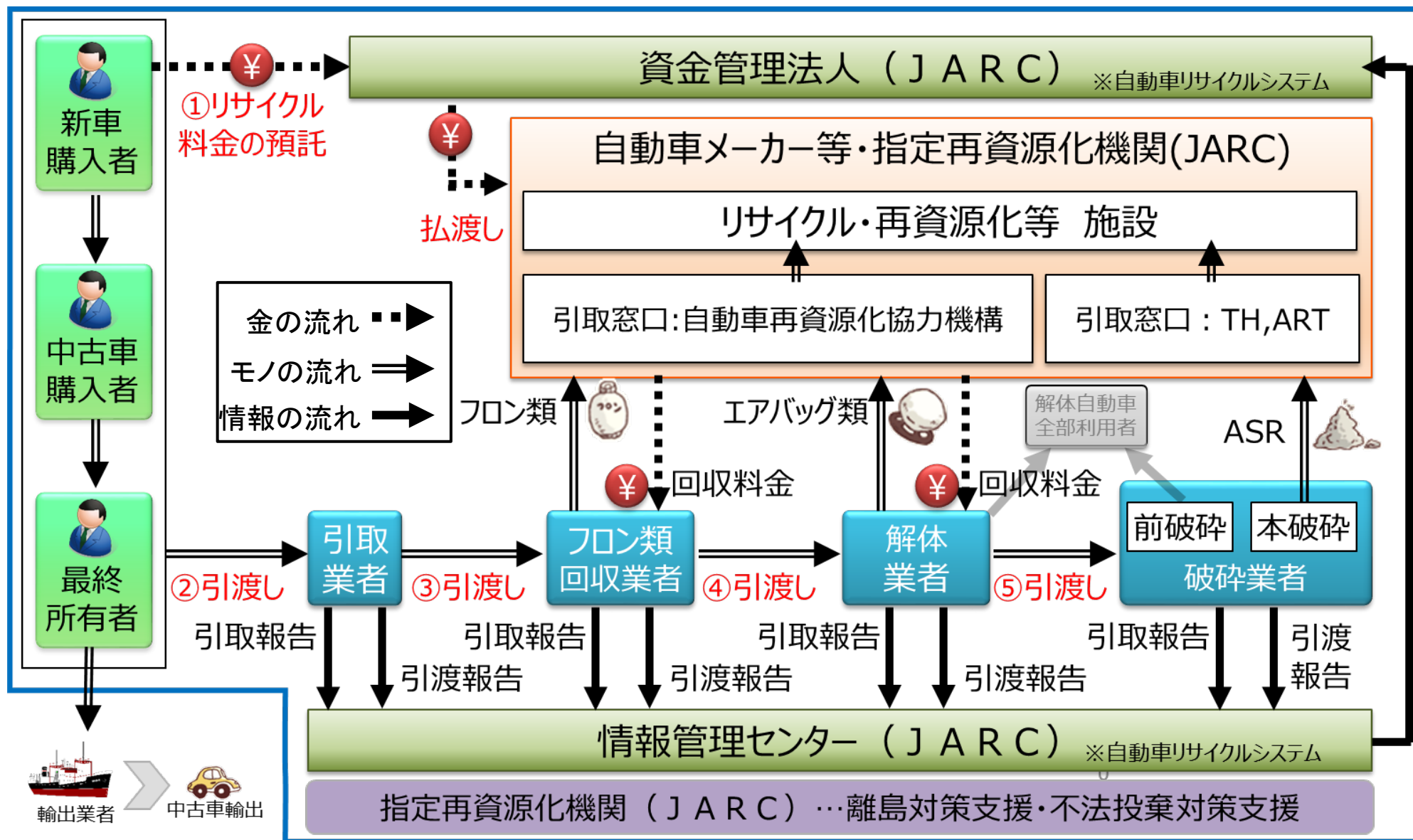
2026年7月23日

環境再生・資源循環局 資源循環課 資源循環制度推進室



1. 自動車リサイクル法関連 ～法施行20年目評価・検討～

- 自動車製造業者等を含む使用済自動車のリサイクルに携わる関係者が適正な役割を担うことによって、積極的なリサイクル・適正処理を行っている。



自動車リサイクル法施行20年目の評価・検討①

- 自動車リサイクル法が施行されて20年が経過し、使用済自動車の適正処理及び自動車リサイクル制度は順調に機能しており、**法制定時の目的は達成**している。
- しかし、更なる制度の安定化に向けた課題への対応や、国内資源循環の推進、カーボンニュートラルに向けた取組やそれに伴う電動化の推進や車の使い方の変革といった、自動車を取り巻く環境の変化への対応が必要である。
- 合同審議会において、5年に1度、制度全般の課題について制度見直しも含めて評価・検討・議論しており、**昨年度から20年目の評価・検討の議論を実施**した。
- 今年度夏に向けて、**自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書**をとりまとめる予定。

<自動車リサイクル法の合同会議における主な論点>

1. 制度の安定化・効率化

- ① 中古車・廃車ガラクタ輸出の増加等における使用済自動車減少への対応
- ② 不適正な解体業者等への対応
- ③ 不法投棄・不適正保管車両及び被災車両の適正処理
- ④ 電動車の使用済車載用蓄電池の適正な回収・再資源化の推進

2. 国内資源循環の推進（再生材等の流通促進）

- ⑤ リユース可能な部品の流通促進
- ⑥ 再生材（プラスチック等）の流通量拡大
- ⑦ ASRリサイクルの高度化

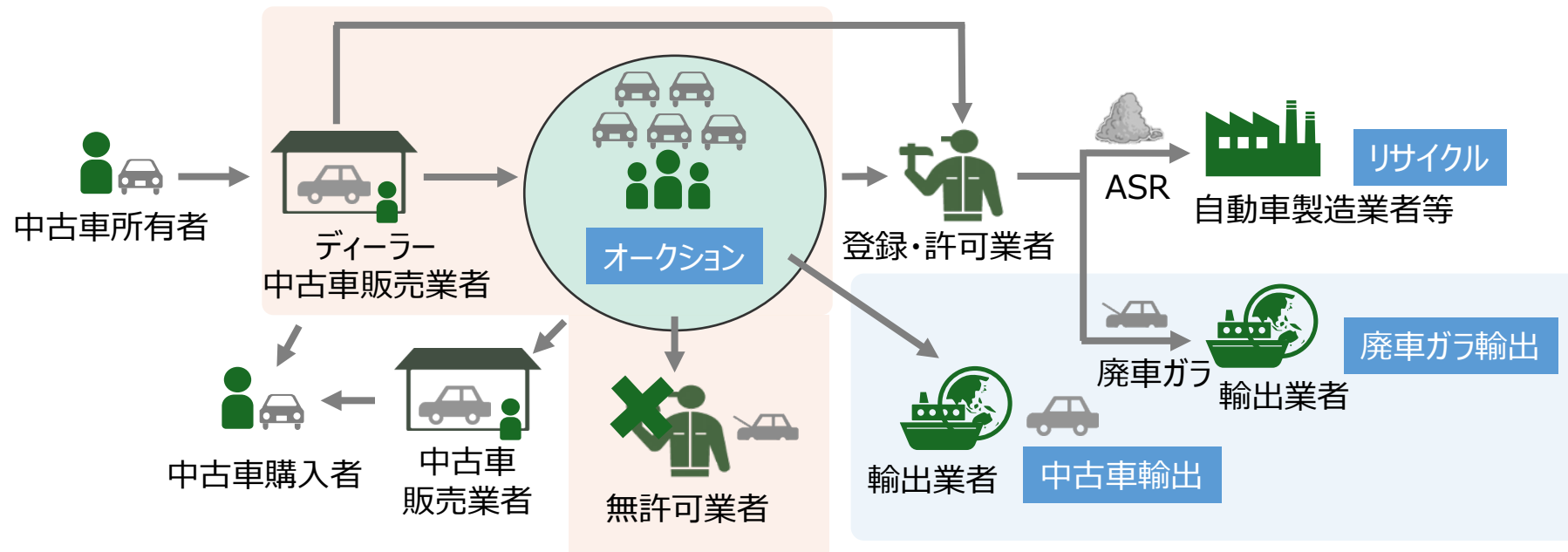
3. その他、発展的・横断的要素への対応

- ⑧ 情報システムの効率的な活用
- ⑨ CN・3Rの高度化

主な対応策①：使用済自動車判別ガイドライン等の見直し

- 一般的な中古車と使用済自動車の判断については、平成23年2月に産業構造審議会及び中央環境審議会が取りまとめた「**使用済自動車判別ガイドラインに関する報告書**」（ガイドライン）において、輸出時における中古車と使用済自動車の判断については、平成26年1月の経済産業省・環境省事務連絡「**中古自動車の輸出時における一時的な部品の取り外し範囲についてのお知らせ**」（通知）において、それぞれ具体的な基準を示しているところ。
- しかし、今回実施した調査やヒアリングの結果により、現行のガイドライン及び通知では十分に対応できない事例があることが判明した。そこで、使用済と判断される自動車が登録・許可業者の手に渡り、不適正な解体や輸出を防止するためにも、**ガイドライン及び通知の点検・見直しを令和8年度から行い、運用徹底を進めるべきである。**

中古車及び使用済自動車の主な流通経路



ガイドライン

⇒一般的な中古車・使用済自動車の判断基準

通知

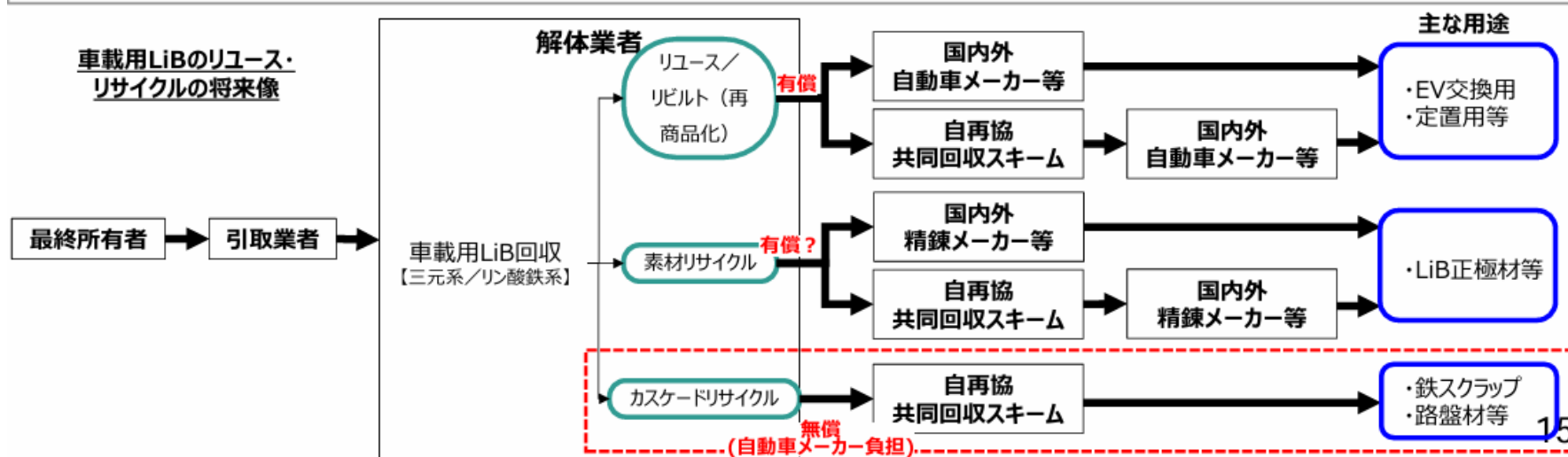
⇒輸出時における中古車・使用済自動車の判断基準

出典：産業構造審議会イノベーション・環境分科会資源循環経済小委員会自動車リサイクルWG中央環境審議会循環型社会部会自動車リサイクル専門委員会第63回合同会議 資料3、同第66回合同会議 資料3

(参考) 使用済車載用蓄電池の適正な処理体制の構築

対応策の検討（廃棄LiBの適切な処理体制の構築）

- 国内では、電池のエコシステムや蓄電池のサプライチェーンの構築に向けて、産業界や関係省庁を挙げた各種取組が精力的に進められており、使用済自動車由来の車載用LiBのリユース・リサイクルについても、蓄電池全体の戦略（経済安全保障や産業戦略）と整合したものでなければならない。
- 他方で、将来的な不安要素として、自再協の共同回収スキームは自動車メーカーが自主的に処理費用を負担しており、将来的に排出量が増加した場合に退会するメーカーが発生するリスクや、国内市場から撤退するメーカーが現れた場合に、廃棄LiBの処理費用が確保されないリスクが潜在的に存在する。
- こうした将来的な潜在的リスクに対応すべく、今後、国内市場におけるEV普及とLiB排出の見通しやリビルト・リサイクル技術の開発動向、新規参入自動車メーカーの動向等を調査・分析した上で、自動車を含む国内産業に及ぼす影響等を考慮した廃棄LiBの適切な処理体制構築に向けた対応方針と実施時期等について検討してまいりたい。



出典：産業構造審議会イノベーション・環境分科会資源循環経済小委員会自動車リサイクルWG中央環境審議会循環型社会部会
自動車リサイクル専門委員会第64回合同会議資料4抜粋

1-1. 産官学コンソーシアム関連 ～自動車向け再生プラスチック市場構築～

自動車向け再生プラスチック市場構築のための産官学コンソーシアム

- 第五次循環基本計画（令和6年8月閣議決定）においては、素材循環重視のリサイクルを進め、質の高い再生利用を進めることで再生材の価値が市場で評価され高値で売買され、可能な限り繰り返し循環利用がされるよう、必要な取組を行うこととしている。
- また、自動車の**再生プラスチック最低含有率の義務化等**が盛り込まれた**ELV（廃自動車）規則**が2026年に施行予定（2032年から段階的に適用開始）。
- こうした背景を踏まえ、環境省において、経済産業省と連携し、**産官学連携の下、我が国における戦略的対応を検討するためのコンソーシアムを令和6年11月20日に立ち上げ**。
- 令和6、7年度、各2回開催し、再プラ供給量目標の設定、安定供給体制の構築に向けた**再生プラスチック集約拠点の必要性の提示**、市場構築のためのロードマップの作成等を実施。

令和6年度

第1回会合（11月20日）、第2回会合（3月17日）

【主な議題】

- 自動車向け再生プラスチックに関する現状について
- 自動車向け再生プラスチック市場構築のための課題とアクションプラン(案)について

令和7年度

第1回会合（10月28日）の概要

【議題】

- 市場構築・拡大に向けて必要な施策（「再生プラスチック集約拠点」等）

第2回会合（3月3日）の概要

【議題】

- 市場構築・拡大に向けた施策の概要とロードマップ案（「再生プラスチック集約拠点」等）



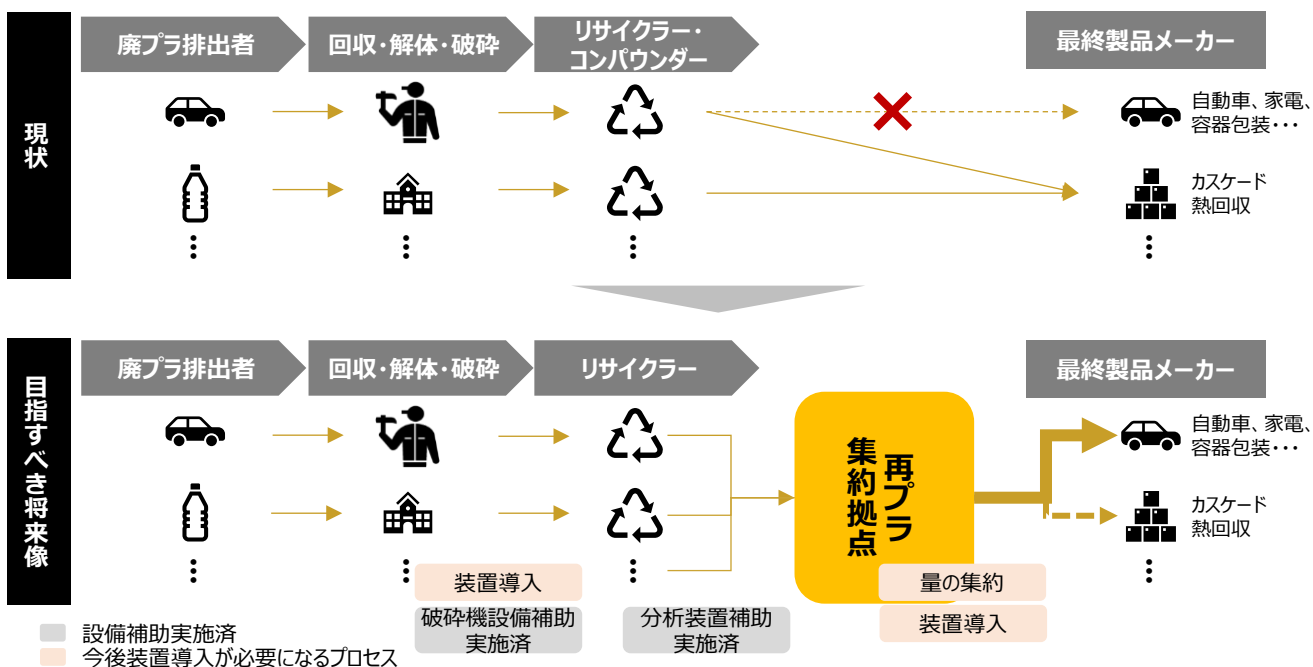
令和6年度第1回会合の様子
※中田元環境副大臣が参加



令和7年度第1回会合の様子
※石原環境大臣が冒頭挨拶

自動車(ものづくり産業全体を含む)向け再生プラスチック供給体制の構築に向けて

- 現状の再生プラスチック製造は、地域分散型で1社あたりの生産量が少なく、量の確保が不安定であることに加え、品質のばらつきが大きいことから、自動車向け再生プラスチック供給における**大口・長期契約・高品位を実現するサプライチェーンが多くは存在しない**。
- 大口且つ長期契約に向けた再生プラスチックの供給体制を構築するためには、地域に根差した適正処理のネットワークを活かし、**各リサイクラーで生産される再生プラスチックを全国何か所かで束ねる「再プラ集約拠点」が必要**である。



現状の課題

- ・ 調達する再プラ原料の量、質がばらつく
- ・ 品質向上、品質検査、在庫管理、輸送コストが高い
- ・ 長期且つ安定した量、質の再プラの供給が不可

目指すべき将来像

- ・ 各リサイクラーから再プラを収集するため、ものづくり産業への安定供給体制（在庫管理、品質保証等を含む）を構築
- ・ 再プラの取扱量が増えることで、更なる品質向上に向けた設備投資が容易になり、単位あたりの生産コスト、検査コストが低減
- ・ 自動車分野以外への供給も可能
- ・ 欧州型ソーティングセンター（拠点での一括分別）ではなく、各リサイクラーが分別した材料を集約拠点に集約

再プラ集約拠点の発展的対応

- ・ 更なる高度選別やコンパウンドを行うことで世界最高水準の品質を担保
- ・ 自動車産業等のニーズに沿った品質の再生プラスチックをタイムリーに供給することが可能

FS事業 採択事業者について

- 「FS事業の有効性」、「事業としての継続性、発展性」、「FS事業の新規性、先進性」、「FS事業の具体性、実現可能性」の観点から、審査委員会による評価を経て、**合計10件の事業を採択**（令和8年5月15日に報道発表）。
- FS事業では、再プラ集約拠点の構築に向けた課題抽出及び対応について検討することを目的とし、構築のために必要となる事前調査、関係者との調整、再プラ集約拠点の効果検証、実装に向けたロードマップ作成等の検討を行う。
- 今後、産官学のコンソーシアムを通じて、全国を俯瞰した集約化、ネットワークの在り方を検討していく。

<採択事業（五十音順）>

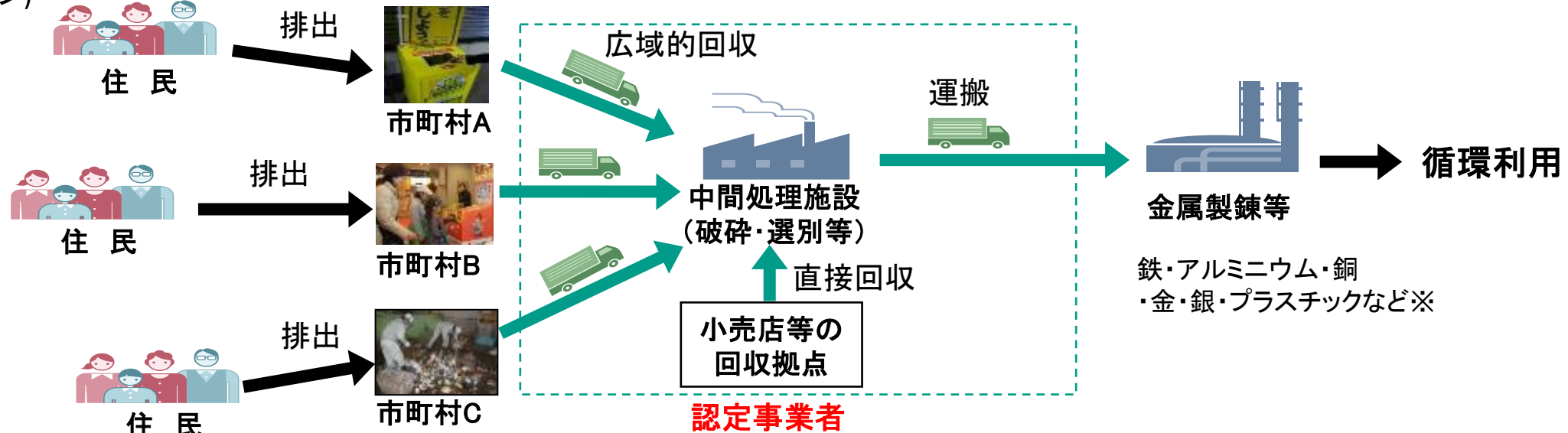
代表事業者	事業の名称
KISCO株式会社	容器包装リサイクル材を用いた自動車用高機能再生プラスチック材料の開発・量産体制構築
株式会社CFP	西日本エリアにおける多様な再生プラスチック集約拠点を核とした、ケミカルリサイクル（油化）による自動車等向け再生プラスチック安定供給体制構築のためのFS事業
株式会社タイボー	動静脈・産官学・地域連携による再生プラスチック集約拠点構築FS ～中部圏からはじまるこれからのサーキュラースタンド～
ツネイシカムテックス東広島株式会社	中国四国地方における動静脈連携型再生プラスチック集約拠点構築FS事業
豊田通商株式会社	東海・北陸エリアにおける自動車等向け再生プラスチック集約拠点構築FS事業
パナソニックETソリューションズ株式会社	パナソニック（株）加東工場 再生樹脂集約拠点（パナソニック＋再生樹脂JV）構想検討
一般社団法人プラスチック循環利用協会	自動車等向け再生プラスチック供給体制の集約拠点構築に向けたFS事業
丸喜産業株式会社	再生材の安定供給体制構築に向けた品質・量の実現可能性評価
三井化学株式会社	化学メーカー（三井化学）と再生メーカー（石塚化学産業）の共創による、再生プラスチックの集約拠点設立と、供給量拡大に向けた品質向上/品質保証体制構築の検証
三菱ケミカル株式会社	関東圏における再生プラスチック集約拠点（高度選別・トレーサビリティ）構築に向けたFS事業

2. 小型家電リサイクル法関連

小型家電リサイクル法の概要

- 認定事業者又はその委託を受けた者は、再資源化事業の実施にあたり、市町村長等の廃棄物処理業の許可が不要。
- 認定事業者は、使用済小型家電の広域的かつ効率的な回収が可能となるため、規模の経済を働かせ、採算性を確保しつつ、再資源化事業を実施することが期待される。

(イメージ)



各市町村の特性に合わせて、回収品目・回収方法等を選択

認定事業者

- ・再資源化事業計画を作成し、主務大臣(環境大臣、経産大臣)による当該計画の認定を受けた者
- ＜再資源化事業計画の記載事項＞
- ・引取り～処分が終了するまでの一連の行程
- ・収集区域(3以上の隣接する都府県)
- ・収集・運搬又は処分を行う委託者(委託者がいる場合)
- ・上記※を高度に分別して回収することが可能であることを証する書類 など

国の役割

- ・再資源化事業計画の認定
- ・再資源化事業計画の認定を受けた者に対する指導・助言、報告徴収、立入検査
- ・市町村に対する支援
- ・国民への普及啓発 など

制度対象品目

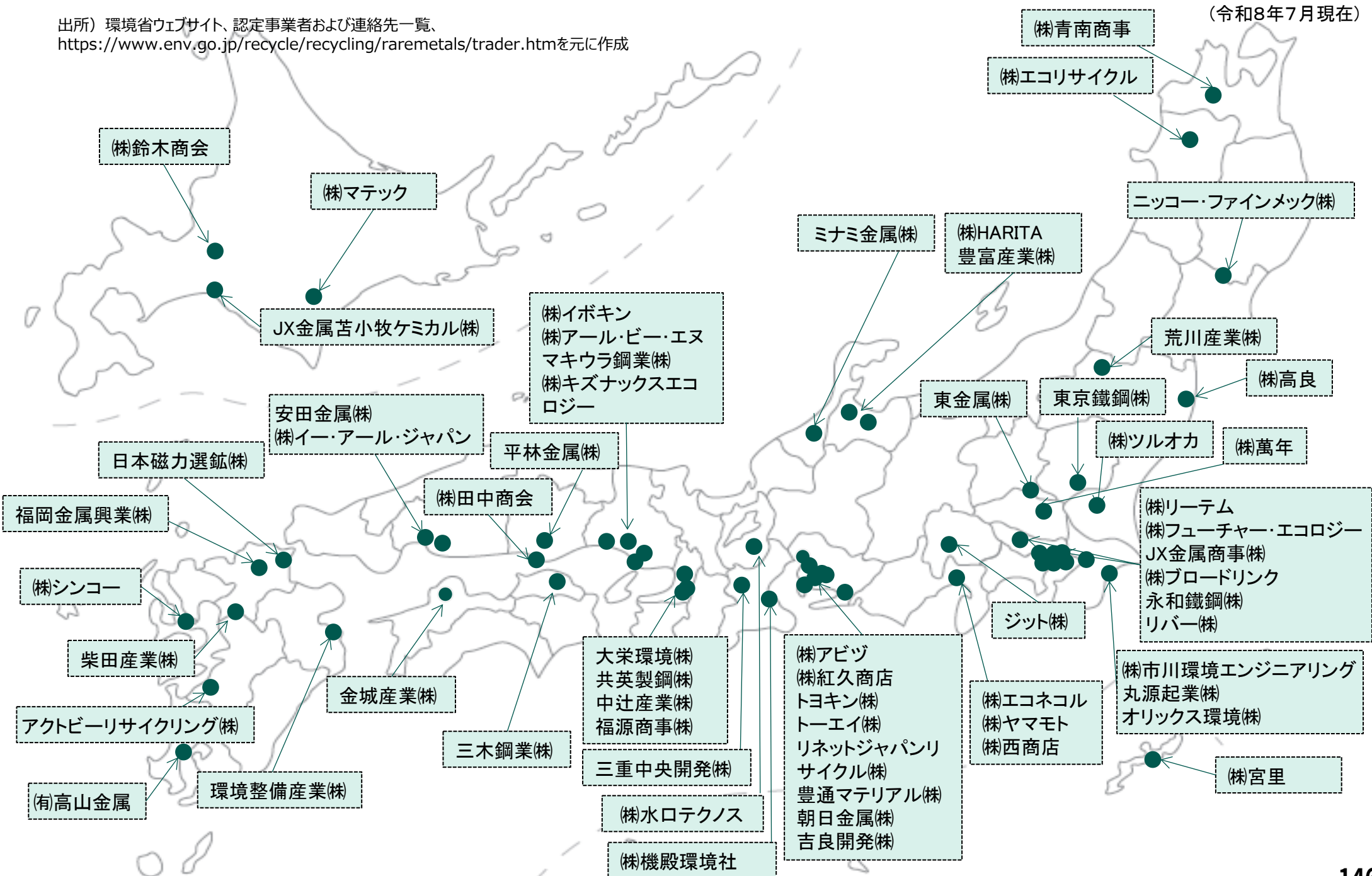
携帯電話、ゲーム機、デジタルカメラ等の28品目



認定事業者の分布状況（全国61者）

出所）環境省ウェブサイト、認定事業者および連絡先一覧、
<https://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/trader.htm>を元に作成

（令和8年7月現在）

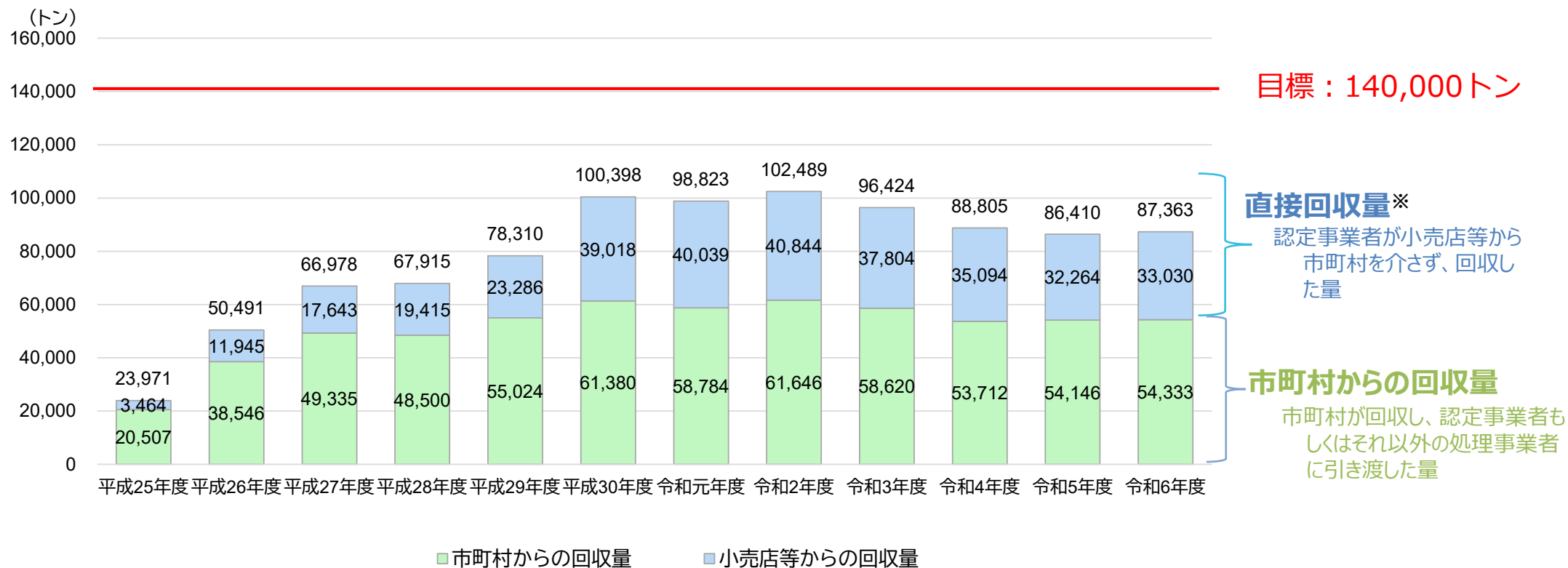


小型家電がリサイクル事業者の元に回収された実績

- 令和6年度における**小型家電の回収量は87,363トン**となっており、令和5年度に比べて、市町村からの回収量は187トン、直接回収量は766トン増加し、微増となっている。

小型家電の回収量

目標：令和5年度までに年間140,000トン



※メーカー等から家庭系のパソコン・携帯電話を引き取ったもの及び事業者から引き取ったもので、再資源化事業計画どおり処理したものを含む（以下同じ。）

出所）平成26年度～令和7年度市町村アンケート調査、平成26年度～令和7年度認定事業者調査

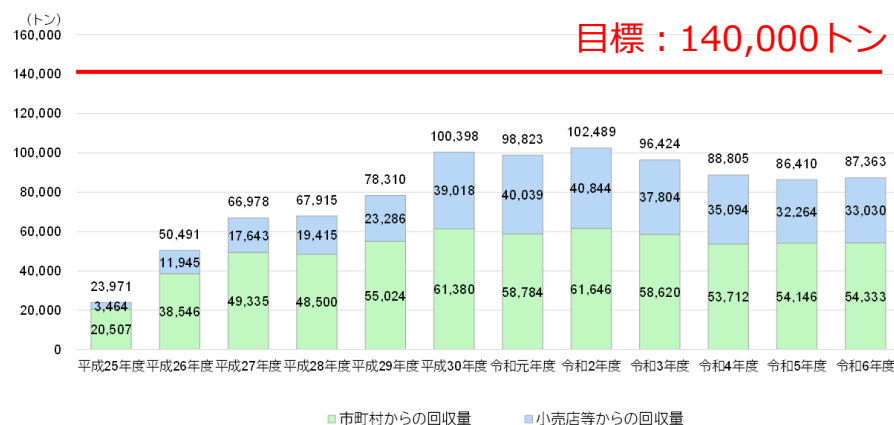
小型家電リサイクル小委員会における審議状況

- 小型家電リサイクル法の施行（2013年4月）から約13年が経過し、基本方針の中で「**令和5年度までに年間14万トン/年の都市鉱山回収量**」を目標としているが、**令和6年度実績で8.7万トン/年**となっており、**目標未達**となっている。
- 他方、現在、**循環経済を国家戦略として政府一体となり推進**しているところであり、制度を取り巻く環境の変化に対応するため、昨年より経済産業省と小型家電リサイクル法の合同会合を開催している。
- 審議会では下記7つの論点を提示し、回収量目標の在り方や回収量拡大に必要な施策の検討を含めた制度見直しを行っている。今月開催した審議会では、**回収量目標の再設定や対象品目の追加等**に係る論点整理を踏まえた報告書案について議論した。
- 今後、報告書の取りまとめを行い、報告書に基づく対応を進めていく予定。

＜小型家電リサイクル法の合同会合における主な論点＞

軸	論点
1. 国内資源循環の推進	①小型家電リサイクルの高度化
	②リユース可能な製品の流通促進
2. 変化への対応と発展的要素	③回収量目標の再設定
	④対象品目の追加
	⑤LiB発火事故への対応
3. 制度の安定化・効率化	⑥回収量の増加
	⑦認定事業者のあるべき姿の実現

＜小型家電の回収量の推移＞



出典) 環境省 平成26年度～令和7年度市町村アンケート調査、
平成26年度～令和7年度認定事業者調査

GIGAスクール端末の処分に関する国の方針

- GIGAスクール構想の下で整備された端末の更新が全国的に本格化。
- 使用済端末にはレアメタル等の有用な金属が多く含まれることから、適正な再使用・再資源化の推進が重要。
- 環境省では、関係省庁と連携し、**教育委員会等に対する周知・注意喚起を継続実施**。

これまでの取組・周知

令和5年10月26日

3省事務連絡

「GIGAスクール構想の下で整備された1人1台端末等の適切な処分（再使用又は再資源化）等について」
＜文部科学省・経済産業省・環境省＞

令和6年5月17日

環境省事務連絡

「GIGAスクール端末処分における小型家電リサイクル制度」に係る周知について（依頼）」
・リーフレットの作成・周知
・認定事業者連絡先一覧の提供
（収集区域が各都道府県を含む事業者を整理）

令和8年6月12日

環境省事務連絡（新規）

認定事業者の認定内容に関する注意喚起を実施

令和8年6月12日事務連絡のポイント（教育委員会等への注意喚起）



認定内容を確認すること

- ・認定事業者へ処理を委託する場合は、認定内容（収集区域、処理施設、処理フロー等）の範囲内で行われることを確認すること。
- ・最新の認定事業者一覧や認定内容（認定計画）を確認すること。



認定内容と異なる事業内容を前提とした契約を行わないこと

- ・認定事業者であっても、認定内容に基づかない事業は、小型家電リサイクル法の認定の対象外となることに留意すること。



関係法令を遵守し、適正な再使用・再資源化を行うこと

- ・廃棄物処理法その他関係法令を遵守し、個人情報の適切な消去を含め、適正な再使用・再資源化を行うこと。

【参考】事務連絡・添付資料（認定事業者連絡先一覧）は環境省HPに掲載
<https://www.env.go.jp/recycle/recycling/small/establishment/>

都道府県廃棄物行政部局へのお願い

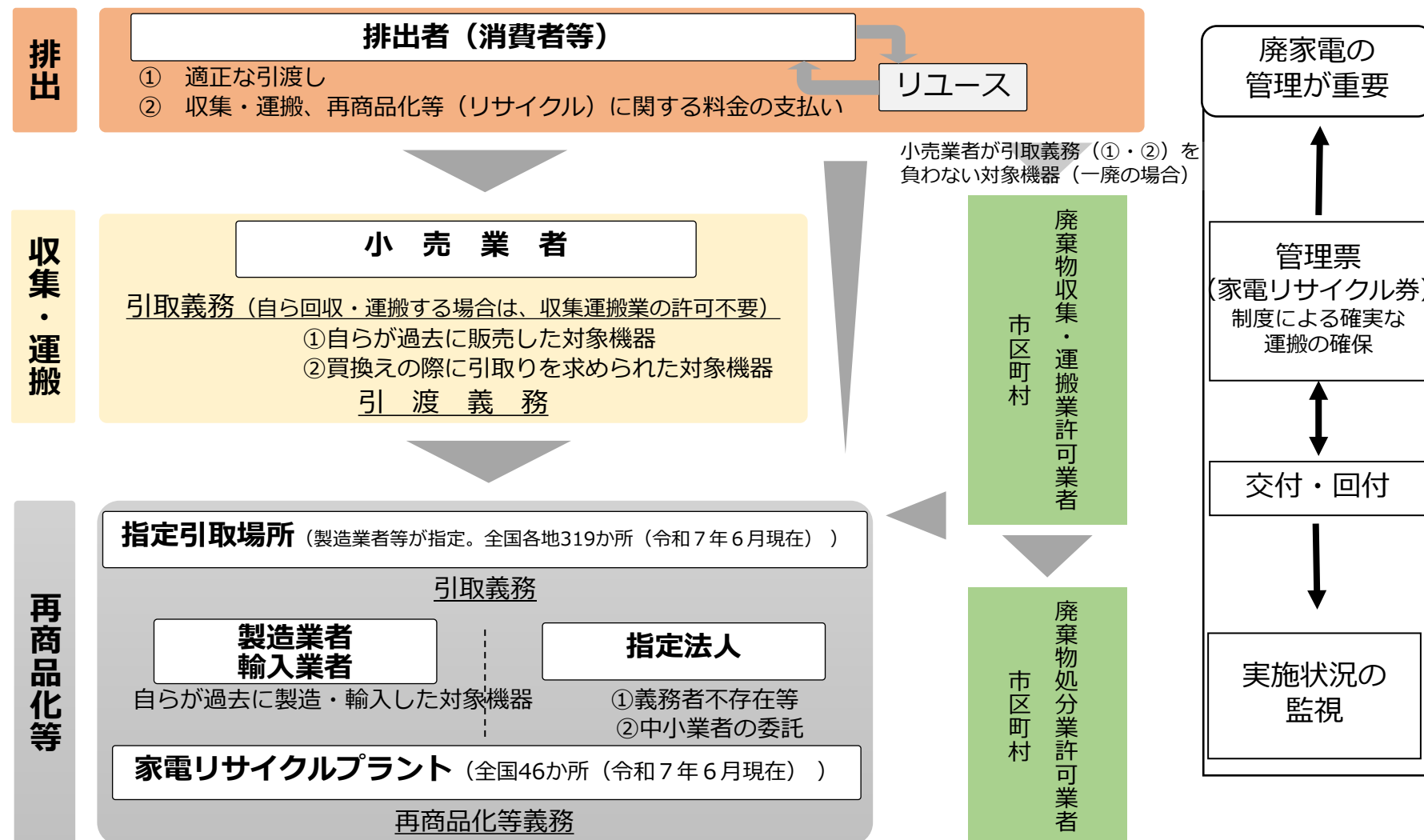
- ▶ 教育委員会等から相談があった際には、**小型家電リサイクル制度の活用**や**認定事業者の紹介等**について助言いただきたい。
- ▶ 認定事業者へ委託する場合は、**認定内容（収集区域・処理施設・処理フロー等）の確認が重要**であることについて、必要に応じて周知・助言をお願いしたい。



※ 小型家電リサイクル制度：使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）に基づく国の認定制度

3. 家電リサイクル法関連

廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的（経済産業省・環境省の共管法）。エアコン、テレビ（ブラウン管式、液晶式・有機EL式・プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機が対象品目。



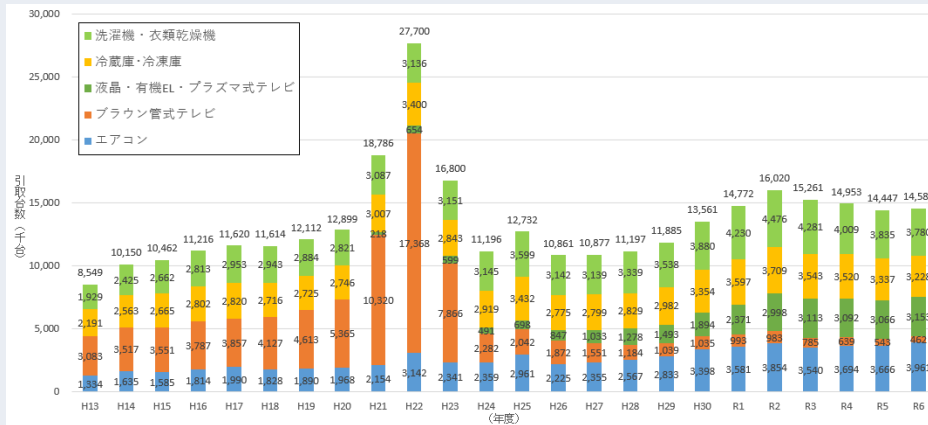
家電リサイクル法の施行状況について

- 令和3年4月より、法施行後3回目となる家電リサイクル法の評価・検討の審議のための合同会合を開催。**有機ELディスプレイ方式薄型テレビの対象品目追加**や、**エアコンの回収率向上**等の論点について報告書を取りまとめ、それぞれ政令改正・告示改正を措置した。
- 昨年9月、**家電リサイクル小委員会を新たに設置**（※）、今年2月に開催した第1回合同会合では制度の施行状況の報告等を実施した。
- 今後、法施行後4度目の評価・検討に向けた議論を進めていく予定。

（※）過去開催されていた家電リサイクル制度評価検討小委員会は2022年に廃止。

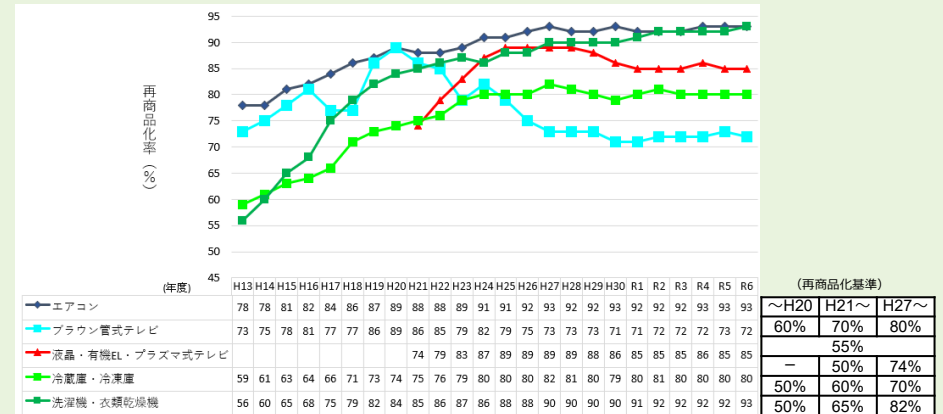
製造業者等の指定引取場所における引取台数の推移

- 令和6年度、製造業者等が指定引取場所で引き取った台数は、**約1,458万台**となっており、令和5年度に比べ0.9%増加し、引き続き高い水準を維持している。

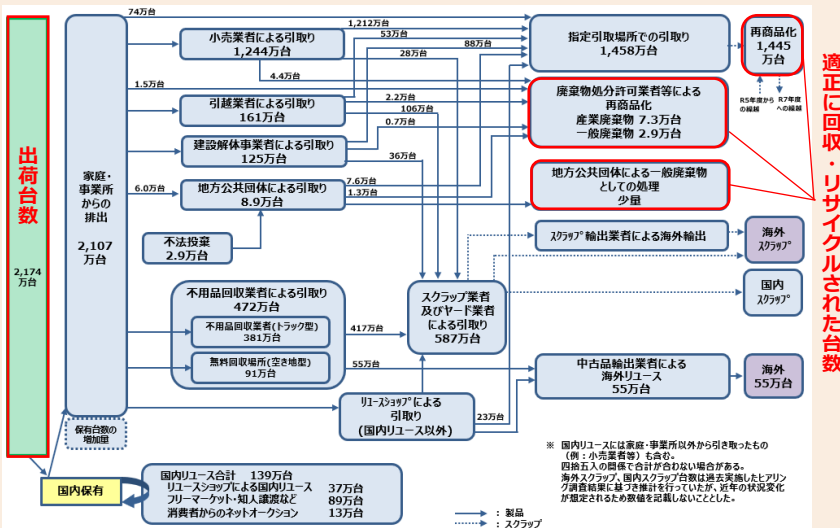


製造業者等における再商品化率の推移

- 家電リサイクル法に基づき、製造業者等には再商品化基準が義務付け。
- 令和6年度、品目別の再商品化率は、エアコンで93%、ブラウン管式テレビで72%、液晶・プラズマ式テレビで85%、冷蔵庫・冷凍庫で80%、洗濯機・衣類乾燥機で93%となっており、**いずれも、法定基準を上回る。**



フロー推計結果（4品目合計：令和6年度）

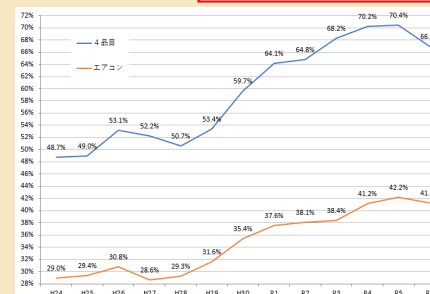


回収率の推移

- 令和6年度の4品目合計の回収率は**66.9%**。
 - エアコン単体の回収率は**41.3%**。
- 4品目合計では高い回収率であるが、エアコン単体では目標である53.9%に大きく届かない状況である。

$$\text{回収率} = \frac{\text{適正に回収・リサイクルされた台数}}{\text{出荷台数}}$$

$$= 66.9\% \quad \text{回収率目標 } 70.9\% \text{ (2030年度)}$$



家電リサイクル法の歩み

- 平成13年4月 家電リサイクル法本格施行
- 平成16年4月 対象品目に電気冷蔵庫を追加
- 平成18年6月 産業構造審議会・中央環境審議会の合同会合において1度目の評価・検討の議論を開始
- 平成20年2月 「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」の取りまとめ
- 平成21年4月 対象品目に液晶式・プラズマ式テレビ、衣類乾燥機を追加、法定の再商品化基準の見直し
- 平成25年5月 合同会合において2度目の評価・検討の議論を開始
- 平成26年10月 「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」の取りまとめ
- 平成27年3月 回収率目標の設定
- 平成27年4月 法定の再商品化基準の見直し
- 平成28年3月 回収率目標達成アクションプランの策定
- 令和3年4月 合同会合において3度目の評価・検討の議論を開始
- 令和4年6月 「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」の取りまとめ
- 令和6年4月 対象品目に有機ELテレビを追加
- 令和6年6月 基本方針改正により回収率目標を再設定（4品目合計：70.9%以上、エアコン：53.9%以上）

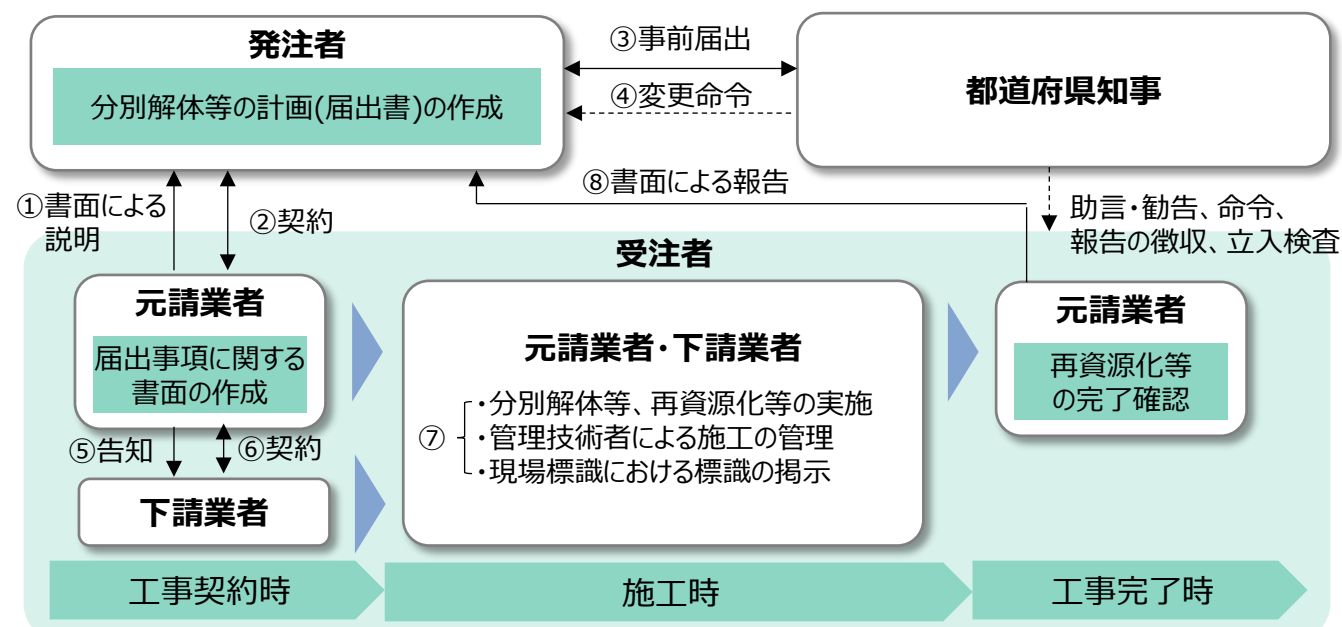
4. 建設リサイクル法関連

- 建設リサイクル法は、発注者及び受注者（元請業者・下請業者）がそれぞれの役割分担の下、対象建設工事において、分別解体等及び再資源化等を行う制度である。
- 特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、一定規模以上の工事に、分別解体等及び再資源化等を義務づけている。

対象建設工事

- ①建築物の解体工事では床面積80m²以上
- ②建築物の新築又は増築の工事では床面積500m²以上
- ③建築物の修繕・模様替え等の工事では請負代金が1億円以上
- ④建築物以外の工作物の解体工事又は新築工事等では請負代金が500万円以上

分別解体等及び再資源化等の実施の流れ



特定建設資材

- ①コンクリート
- ②コンクリート及び鉄から成る建設資材
- ③木材※
- ④アスファルト・コンクリート

※木材については条件によって縮減を可能としている
縮減…建設廃棄物の大きさや体積を減少される処理行為
廃棄物処理法上の処理行為として、焼却、脱水、圧縮、乾燥等がある

解体工事業者の登録制度

対 象：請負代金500万円未満の解体工事のみを請け負う業者(建設業許可業者「土木、建築、解体工事」は登録不要)

登録権者：都道府県知事
(登録有効期間5年間)

登録基準：技術管理者※の専任、
欠格要件への非該当

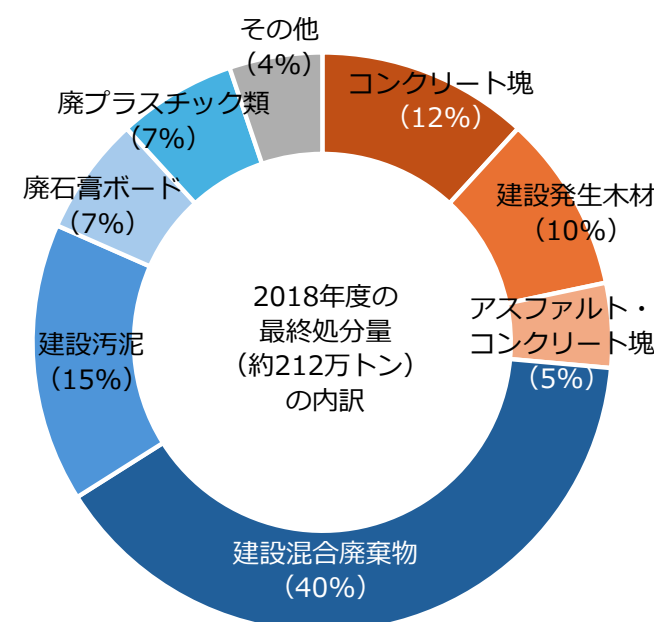
営業義務：工事現場への管理技術者の配置
監督処分：6ヶ月以内の事業停止／登録抹消

※技術管理者の要件は、実務経験と機械・土木・建築
施工管理技士、解体工事施工技士などの有資格者

- 建設廃棄物の最終処分量は、建設リサイクル法の制定時（2000年度）の1,285万トンから比較すると、2018年度時点で約1,000万トン減少している。
- 建設リサイクル法の対象となる資材の廃棄物であるコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材の再資源化率は、高い割合となっている。
- 他方、同法の対象ではない資材の廃棄物である廃石膏ボード、廃プラスチック類、建設混合廃棄物の再資源化率は比較的低い水準となっている。

建設廃棄物の再資源化率（2018年度）

廃棄物の種類	再資源化率 (縮減を含まない値)	再資源化率 (縮減を含む値)	2018年目標値 (縮減を含む値)
コンクリート塊	99.3%	—	99%以上
アスファルト・コンクリート塊	99.5%	—	99%以上
建設発生木材	91.7%	96.2%	95%以上
廃石膏ボード	72.4%	74.2%	—
廃プラスチック類※	50.5%	71.9%	—
建設混合廃棄物	50.4%	63.2%	60%以上
建設廃棄物全体	95.3%	97.2%	96%以上



- 循環経済への移行を関係者が一丸となって取り組むべき重要な政策課題と捉え、循環型社会形成に向けた政府全体の施策を取りまとめた国家戦略として、2024年8月に第五次循環型社会形成推進基本計画が策定された。
- 同計画では、建設廃棄物のリサイクルの方向性についても取りまとめられている。

第五次循環型社会形成推進基本計画（抜粋）

循環型社会形成に向けた取組の中長期的な方向性

【素材ごとの方向性】

○土石・建設材料

建設廃棄物の発生抑制やリサイクル容易性、脱炭素化といった観点から建設資材の環境配慮設計や建築物の長寿命化、脱炭素や強靱化も考慮した住宅の長寿命化など、良質な社会ストックを形成することにより、廃材等の建設廃棄物や建設発生土等の建設副産物の発生抑制を図る。建築物等を解体する際には、分別解体と再資源化等を徹底する。（中略）

また、土石・建築材料全体として、再資源化物が滞留してしまう可能性があることから、より付加価値の高い再生利用を推進し、リサイクルの質の向上や用途の拡大等を進める。

【製品ごとの方向性】

○建築物

脱炭素化や強靱化も考慮した良質な社会ストックの形成・維持、長寿命化による廃棄物の発生抑制、木材利用の推進、有効活用できる建築資材の再使用を促していく。再資源化率が約50%（平成30年度）に留まっていた建設系廃プラスチックの再資源化を進める。（以下、省略）

建設廃棄物のリサイクルの課題

建設リサイクル法の対象外となっている
廃棄物のリサイクルの推進

建設廃棄物の水平リサイクルの推進



廃石膏ボード

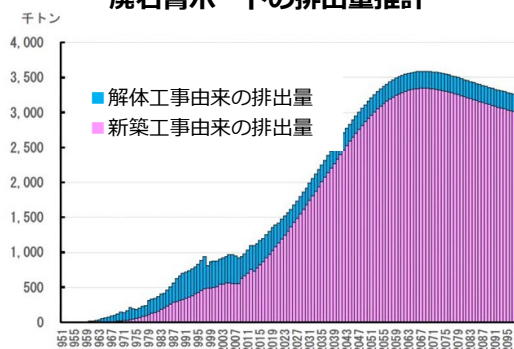


廃プラスチック類

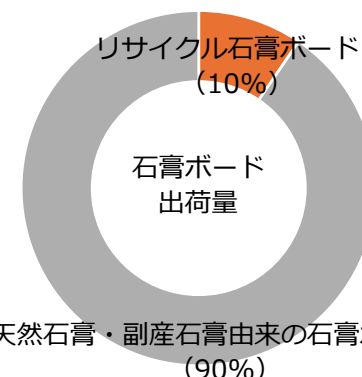


建設混合廃棄物

廃石膏ボードの排出量推計



リサイクル石膏ボードの利用状況



（出典）国交省資料から環境省作成



資源循環ビジネス推進室

投資促進のための多角的な経済的支援スキームの構築①

環境省・経済産業省

1. 再生資源供給サプライチェーンの強靱化
(1) 再資源化拠点等の構築・ネットワーク形成

【事業概要】

○投資促進のための多角的な経済的支援スキームの構築（予算面、金融面等） （制度的措置を含む）

- ①国内における再資源化の推進、②循環資源の回収量の拡大、③高度なリサイクルの事業性確保、④再生材の需要の創出に向けた取組を同時並行的に行うため、再資源化等拠点構築・ネットワーク形成等に対する投資促進のための多角的な経済的支援スキーム（予算面、金融面等）の構築について制度的措置を含め講ずる。
- 初期投資への支援と、脱炭素化支援機構（JICN）などの官民ファンドの活用、中小企業支援も含めた、効果的な融資やリスクマネー供給などを実施・検討する。
- 経済的支援スキームは、次のような取組を支援できるものとする。
 - ・前処理設備・保管設備（需給変動に対応した保管・ストック機能を含む）・港湾インフラ・製錬設備を含めた再資源化拠点等の構築・ネットワークの維持・強化
 - ・都市鉱山からのレアメタル、レアアース等の製錬・分離精製、解体選別技術などの技術開発、環境配慮設計（解体・素材分離の効率性向上）に関する技術開発
 - ・製錬でのe-scrap（電子スクラップ）処理量増加を可能とする前処理等の技術開発とインフラの整備
 - ・リチウムイオン電池の再資源化のための無害化・解体施設の整備
 - ・高品質再生プラスチック製造のための高度選別施設の整備
 - ・動脈と連携できる資源循環産業の振興（事業規模拡大、高度なリサイクルの事業性確保のための資金調達など）
 - ・太陽光パネルリサイクル推進法案とあわせて取り組むリサイクル体制の整備

【今後の予定】

2026年度

2027年度

2028年度

2029年度

2030年度～

【目指す姿／取組指標】

【経済的支援スキームの構築】（制度的措置を含む）

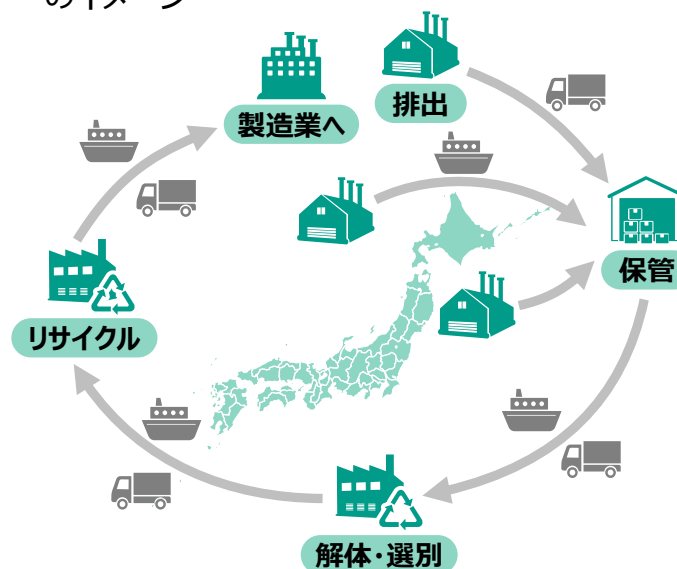
再生材供給サプライチェーン上の各種拠点の関連設備に対する設備投資支援の実施

設備投資支援と併せた、再資源化拠点等の構築や資源循環業に対する効果的な融資やリスクマネー供給

再資源化拠点等の構築・ネットワーク形成

【事業イメージ】

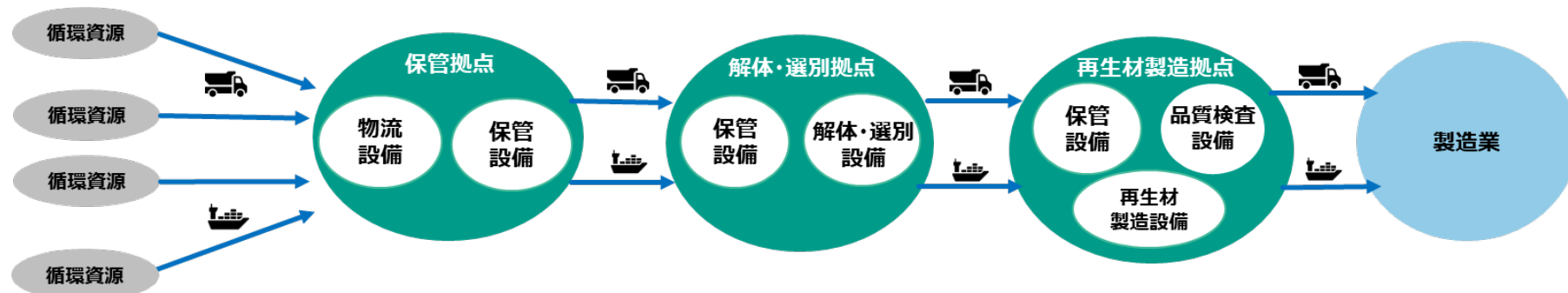
再資源化拠点等の構築・ネットワーク形成のイメージ



1. 再生資源供給サプライチェーンの強靱化
(1) 再資源化拠点等の構築・ネットワーク形成

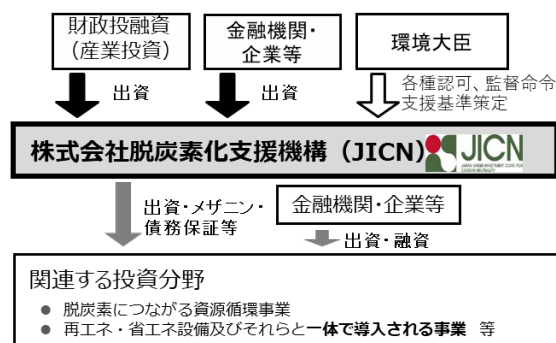
1. 再生材供給サプライチェーン強靱化に向けた設備投資支援

- 令和8年度予算として379億円を計上し、サプライチェーン上の各種設備（保管・解体・選別、前処理・製錬・港湾インフラ等）の投資支援を行う。

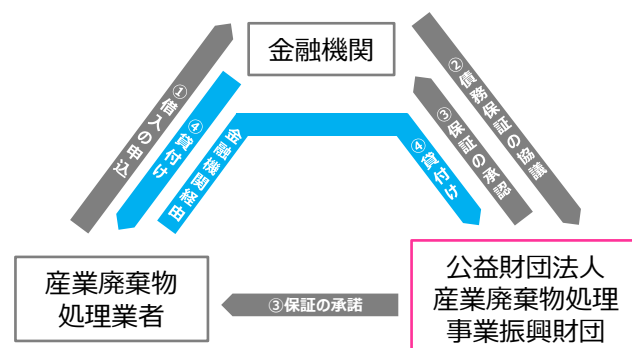


2. 再生材供給サプライチェーン強靱化に向けた制度的措置や資源循環業に対する投融資拡大策の検討

- 資源循環業における投資予見可能性の向上のため、脱炭素化支援機構（JICN）などの官民ファンドの活用や中小企業支援も含めた、効果的な融資やリスクマネー供給、債務保証などを実施・検討。



脱炭素化支援機構（JICN）による金融支援



産業廃棄物処理業振興財団による債務保証

- ## 国内資源循環の現状イメージ

対象12カテゴリー（10資源+2地域）

調査対象

業種	調査対象者数
製品・部品メーカー	47
素材メーカー	33
収集運搬業	30
中間処理業	93
その他(業界団体、自治体、 商社、有識者など)	72
合計	275※

161

主要な循環資源の位置付けと再生材サプライチェーン構築上のボトルネック

鉄スクラップ

鉄鋼業の脱炭素化に向け、2028年から2029年にかけて、複数の高炉を停止し、490万トン/年の能力を有する大型革新電炉へ転換。**高品質鋼材製造の原料として高品質鉄スクラップを100～300万トン/年確保する必要**がある。

- 高品質鉄スクラップの製造技術が未確立
- 不適正スクラップヤードの存在が公正な競争環境創出の障壁



“現在は鉄スクラップは供給超過で輸出されているが、大型革新電炉建設で鉄鋼業界全体で急激に需要が増加する。市中回収くずから異物の除去を可能とする技術確立とインフラ整備は急務。

鉄スクラップ発生量
約4,400万t

自家発生スクラップ
加工スクラップ
老廃スクラップ

加工スクラップ
老廃スクラップ

海外輸出
約700万t

国内鉄スクラップ使用量
約3,700万t

高炉メーカー
鋳物メーカー
電炉メーカー

100～
300万t

2030年
までに
高品質化
必要

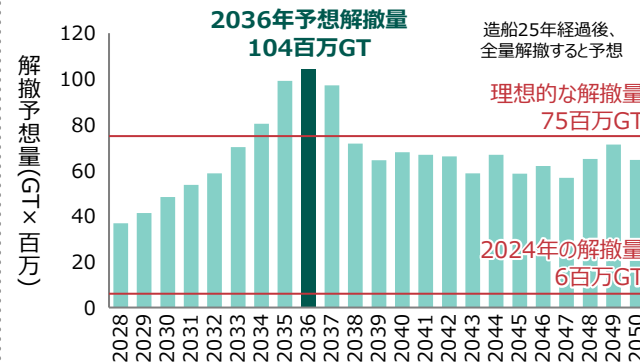
鉄スクラップ(シップリサイクル由来)

高品質鉄スクラップの新たな供給源として大型の廃船は有望。我が国での新規の資源循環ビジネスとして注目が集まっており、シップリサイクルのための解撤ドック建設も進んでいる。

- 為替・国際市況等の外部要因によって、収益性と投資回収の予見可能性を見立てることが困難
- 廃船調達の成否が事業性に大きく影響



“安定的な事業運営のためには、海外からも廃船を調達する必要があるが、鉄スクラップの国際価格、廃船の発生量の増減など外的要因に大きく左右されるため、投資判断に係る不確実性が高い。



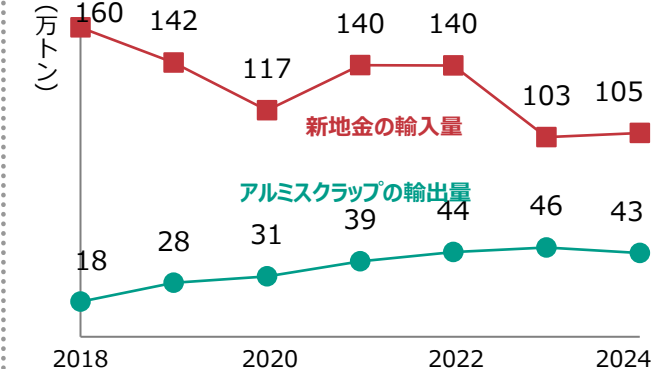
アルミスクラップ

再生地金は新地金と比較して、**CO₂排出を98%削減**できる低炭素素材。建物LCA報告義務化に向け、需要が高まっている。業界として、2030年時点の**展伸材の再生材利用率40%**の目標を掲げており、技術開発投資も進んでいる。

- アルミ製品は合金種類ごとに成分が異なる
- 解体・回収段階における様々な合金の混在が、特に展伸材への再生材利用拡大を阻害



“鋳物材の再生材利用率は8割程度である一方、展伸材は3割程度。スクラップ回収時の分別が重要。新地金を輸入している一方、40万トン/年程度のスクラップが輸出されている。市況価格より安い取引があるなど輸出実態が不透明。



主要な循環資源の位置付けと再生材サプライチェーン構築上のボトルネック

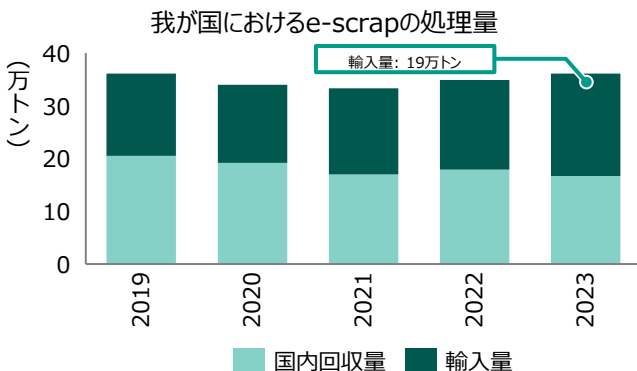
電子スクラップ(e-scrap)

e-scrapは、銅、貴金属、レアメタルを含有。銅精鉱の製錬条件悪化により、銅製錬原料としての重要性が高まっている。2030年までに2020年の処理量1.5倍増を目指す¹⁾。海外調達拡大のため、同志国連携強化・調達先の多角化の加速が必要。

- 欧州からの輸出規制が数年後に強化
- アジアからの輸入拡大には現地のインフォーマルセクターへの対応が重要



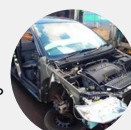
“e-scrap処理量の半分は輸入で、その多くを欧州から調達しているが、欧州では2年後には輸出管理を強化。海外の銅製錬所でも能力増強が計画されており、国際的な調達競争がさらに激化する見込み。



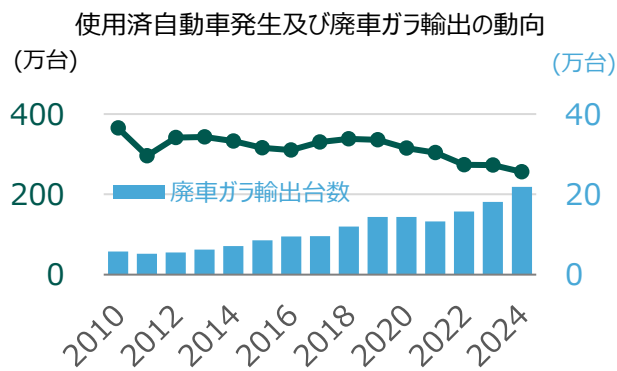
使用済自動車

海外市場を中心に再生材利用義務化が進展。国内自動車メーカーも2030年頃の再生材利用目標(鉄・非鉄・プラ・LiB)を掲げており、Car to Carリサイクルも含めた使用済自動車の国内循環の活性化が不可欠。

- 使用済自動車の発生台数が減少。自動車リサイクル法の制度維持に課題。
- 廃車ガラク輸出が増加し不適正事案も顕在化。



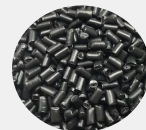
“不適正な解体・保管・輸出等を行う事業者が顕在化し、違法な廃車ガラクの輸出の摘発もある。オートオークションでは、使用済自動車に相当する車両が中古車として出品されている疑いがあり、不適正ルートとの繋がりに懸念。



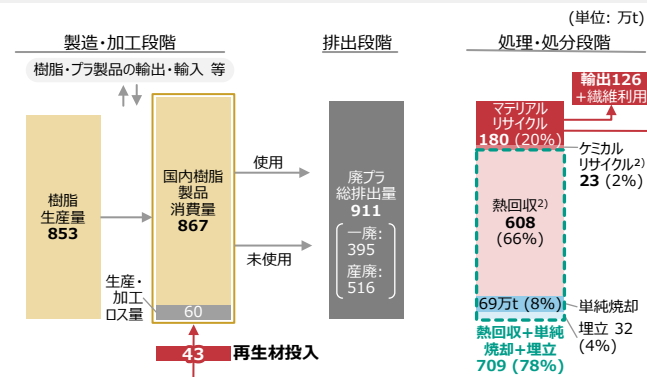
廃プラスチック

国内外で再生材プラスチック利用義務化が進展。今後、2030年台には、自動車・家電・容器包装等への高品質再生プラの需要が急増する見込み。一方、廃プラの約8割が焼却等されており、国内製の再生プラの3/4は海外に流出。

- 再生プラ製造は地域分散型で一社当たりの生産量が少なく、調達する再生材原料の質・量はばらつきがある。
- 再生プラスチックを束ねて量・質の供給安定を実現する再生プラスチック集約的拠点がない。



“リサイクル事業者にとって、自動車等、基幹産業へ質・量を安定的に供給することは同社での対応が困難。また高品位なプラスチック製造は、需要増大までの間に設備投資が先行し、投資回収までの見通しが不安定な点が企業の参入障壁に。



出典: 1 第五次循環型社会形成推進基本計画(2024年8月)にて策定 2 ケミカルリサイクル: 高炉・コークス炉原料、ガス化等 3 熱回収: 固形燃料、セメント原料、発電焼却、熱利用焼却(電子スクラップ) 日本鉱業協会「環境事業の実績推移(リサイクル)」、財務省「普通貿易統計」より推計 自動車(公財)自動車リサイクル促進センター プラスチック(一社)プラスチック循環利用協会 2024年プラスチック製品の生産・廃棄・再資源化・処理処分の状況 マテリアルフロー図(2025年12月)

主要な循環資源の位置付けと再生材サプライチェーン構築上のボトルネック

廃リチウムイオン電池

電池材料のレアメタル(リチウム、コバルト、ニッケル等)の調達に特定国に依存しており、国内資源循環の強化は経済安全保障に直結。併せて、発火事故や不適正事業者への対策も喫緊の課題。

- 現状、国内にレアメタルの精錬施設が本格稼働しておらず、国内で製造された精錬原料のブラックマス(BM¹)は、殆どが海外へ。
- 発火事故や不適正事業者への対策も急務。



“BMの海外流出は、受け皿となる精錬施設が本格稼働していないことが影響しているが、本格稼働後においても、海外の購入価格が国内を上回る価格で買付けられる可能性もあり、BMが確保できなければ、精錬施設の安定操業の支障に。

使用済太陽光パネル

2030年台後半以降顕著に増加する(ピーク時最大50万トン/年程度)。リサイクル制度の導入やリサイクルコスト低減のための支援により、リユース・リサイクルを推進し、最終処分量を抑制することが重要。

- コストの観点でリサイクルよりも埋立が優位。保管・物流制約によるコスト増も影響。
- パネル由来のガラスカレットは異物が多く、板ガラスへの水平リサイクルは技術開発が必要。



“現在は、リサイクルが選択されず、処理設備の稼働率は低い。今後、処理量が増えてきた際、廃棄物処理法の積保管量の上限の緩和などを通じ、効率的な設備運用を促進して欲しい。

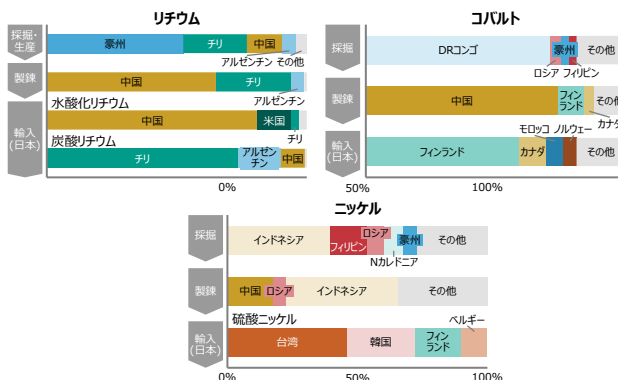
使用済風力発電設備

中・大型風車1基あたり、2トン程度(2MWの場合)の永久磁石(レアアースであるネオジム他)を使用しているものもあるが、リサイクル技術は未成熟であり、モーターのまま輸出されているとみられる。風車ブレード(繊維強化樹脂)も処理困難でありリサイクル技術開発中。

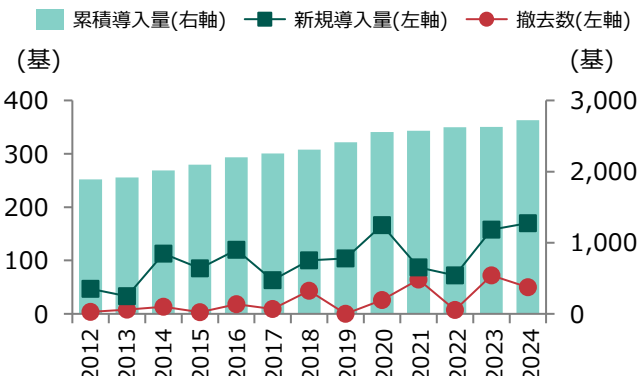
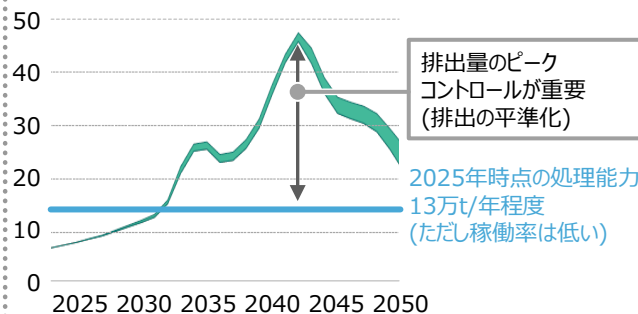
- ネオジム回収は、モーターからの取り外し時の脱磁や解体等の技術が未成熟。
- 大型設備の解体のためのインフラ整備や新規事業に取り組むプレイヤー開拓が必要。



“風力発電設備のネオジム磁石は、リサイクルできれば、自動車モーターの100台分に匹敵する量が確保できるが、技術・コストの課題から解体せずにモーターのまま輸出されており、レアアース(ネオジム他)の回収が行われていない。



排出見込量
(単位: 万t)



出典: 1. リサイクルの中間生成物で、レアメタルを含む; 出典: 廃リチウムイオン電池)経済産業省「バッテリーメタルの安定供給確保に向けた方向性」(2025年3月)、使用済風力発電設備)NEDO(国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)・一般社団法人日本風力発電協会HPを基に作成。写真出典: 環境省HP(https://www.env.go.jp/earth/ondanka/cpttv_funds/)を加工して作成、使用済太陽光パネル)経済産業省、環境省第10回産業構造審議会イノベーション・環境分科会資源循環経済小委員会太陽光発電設備リサイクルワーキンググループ中央環境審議会循環型社会部会太陽光発電設備リサイクル制度小委員会合同会議資料1太陽光パネルのリサイクル制度について(2026年1月)写真出典: 一般社団法人JBRCホームページより

主要な循環資源の位置付けと再生材サプライチェーン構築上のボトルネック

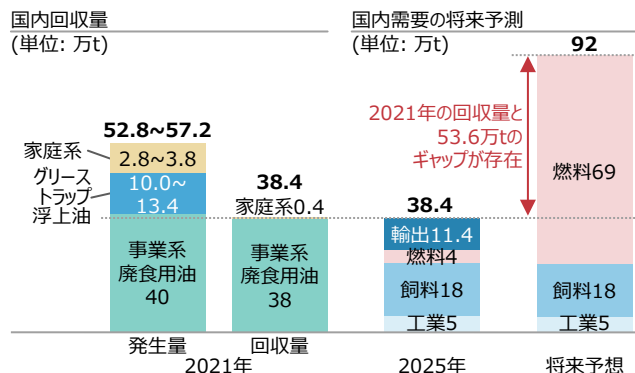
廃食用油

国際航空分野のCO₂削減目標(2024~2035年のCO₂排出量を2019年比85%水準に削減)達成に向けた、国内での持続可能な航空燃料(SAF)向け需要の増加を見据え、廃食用油の回収量拡大と国内循環推進が必要。

- 国内でSAF製造プラントが立ち上がっているが、家庭系廃食用油は回収されていない地域がありグリーストラップ浮上油の回収網が未整備。
- 事業系の廃食用油は海外輸出が増えている。



“家庭系廃食用油の回収に取り組む自治体は増えているものの、更なる取組拡大が必要。グリーストラップ浮上油のリサイクルを普及させるためには効率的な回収方法の確立・燃料化に向けた精製技術の向上が必要。また、現在輸出されている約10万トンの確保も必要。



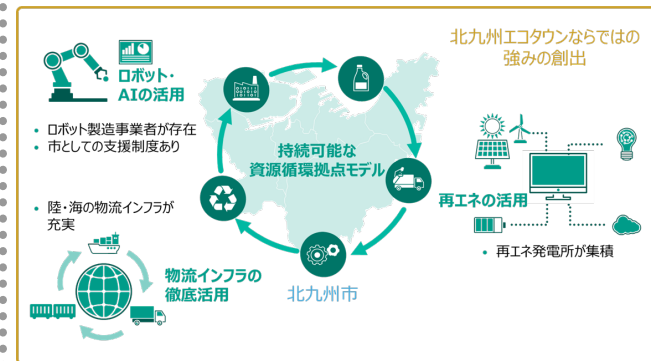
<地域ケーススタディ>

サステナブル・エコタウンモデル(北九州市)

1997年認定のエコタウン第1号。先進的なエコタウンモデルとして、全国規模での循環資源の回収、リサイクル工程の省人化・脱炭素化、動静脈連携を実現した、「サステナブル・エコタウン」としてのモデルを構築する。

- 全国的に廃棄物発生量が減少する中、資源の海外流出や資源獲得競争激化に加え、排出者へのエコタウン企業活用のメリットの訴求が進んでおらず、再生材原料の不足や、人口減少による人手不足で稼働率低下している。

“市の特徴である物流インフラの充実、ロボット・AI技術、潤沢な再生可能エネルギーを積極的に活用することで、「北九州エコタウンならではの強み」を創出し、回収量拡大や動静脈連携の強化を推進することが必要。



新事業計画都市モデル(室蘭市)

2026年3月末に稼働を終える北海道PCB処理事業所の跡地を適地のひとつとし、資源循環産業の集積拠点を新たに構築し、地域の産業振興に重要な役割を果たすことを目指す。

- 排出量に対し地域のリサイクル能力が上限に近い循環資源や、今後増加する排出量に対してリサイクル能力が不足・偏在している循環資源について、リサイクルに係る地域的・社会的なニーズが生じている。

“短期的には廃プラスチック、中長期的には太陽光パネルや風力発電設備の排出の増加が見込まれており、リサイクル体制の構築が有効。今後、投資規模や採算性等の詳細な調査・評価や、処理技術に係る実証事業など、さらなる検討が必要。



出典:全国油脂事業協同組合連合会 UCオイルのリサイクルの流れ図(令和3年度版)(2022年4月)、全国油脂事業協同組合連合会 令和6年度脱炭素型循環経済システム構築促進事業(うち、プラスチック等資源循環システム構築実証事業)国内未利用油脂からの燃料利用促進に向けたリサイクルプロセス構築実証事業委託業務成果報告書(2025年3月)、財務省 貿易統計「加工油脂及びろう HSコード:1518.00.000」(2025年11月参照)、資源エネルギー庁 第20回資源・燃料分科会脱炭素燃料政策小委員会 資料5持続可能な航空燃料(SAF)に関する取り組みの現状(2025年12月)、農林水産省 飼料月報過去の調査結果(2025年11月参照)、環境省 一般廃棄物処理事業実態調査の結果(令和5年度)(2025年3月)、SAFに必要な廃食用油は 廃食用油比重=0.9g/cal(菜種油)廃食用油からSAFへの変換効率=0.9として概算 写真出典 株式会社吉川油脂HP等より

再生材サプライチェーン構築に向けたボトルネックと対応の方向性

複数ボトルネックが絡み合い
負の連鎖が起きている構造

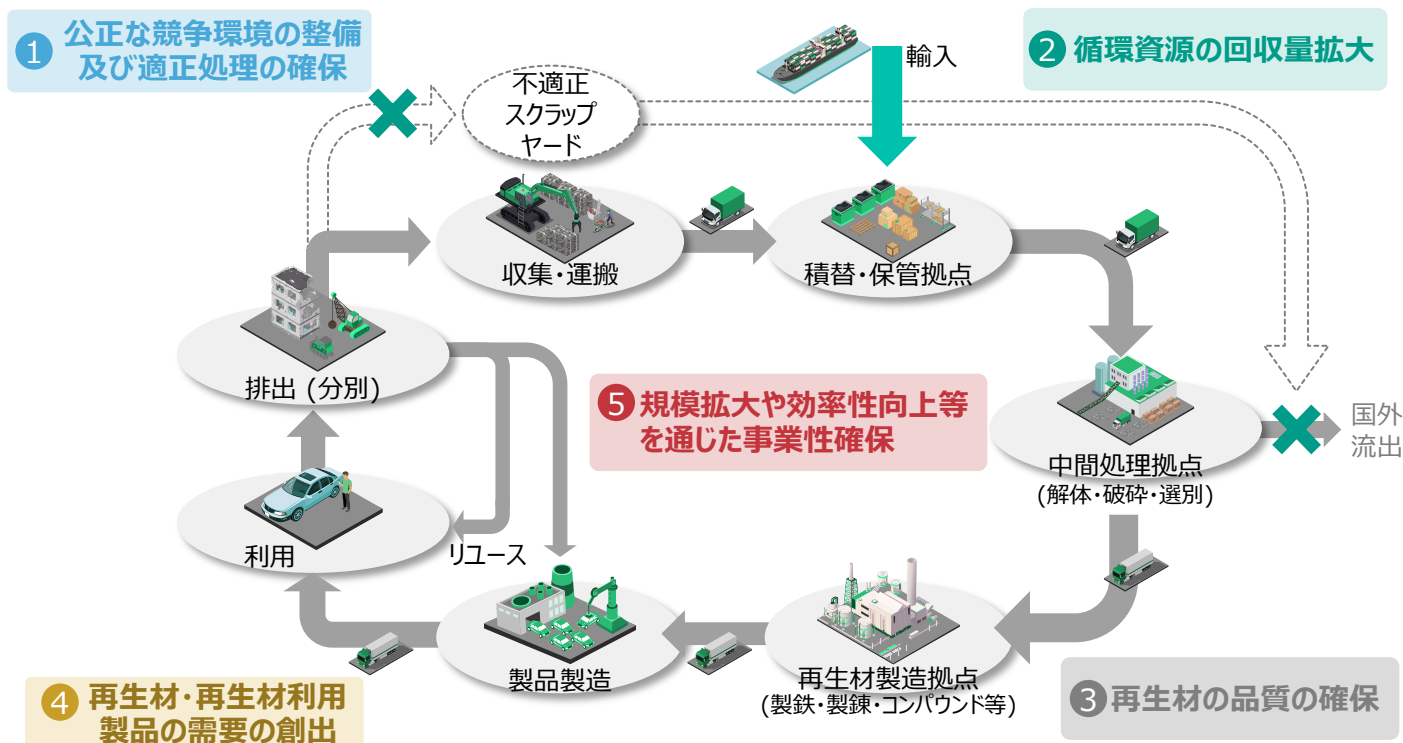
主なボトルネック

- ① 公正な競争環境の未整備**
不適正スクラップヤード問題と、不透明な商流や海外輸出ルートが存在により、公正な競争環境が損なわれている
- ② 原料となる循環資源が集まらない**
経済合理性に基づき、金属資源は海外流出・埋立、プラスチックなどは焼却が優位。海外の輸出管理措置等により循環資源の輸入に課題
- ③ リユース・リサイクル技術等が未成熟**
製造業が使いこなせる品質を供給できる技術やインフラ等が未整備
- ④ 再生材需要・市場が未形成**
再生材の需要を創出するためのルールやインセンティブの不足、再生材利用価値が未浸透で市場が未形成
- ⑤ 資源循環ビジネスの事業性が未確立**
資源循環産業の産業競争力が弱く、規模拡大・高効率化に向けた投資が進まない

目指す姿
(2030~2035年)

ボトルネックへの対処を通じて、負の連鎖を正の連鎖に転換。
資源循環に係る拠点の構築・企業間のネットワーク形成を進め、
再生材サプライチェーンを強靱化。

ボトルネックを踏まえ、以下の①~⑤の方向性を軸として、対応を講じていくべき。



再生材サプライチェーン構築に向けた横断的対策の方向性

- 2030～2035年を目途とした再生材サプライチェーンの強靱化に向けて、5つの対策の方向性に沿って、対策を整理した。
- 今後、各カテゴリーにおける取組の進捗状況や課題の違いを踏まえつつ、資源循環ビジネスの投資予見性を高めるため、国内循環のインセンティブ創出や資源循環業の規模拡大・効率性向上を通じて、強力に施策の実現を図る必要がある。

対策の方向性

1 公正な競争環境の整備 及び適正処理の確保	2 循環資源の 回収量拡大	3 再生材の 品質の確保	4 再生材・再生材利用 製品の需要の創出	5 規模拡大や効率性向上 等を通じた事業性確保
不適正な流出を抑制し 国内循環を再構築 - 不適正スクラップヤードを規制しつつ適正ヤードを国内循環へ取り込むべき - 有害な有価物に対して国内処理原則を適用し、水際対策を徹底し、海外流出を抑制すべき - 適正事業者が不利にならない公正な競争環境の整備が必要 - 商流の透明化、トレーサビリティ強化を通じ、再生材への信頼性を確保すべき	国内外から戦略的に 原料を確保する - 少量・分散で排出される循環資源を広域回収し、集約的に処理する拠点を構築すべき - 経済安全保障上、特に重要な循環資源については、回収強化に係るインセンティブを創出し、戦略的確保を図ることが必要 - 循環資源の調達多角化に向け、同志国連携や輸入手続の迅速化・合理化を進めるべき	"使いこなせる再生材" を 安定的に供給 - 製造業と資源循環業の連携を強化し、高品質再生材の生産に向けた技術開発を加速すべき - 環境配慮設計の導入を促進し、解体・選別しやすい製品設計への転換を進めるべき - データ連携を推進し、動静脈で素材情報等を共有する連携基盤の構築を進めるべき	再生材を "選ばれる資源" へ - 再生材・再生材利用製品の需要創出・拡大を起点とした市場形成を図るべき - 公共調達の適用拡大等により、安定的な初期需要を創出する必要 - 再生材の認証・表示の仕組みを整備し、価値の可視化を進めるべき - 正常価格より極端に安価な輸入再生材への適切な対応を検討すべき	資源循環ビジネスを "成長産業" へ転換する - 資源循環ビジネスの投資予見性を高めるため、制度・予算・金融等の支援策を講じるべき - 規模拡大や物流最適化等の効率性向上を通じた、費用対効果の高いサプライチェーンの構築に向けた資金調達の方法等を検討する必要

再生材サプライチェーン強靱化に向けた戦略的方向性

戦略的方向性

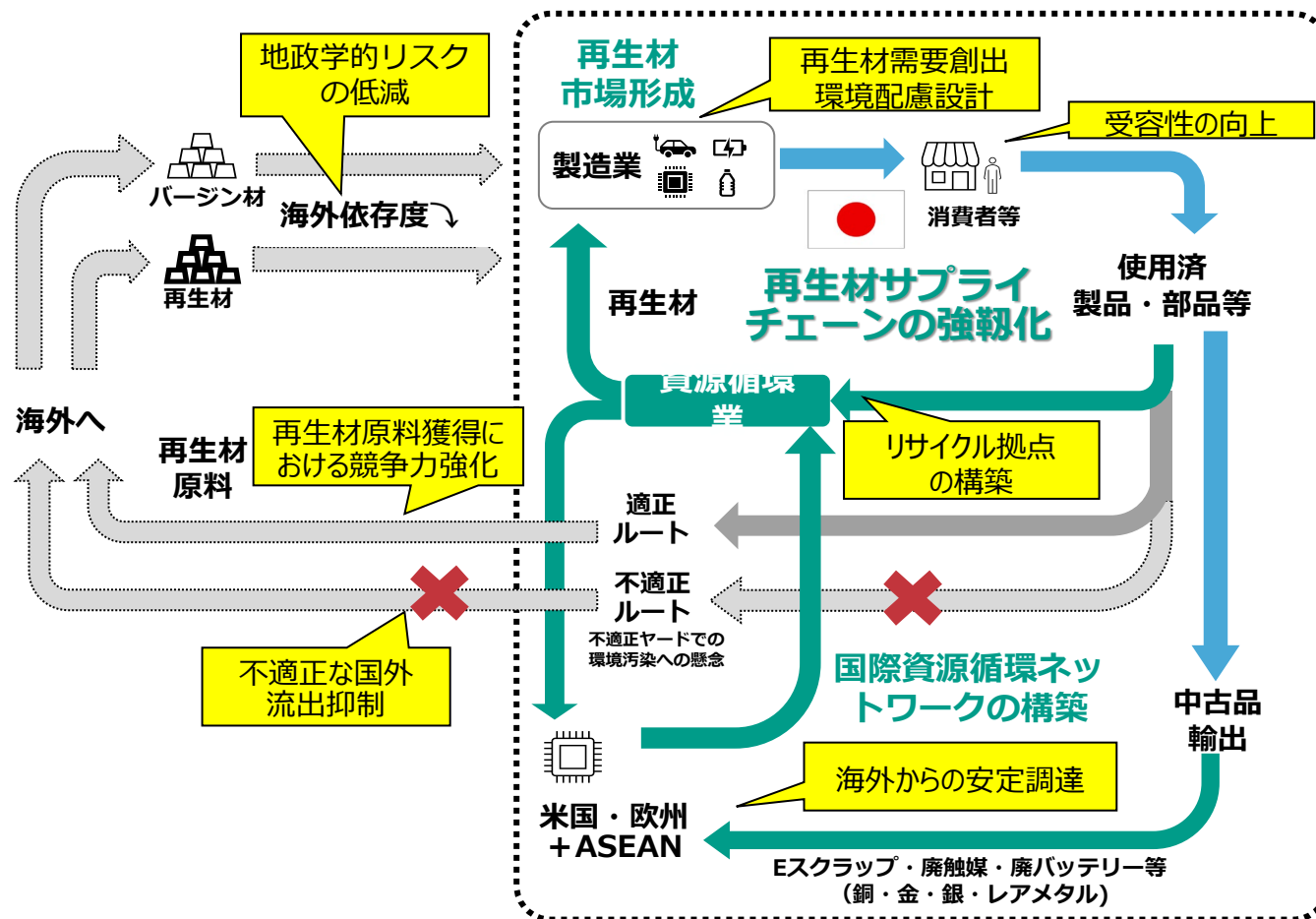
【自律性】

✓再生材サプライチェーンの強靱化により、再生材を質・量・コストの面で安定的に供給

✓再生材需要の創出・拡大を起点とした**市場形成**

【不可欠性】

✓日本の製錬技術等の優位性を活かし、同志国とも連携し、日本をハブとする**国際的資源循環ネットワーク**を構築



再資源化に係る関連施設や循環資源の回収量拡大に向けた物流関連施設への投資促進や実証事業を行います。

1. 事業目的

我が国の製造業はサプライチェーン途絶リスクにさらされており、国内外での循環資源の回収拡大と再資源化を通じた製造業への供給強化（動静脈連携）による再生材供給サプライチェーンの強靱化は、経済安全保障に直結。そのため、資源循環産業から製造業に安定的な質・量の再生材（レアメタル・レアアースをはじめとした重要な金属資源等）を供給するにあたって必要となるサプライチェーンに関連したインフラ設備の導入や実証事業の支援を行う。

2. 事業内容

1. 安定的な質・量の再生材を供給するための関連インフラ設備への補助事業

資源循環産業から製造業に安定的な質・量の再生材を供給するためのサプライチェーン上の拠点となる関連インフラ設備（例.保管設備・荷揚げ設備・分析設備等）の導入支援を実施する。

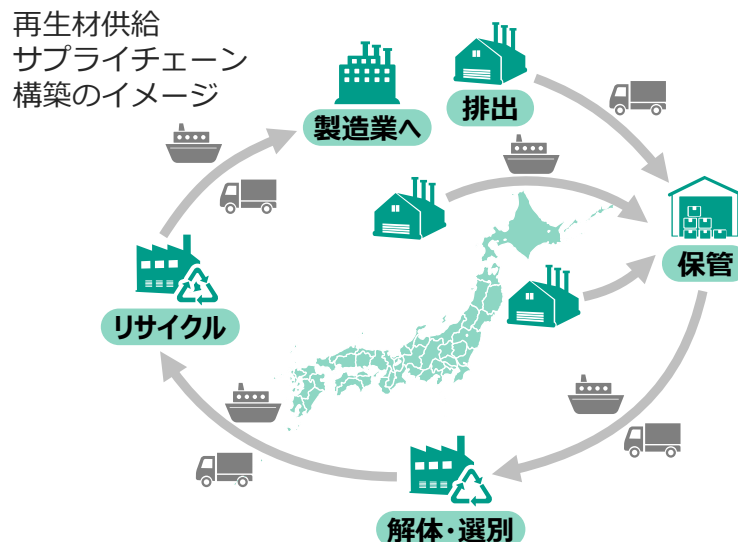
2. 安定的な質・量の再生材を供給するための実証事業

資源循環産業から製造業に安定的な質・量の再生材を供給するための実証事業（例.レアアース・レアメタルを含んだ使用済製品の回収実証や再生材の品質評価に係る実証等）を実施する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 : 間接補助事業（補助率 1 / 3, 1 / 2）・委託事業
- 委託先・補助対象: 民間事業者・団体等
- 実施期間 : 令和8年度

4. 事業イメージ



大型破碎設備



保管設備



荷揚げ設備

先進的な資源循環技術・設備の実証・導入支援により、グローバルで通用する資源循環投資を実現します。

1. 事業目的

本事業では、①CO2排出削減が困難な産業（Hard-to-Abate産業）における排出削減に大きく貢献する資源循環設備や、②革新的GX製品の生産に不可欠な高品質再生品を供給するリサイクル設備への投資により、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行と資源循環分野の脱炭素化の両立を推進するとともに、我が国産業のGX実現を支えることを目的とする。

2. 事業内容

① CO2排出削減が困難な産業の排出削減貢献事業

本事業では、先進的な資源循環技術・設備に対する実証・導入支援を行い、リサイクルを実施することで、一足飛びに脱炭素が困難な産業（Hard-to-Abate産業）に再生素材を供給し、そのGX移行やCO2排出削減に貢献する。具体的には、サーキュラーエコノミーに関する産官学のパートナーシップへの参画等を通じて、製造業と資源循環産業が連携した資源循環を成立すべく、廃プラスチックや金属などの大規模で高度な分離回収設備や再資源化設備等に対する実証・導入支援を実施する。

② 革新的GX製品向け高品質再生品供給事業

GX移行に必要な革新的な製品（蓄電池など。以下「GX製品」という。）の原材料を供給する資源循環の取組に対して支援を行うことで、国内資源の確保による安定的な生産活動に貢献する。また、再生材使用という付加価値をGX製品に付与することで、製造業の国際的な競争力の確保につなげる。具体的には、サーキュラーエコノミーに関する産官学のパートナーシップへの参画等を通じて、製造業と資源循環産業が連携した資源循環を成立すべく、廃棄されたリチウム蓄電池（Lib）及び廃スクラップ等から非鉄金属の国内での資源確保に貢献するリサイクルシステムについて、必要な実証や設備導入支援を実施する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率1／3，1／2）
- 補助対象 民間事業者・団体、大学、研究機関等
- 実施期間 令和6年度～

4. 事業イメージ

① CO2排出削減が困難な産業（Hard-to-Abate産業）の排出削減に貢献する設備の例



プラ選別・減容成形設備



金属高度選別設備

② 革新的GX製品の生産に不可欠な高品質再生品供給設備の例



リチウム蓄電池回収設備・再生材精製設備

プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入等促進事業



【令和8年度予算額 7,297百万円（4,280百万円）】
【令和7年度補正予算額 3,000百万円】

環境省

脱炭素型のリサイクル設備・再生可能資源由来素材の製造設備等の導入支援を行います。

1. 事業目的

- ① プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が令和4年4月に施行されたことを受け、自治体・企業によるプラスチック資源の回収量増加、また再生可能資源由来素材の需要拡大の受け皿を整備する。
- ② 再エネの導入拡大に伴って排出が増加する再エネ関連製品（太陽光パネル、LIB（リチウム蓄電池）等）や、金属資源及びベース素材等を省CO2で確実にリサイクルする体制を確保し、脱炭素社会と循環経済への移行を推進する。

2. 事業内容

① 省CO2型プラスチック資源循環設備への補助

- ・効率的・安定的なリサイクルのため、プラスチック資源循環の取組全体（メーカー・リテラー・ユーザー・リサイクラー）を通してリサイクル設備等の導入を支援する。
- ・再生可能資源由来素材の製造設備の導入を支援する。
- ・プラスチック使用量削減に資するリユースに必要な設備の導入を支援する。
- ・複合素材のリサイクル設備の導入を支援する。
- ・紙おむつ等の複合素材のリサイクル設備の導入を支援する。

② 再エネ関連製品・金属資源・ベース素材等の省CO2型資源循環高度化設備への補助

資源循環を促進するため、再エネ関連製品（太陽光パネル、LIB等）や、レアメタルを含むe-scrapなどの金属資源及びベース素材の再資源化を行う高度なリサイクル設備の導入を支援する。



金属破碎・選別設備

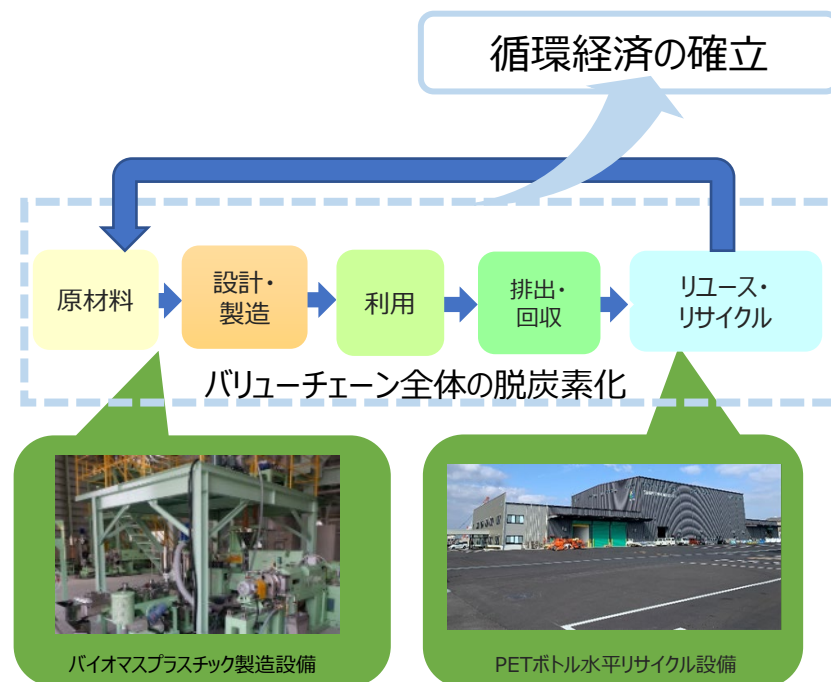


太陽光パネルリサイクル設備

3. 事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業（補助率1／3，1／2）
- 補助対象：民間事業者・団体等
- 実施期間：令和5年度～令和9年度

4. 事業イメージ



脱炭素化に資する資源を徹底活用する技術の社会実装に向けた実証事業を行います。

1. 事業目的

廃棄物・資源循環分野の脱炭素化を進めるために重点的に取り組むべき使用済み製品・素材について、省CO2型リサイクルプロセスの社会実証等に取り組み、循環経済（サーキュラーエコノミー）アプローチを通じたカーボンニュートラルの実現に貢献する。

2. 事業内容

- ・本事業では、化石由来資源プラスチックを代替するバイオプラスチック等の再生可能資源（バイオマス・生分解性プラスチック、紙、CNF、SAF及びその原料等）への転換・社会実装化のための技術実証等を行う。
- ・具体的には、活用可能性があり循環経済への寄与度が高いものの、これまで脱炭素の観点から考慮した資源の活用が十分に進んでいない、①複合素材プラスチック・廃油、②再エネ関連製品（太陽光パネル・リチウム蓄電池等）やベース素材（金属やガラス等）に着目し、これら資源の徹底活用に向けて、循環経済アプローチを通じたカーボンニュートラルの実現に貢献する技術の社会実装に向けた実証を行う。

3. 事業スキーム

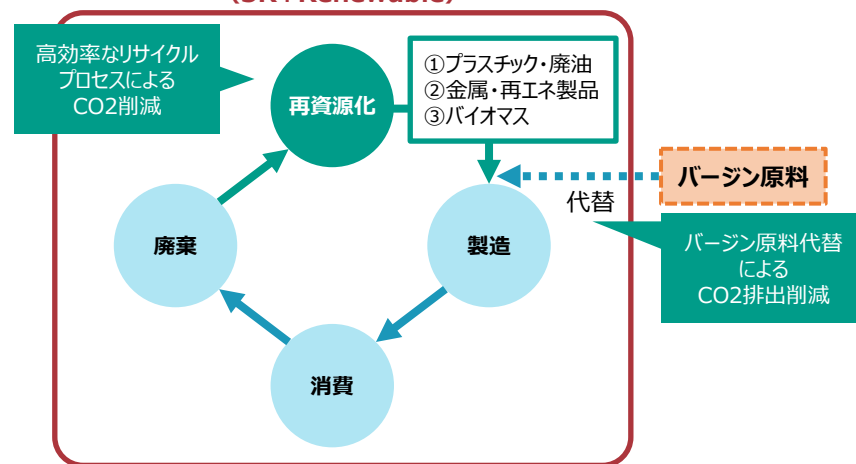
- 事業形態：委託事業、間接補助事業（補助率1／3，1／2）
- 委託先・補助対象：民間事業者・団体、大学、研究機関等
- 実施期間：令和5年度～令和9年度

4. 事業イメージ

- ・経済安全保障を踏まえた国内資源循環の促進
- ・再エネ関連製品普及に伴うリサイクルプロセスの省CO2化

脱炭素社会・循環経済への移行に貢献

資源の徹底活用による循環経済アプローチ
(3R+Renewable)



脱炭素型循環経済システム構築促進事業のうち、 (2) 国内資源循環体制構築に向けた再エネ関連製品及びベース素材の全体最適化実証事業



カーボンニュートラル、国内資源循環に向けたリサイクルの全体最適化のための動静脈連携スキーム構築実証を行います。

1. 事業目的

- ① 動静脈連携による太陽光パネル由来のガラスの水平リサイクル技術の確立（令和7年度補正予算）
- ② 今後大量排出が見込まれる再エネ関連製品の省CO2型リサイクル体制確立
- ③ デジタルを用いた脱炭素・再生材証明の構築による未利用資源の活用体制構築
- ④ 国内資源循環の最適化によるリサイクルビジネスの活性化により、太陽光パネルをはじめとした再エネ関連製品のリサイクル体制構築及び金属資源の倍増を目指す。

2. 事業内容

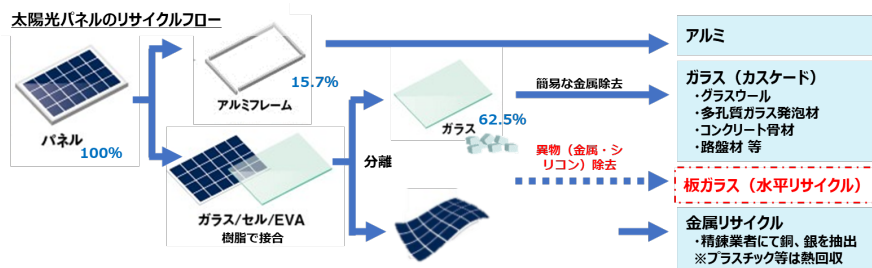
- 今後大量排出が見込まれている太陽光パネルや車載用バッテリー等の再エネ関連製品は、リサイクルに伴うCO2排出量を抑制するための省CO2型リサイクル体制の整備や、確実に国内でリサイクル・適正処理されるためのシステムの構築が必要。経済安全保障の観点も踏まえ、循環経済工程表において、2030年度までに金属のリサイクル原料の処理量倍増という目標が掲げられ、未利用資源の国内循環が急務である。
- 再エネ関連製品等については、省CO2型のリサイクルプロセスが確立されておらず、リサイクル原料の活用においては、製品や素材の排出時の品質にばらつきがあり、忌避物質の混入や品質確保の観点からバージン材からの素材代替が十分に進んでいない。
- 太陽光パネルの重量の約6割を占めているガラスは、高品質なリサイクル材が製造できていない。製造に必要な質のカレット（板ガラスの原料）の十分な供給が実現できていないためであり、動静脈連携を通じたガラスの水平リサイクル技術の確立が重要である。
- 本事業では、再エネ関連製品やベース素材の省CO2型のリサイクル技術向上と、デジタルを用いたトレーサビリティ等確保によるリサイクル原料の品質向上や確実なリサイクル・適正処理を図り、未利用資源の活用体制構築を促進する実証をスタートアップ企業が行うものを含め実施する。

3. 事業スキーム

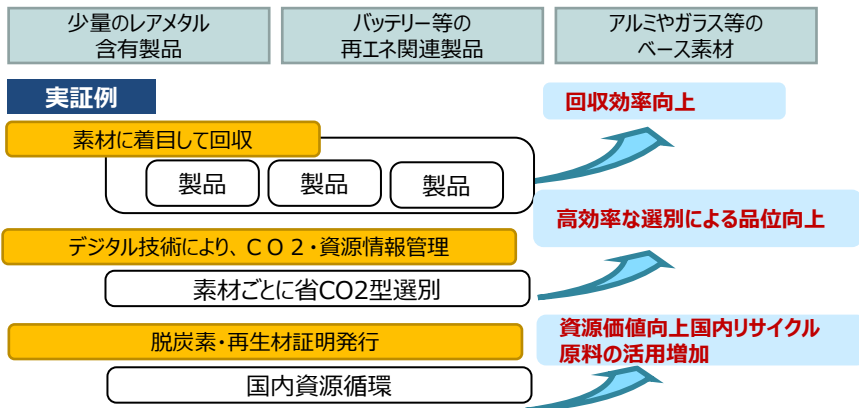
- 事業形態：委託事業、間接補助事業（1/2、1/3）
- 委託先・補助対象：民間事業者・団体、大学、研究機関等
- 実施期間：令和5年度～令和9年度

4. 事業イメージ

事業目的①



事業目的②③④



製造業・資源循環産業の連携及び高度リサイクルを通じた高品質再生材供給実証事業



【令和8年度予算額 1,000百万円（新規）】



再生材供給のサプライチェーン強靱化を通じた再生材の高品質化・供給量の安定化を目指します。

1. 事業目的

小規模分散化している国内の資源循環産業においては、製造業・資源循環産業の間で質・量両面での再生材の需給の調整が進んでいないこと、不適正ヤードからの海外流出ルートが存在など公正な競争条件が未整備なことなどから、大規模・集約化へのインセンティブが十分に働いていない。そのため本事業では、これらの課題に対し、①高品質な再生材供給に向けた動静脈連携、②リサイクルの大規模集約化・高度化に向けた取組に係る実証・調査をするものである。

2. 事業内容

1. 高品質な再生材供給に向けた動静脈連携の実証

資源循環産業において、製造業が使いこなせる質・量の再生材を供給するため、資源循環産業と製造業の動静脈間で、供給される再生材の質・量やそのほか再生材に求める要件などのすり合わせが必要である。そのため、鉄鋼業・鉄スクラップ業の連携を通じて、建築物からの鉄材の精緻解体や鉄含有スクラップの高度選別とリサイクル原料の評価について実証を行う。

2. リサイクルの大規模集約化・高度化に向けた実証

資源循環産業から製造業にまとまった量の素材（金属やプラスチック）を供給するため、複数の循環資源を扱う選別施設の効率的運用や小規模分散化している再生材製造施設の集約化を念頭に、大規模集約化・高度化へのインセンティブ創出に向けた実証・調査を行う。（鉄・アルミ・銅・プラ等）

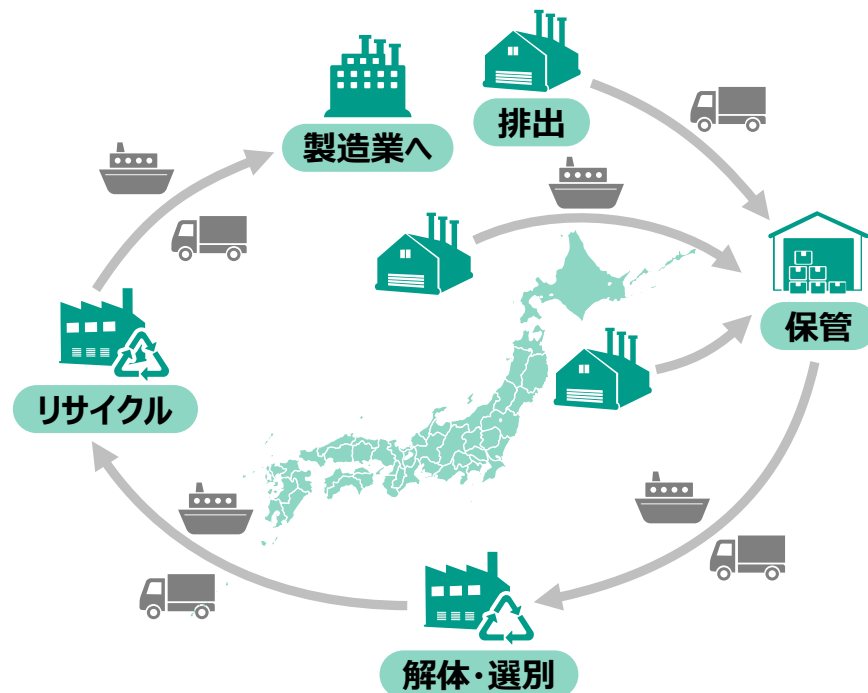
さらに、現状、インフォーマルな取り扱いが懸念されている循環資源（リチウムイオン電池など）の環境上適正なリサイクルの規模を拡大するため、処理プロセスにおける適正処理指針の適用可能性について、実証・調査を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態：委託事業
- 委託先：民間事業者・団体
- 実施期間：令和8年度～令和10年度

4. 事業イメージ

資源循環ネットワークの形成及び
再生材製造拠点の戦略的構築のイメージ



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課 資源循環ビジネス推進室 電話：03-6206-1875

資源循環ネットワーク形成及び再生材製造拠点の戦略的構築に関する調査及び実証事業



【令和8年度予算額】 20百万円
【令和7年度補正予算額】 376百万円



再生材供給のサプライチェーン強靱化を通じた再生材の高品質化・供給量の安定化を目指します。

1. 事業目的

小規模分散化している国内の資源循環産業においては、動静脈物流の分断や、質・量両面での再生材の需給の調整が進んでいないこと、公正な競争条件が未整備なことなどから、大規模・集約化へのインセンティブが十分に働いていない。本事業は、再生材供給サプライチェーンの強靱化を目的として、循環資源のリサイクルのためのネットワーク（物流や動静脈連携）形成及び大規模・集約的な再生材製造施設の構築に向けた調査や実証等を行うものである。

2. 事業内容

1.再生材サプライチェーン強靱化戦略の検討【補正】

再生材サプライチェーン強靱化に向けて、リサイクルのためのネットワーク形成及び大規模・集約的な再生材製造施設の構築のための新たな施策の検討や再生材市場拡大による経済面や環境面、社会面における、様々な効果の推計を行う。

2.再生材サプライチェーン強靱化に向けたケーススタディ【当初・補正】

国内において早急に再生材サプライチェーンの構築が必要な循環資源等を対象として、リサイクルのためのネットワーク形成及び大規模・集約的な再生材製造施設の構築のための課題やニーズの調査等を行う。

3.資源循環ビジネスの活性化に向けた調査及びモデル実証【補正】

循環資源の有する潜在的な有害性のリスク管理のためのトレーサビリティ確保及び効果的な回収のあり方を検討するモデル実証を行うとともに、本実証の成果を踏まえ、必要な政策について評価・検討を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態：請負事業
- 請負先：民間事業者・団体
- 実施期間：令和8年度 ※一部令和7年度補正予算で措置

4. 事業イメージ

資源循環ネットワークの
形成及び再生材製造拠点
の戦略的構築のイメージ

